



令和 5 年度集計結果から

化学物質による環境リスクを減らすために

令和 7 年 9 月発行

 環境省
Ministry of the Environment

PRTR データを 読み解くための

市民 ガイドブック

令和5年度集計結果から

I 暮らしの中の化学物質

- 1. 暮らしの中の化学物質 2
- 2. 暮らしの中でできること 3

II PRTR 制度とは

- 1. PRTR 制度の仕組み 6
- 2. 対象となる化学物質 8
- 3. 対象となる事業者 10
- 4. 対象事業者が届け出るもの 11
- 5. 排出量・移動量の把握、届出 12
- 6. 対象事業者以外からの排出
(国の推計) 13

III PRTR データ

- 1. PRTR データの概要 18
 - (1) PRTR データの構成 18
 - (2) 基本となる集計表 19
 - (3) PRTR データでこんなことがわかる 20
 - (4) PRTR データの取扱い上の留意点 20
- 2. 令和 5 (2023) 年度
PRTR データの集計結果 22
 - (1) 令和 5 (2023) 年度
PRTR データの概要 22
 - (2) 令和 5 (2023) 年度
PRTR データをグラフや表で見る 23

- ① 全国の届出排出量・届出外排出量... 23
- ② 都道府県別に見る 25
- ③ 排出先別割合 27
- ④ 大気・水・土壌に
多く排出されている物質 28
- ⑤ 排出量の多い業種 29
- ⑥ 家庭から排出される物質 31
- ⑦ 身の周りの気になる物質 32
- ⑧ 移動量 34

- 3. 平成 22 (2010) ~ 令和 5 (2023) 年度
PRTR データの経年変化 38
 - (1) 届出事業所数の変遷 38
 - (2) 全国の排出量・移動量 38
 - (3) 継続物質の排出量・移動量 42
 - ① 大気・水・土壌に
多く排出されている物質 42
 - ② 移動量 43
 - (4) 追加対象化学物質の
届出排出量・移動量 45
- 4. ホームページ上で PRTR データを見る 46
 - 環境省「PRTR 集計・公表システム」 46
 - 環境省「PRTR データ地図上表示システム」 50
- 5. 個別事業所の PRTR データを入手する 54
 - (1) 個別事業所のデータと「PRTR
けんさくん」の利用について 54
 - (2) 環境省「PRTR データ地図上表示
システム」の利用について 56
 - (3) 開示請求 56

化学物質による 環境リスクを減らすために

IV 化学物質による 環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割…… 62
2. リスクコミュニケーション …… 63
 - (1) リスクコミュニケーションとは …… 63
 - (2) 近隣の工場とリスクコミュニケーション
したい時は …… 64
 - コラム1** リスクコミュニケーションを支援する
仕組み「化学物質に関する情報提供」… 65
 - コラム2** リスクコミュニケーションを支援する
仕組み「化学物質アドバイザー」 …… 66
 - コラム3** リスクコミュニケーションを支援する
仕組み「GHS」 …… 67
3. PRTR データの活用例 …… 68
 - (1) NGO・NPO の取組 …… 68
 - (2) D.Chem-Core(ディーケムコア)を活用し、
災害事故時等の緊急時の対応力を強化しよう!
…… 69
 - (3) 地方公共団体・事業者の取組 …… 70

V もっと知りたい時には

1. 法律に関すること …… 74
 - (1) 化管法の概要 …… 74
 - (2) 化管法の見直しについて …… 75
 - コラム4** 情報提供を受け付ける窓口
「PRTR 目安箱」 …… 77
 - (3) 第一種指定化学物質リスト …… 78
 - (4) 商品に表示されている
第一種指定化学物質の名称 …… 107
2. PRTR に関連する用語の解説 …… 114
環境リスク 排出量 移動量 取扱量
化学物質管理指針 有害性 発がん性
変異原性 感作性 生態毒性
オゾン層破壊物質 CAS 登録番号(CAS RN)
レスポンシブル・ケア
環境マネジメントシステム 環境報告書
SDS 指定化学物質等取扱事業者
3. 関連ウェブサイト …… 118
4. 各地方公共団体の PRTR 担当窓口 …… 120
5. 索引 …… 125

※本ガイドブックのグラフ等の数値は、四捨五入及び有効桁数の関係で 100% の合計値と一致しない場合があります。



暮らしの中の 化学物質

- 1. 暮らしの中の化学物質 2
- 2. 暮らしの中でできること 3

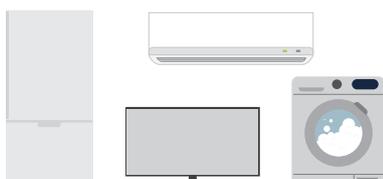
1 暮らしの中の化学物質

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の周りの化学物質の**環境リスク**^{*1}を正しく理解するとともに、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

PRTR制度は、この環境リスクを考える際に重要な化学物質の排出・移動情報を、国が集計、公表する仕組みです。

このガイドブックは、そのための基礎的な情報をまとめたものです。後ほど紹介する化学物質ファクトシート、かんたん化学物質ガイド(65ページ参照)等のいろいろな情報源を活用しながら、化学物質の性質や身近な製品中の成分、化学物質の環境中への排出状況や体への取り込み量などについて関心を持ち、考えることが重要です。

<p>食品類</p> <ul style="list-style-type: none">●保存料(安息香酸、ソルビン酸など)●合成着色料(食用赤色 2号など) 	<p>衣料品</p> <ul style="list-style-type: none">●化学繊維(ナイロン、ポリエステルなど)●ドライクリーニング (テトラクロロエチレンなど) 	<p>農薬・殺虫剤・肥料</p> <ul style="list-style-type: none">●ジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど 
<p>自動車</p> <ul style="list-style-type: none">●ガソリン(ベンゼン、トルエンなど) 	<p>塗料や接着剤</p> <ul style="list-style-type: none">●塗料(トルエン、キシレン、トリメチルベンゼンなど)●接着剤(酢酸ビニルなど) 	<p>洗剤や化粧品</p> <ul style="list-style-type: none">●殺菌剤・防腐剤(ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど)●界面活性剤(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩など) 
<p>家電製品</p> <ul style="list-style-type: none">●難燃剤(ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)など)●金属類(アルミニウム、鉄など) 	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none">●アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど 	

^{*1} 化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいいます。詳しくは、114ページをご参照ください。

2 暮らしの中でできること

(1) 化学物質に関心を持つ・PRTR データを見る

新聞やテレビのニュース、地方公共団体の広報紙、事業者や地方公共団体の説明会など、これからご紹介するPRTRデータの集計結果を目にする機会は少なくありません。まずは、データを見ることから始めてみましょう(18~59ページ参照)。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「わからない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

(2) 疑問に思ったことやわからないことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や地方公共団体の説明会などに参加し質問をするといった方法があります。

(3) 毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、p-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。

一人一人の暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、以下のようなことから始めてみてはいかがでしょうか。

✓ 必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしの中で化学物質の使用や排出を減らす機会は意外と多いものです。まずは無駄をなくすよう心がけてみましょう。



✓ 使用上の注意を守り、捨てる時にはルールに従う

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使用上の注意を守り、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。



✓ 環境への負荷が少ない製品を選ぶ

どんな化学物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、製品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。

消費者のこうした行動は、事業者をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。





PRTR制度とは

1. PRTR 制度の仕組み	6
2. 対象となる化学物質	8
3. 対象となる事業者	10
4. 対象事業者が届け出るもの	11
5. 排出量・移動量の把握、届出	12
6. 対象事業者以外からの排出（国の推計）	13

1 PRTR制度の仕組み

PRTR(ピーアールティール)とは Pollutant Release and Transfer Register

の略称です

化学物質の排出・移動に関する情報を 国が1年ごとに集計し、公表する制度

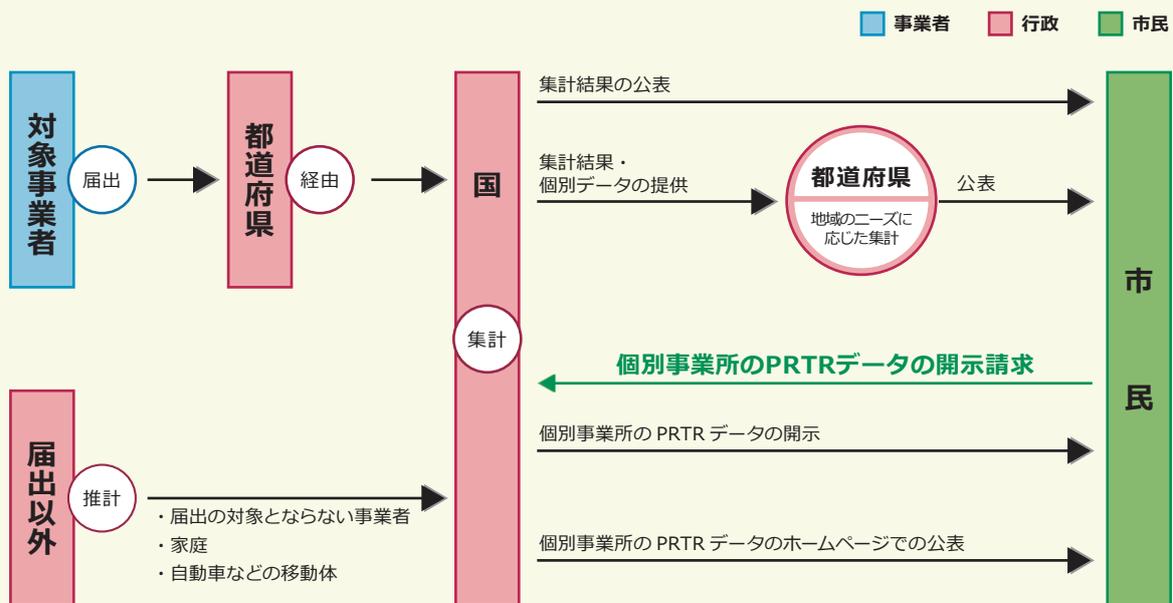
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、PRTR制度が設けられています。PRTR制度は、対象化学物質の排出・移動に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、PRTRの届出対象となる**事業者**^{※1}が、環境中に排出した対象化学物質の量(**排出量**^{※2})や、廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量(**移動量**^{※3})を自ら把握し、年に1回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、**届出の対象とならない事業者**^{※4}や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、二つのデータを併せて公表します。

また、事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表しています(詳細は、54ページをご参照ください)。

● PRTRデータの流れ



※1 事業者には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。詳細については、10ページをご参照ください。

※2 「排出量」については、114ページをご参照ください。

※3 「移動量」については、114ページをご参照ください。

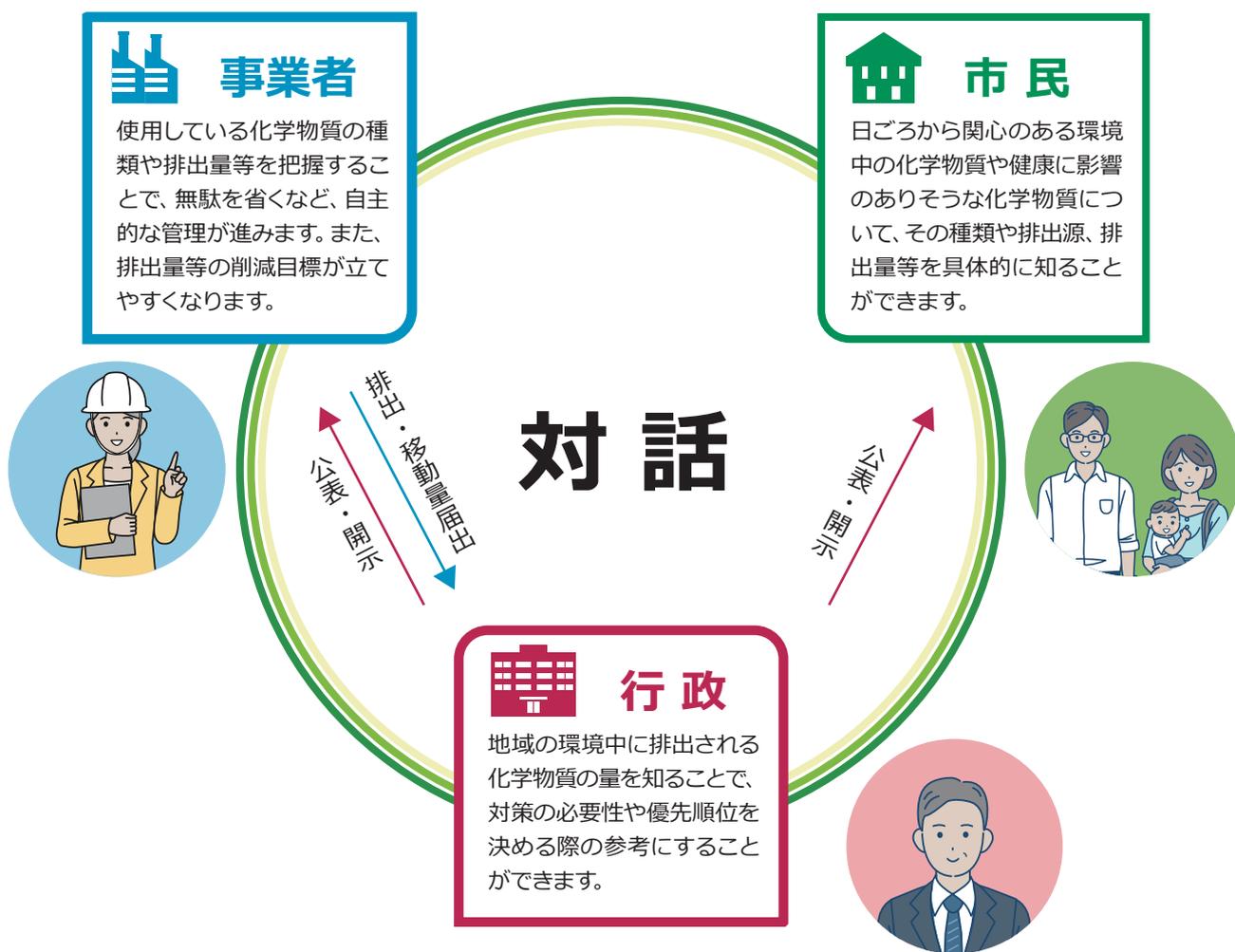
※4 届出が必要な業種に該当しない、または、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務づけられていない事業者を指します。

PRTR制度は、化学物質の情報を共有し、 市民・事業者・行政が協力して取組を進めます。

PRTR制度によって、市民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能となりました。これにより、市民にはこれまで行政や事業者任せにできなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がりました。

PRTRデータを利用して、市民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

● PRTRデータの基本構造



■ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」、「PRTR法」といった略称で呼ばれていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。化管法の詳細については、74ページをご参照ください。

2 対象となる化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が対象

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ(発がん性^{※5}、変異原性^{※6}、感作性^{※7}など)または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ(生態毒性^{※8})があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の二つに区分されています。

PRTR制度の届出の対象となるのは、第一種指定化学物質で、このうち、人に対する発がん性等があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質と呼ばれています。

第一種指定化学物質を他の事業者に譲渡・提供する場合には、有害性に関する情報や取扱方法などを記載したSDS(安全データシート)^{※9}を提供することが事業者には義務づけられています。

第二種指定化学物質については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様、SDSの提供が義務づけられています。

◆第一種指定化学物質：排出量・移動量の届出とSDSの提供

次のいずれかの有害性^{※10}の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- ▷人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ▷その物質自体は人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれなくとも、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ▷オゾン層を破壊するおそれがあるもの(オゾン層破壊物質^{※11})

特定第一種指定化学物質

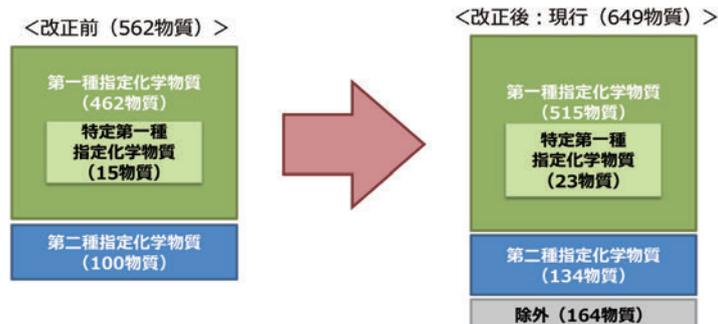
人に対する発がん性等があると評価されているもの

ニッケル化合物、ベンゼン、砒素及びその無機化合物、ダイオキシン類など

◆第二種指定化学物質：SDSの提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

令和3(2021)年10月の化管法施行令の改正により、対象化学物質が見直されました。これにより対象化学物質数は562物質から649物質に変わりました。対象化学物質の内訳としては、第一種指定化学物質は462物質から515物質に、第二種指定化学物質は100物質から134物質となっています(改正の概要については75～76ページ参照)。改正前の対象化学物質から164物質が除外されています。令和5(2023)年度の排出・移動量から見直し後の対象化学物質で把握が開始されました。令和6(2024)年度から事業者が届け出て、排出量・移動量が集計されます。届出対象の第一種指定化学物質リストは、78～106ページをご覧ください。



※5 「発がん性」については、115ページをご参照ください。

※6 「変異原性」については、115ページをご参照ください。

※7 「感作性」については、115ページをご参照ください。

※8 「生態毒性」については、115ページをご参照ください。

※9 「SDS」については、116ページをご参照ください。

※10 「有害性」については、114ページをご参照ください。

※11 「オゾン層破壊物質」については、115ページをご参照ください。

■ 対象化学物質の例

	主な用途	有害性
<p>人の健康を損なうおそれがあるもの (例: ベンゼン)</p> 	<p>基礎化学原料として多方面の分野で使われており、ベンゼンから合成される代表的な化学物質には、スチレン(合成樹脂や合成ゴムの原料)、シクロヘキサン(ナイロン繊維の原料)、フェノール(合成樹脂、染料、農薬などの原料、消毒剤)、無水マレイン酸(合成樹脂、樹脂改良剤などの原料)などがあります。</p> <p>なお、ガソリンの中に数%のベンゼンが含まれていましたが、低ベンゼン化が進められ、大気汚染防止法に基づく規制の改正によって、自動車用ガソリンのベンゼンの許容限度は、平成 12(2000)年 1月より 1%以下(体積比)になっています。また、たばこの煙にもベンゼンは含まれています。</p>	<p>人への発がん性(白血病)が認められています。また、高濃度のベンゼンを長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。</p>
<p>動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの (例: アルキルアミノオキシド)</p> 	<p>主に台所用洗剤の成分として使われています。また、業務用洗浄剤、シャンプーや化粧品・医薬品にも使われています。</p>	<p>ウサギを用いた実験では強い刺激性が示されています。日常生活では、台所用洗剤を使うことによって皮膚に触れますが、皮膚からの吸収性は低いとされています。</p> <p>人が体内に取り込む可能性があるのは飲み水などによると考えられますが、体内に取り込まれた場合は、尿に含まれて排せつされたり、呼吸とともに吐き出され、12時間以内に半分の濃度になると推定されています。</p> <p>なお、ラットの実験を用いて人の健康影響を評価しており、現時点では人の健康に悪影響を及ぼすことはないと言われています。</p>
<p>オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの (例: ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)等のフロン類)</p> 	<p>不燃性であること、熱に対しても化学的にも安定で分解しにくいことなどの性質があり、断熱材の発泡剤、業務用冷凍空調機器の冷媒、家庭用冷蔵庫の冷媒、飲料用自動販売機の冷媒、カーエアコンの冷媒、ぜん息治療薬用噴霧吸入器の噴射剤として使われてきました。</p>	<p>フロン類は成層圏オゾン層を破壊することにより、間接的に人の健康へ影響を及ぼします。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。オゾン層が減少すると地上に達する紫外線が増え、皮膚がんや白内障の増加など、人の健康への影響が懸念されています。</p>

3 対象となる事業者

「対象業種」「従業員数」「取扱量等」の条件をすべて満たす事業者が対象

PRTR制度の対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出したりしている事業者のうち、以下の3つの条件すべてに合致する事業者に届出の義務が課されています。^{※12}

①対象業種（日本標準産業分類(平成5(1993)年改定)による業種区分に基づく)

● 金属鉱業	● 電気業	● 機械修理業
● 原油及び天然ガス鉱業	● ガス業	● 商品検査業
● 製造業 ▷ 食品製造業 ▷ 飲料・たばこ・飼料製造業 ▷ 繊維工業 ▷ 衣服・その他の繊維製品製造業 ▷ 木材・木製品製造業 ▷ 家具・装備品製造業 ▷ パルプ・紙・紙加工品製造業 ▷ 出版・印刷・同関連産業 ▷ 化学工業 ▷ 石油製品・石炭製品製造業 ▷ プラスチック製品製造業 ▷ ゴム製品製造業 ▷ なめし革・同製品・毛皮製造業 ▷ 窯業・土石製品製造業 ▷ 鉄鋼業 ▷ 非鉄金属製造業 ▷ 金属製品製造業 ▷ 一般機械器具製造業 ▷ 電気機械器具製造業 ▷ 輸送用機械器具製造業 ▷ 精密機械器具製造業 ▷ 武器製造業 ▷ その他の製造業	● 熱供給業	● 計量証明業 一般計量証明業を除く。
	● 下水道業	● 一般廃棄物処理業 ごみ処分量に限る。
	● 鉄道業	● 産業廃棄物処分量 特別管理産業廃棄物処分量を含む。
	● 倉庫業 農作物を保管するものまたは貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。	● 医療業*
	● 石油卸売業	● 高等教育機関 附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。
	● 鉄スクラップ卸売業 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、または自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。	● 自然科学研究所
	● 自動車卸売業 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。	*平成20(2008)年11月の化管法施行令の改正により対象業種に「医療業」が追加され、平成22(2010)年度以降の公表データから医療業の排出量・移動量が含まれています。
	● 燃料小売業	
	● 洗濯業	
	● 写真業	
	● 自動車整備業	



②従業員数／常用雇用者21人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者または特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

全国数百万の事業所(民営・公営含む)のうち、この条件をすべて満たす事業所はおよそ3万2千事業所です。対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

※12 対象事業者選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(中央環境審議会第二次答申)－PRTR対象事業者等について－」をご参照ください。
<https://www.env.go.jp/council/former/tousin/040002-2.pdf>

4 対象事業者が届け出るもの

対象化学物質の環境中への排出量、 廃棄物に含まれての移動量を届出

対象事業者は、年に1度、前年度の事業所ごとの対象化学物質の排出量及び移動量を国へ届出ることが義務づけられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、以下の①から④に分けられています。

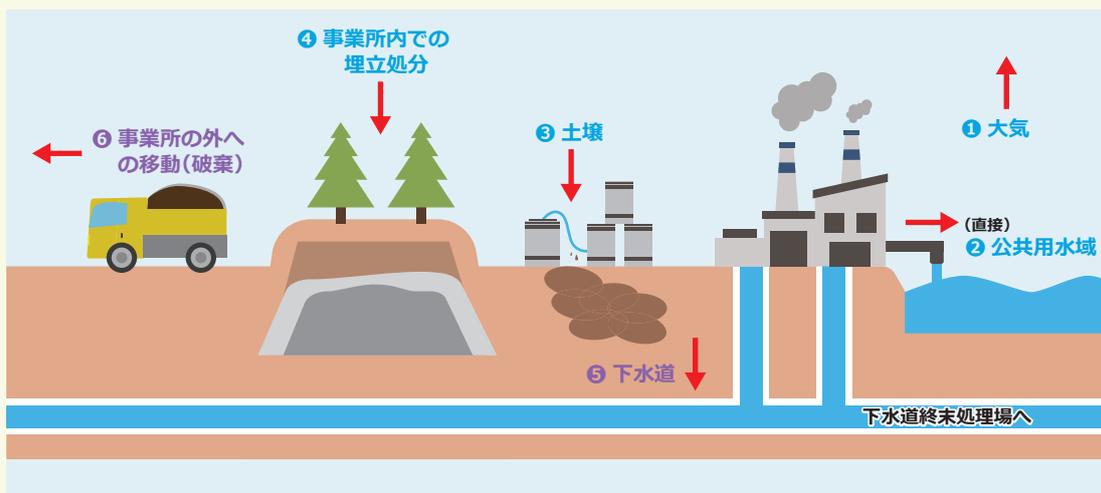
移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うことなどにより移動する第一種指定化学物質の量のこと、以下の⑤と⑥に分けられています。

排出量

- ① 大気への排出 大気への排出量は、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。
- ② 公共用水域^{※13}への排出 公共用水域への排出量は、河川や湖沼、海などに排出した量をいいます。
- ③ 事業所における土壌への排出 土壌への排出量は、タンクやパイプから土壌へ漏洩した量なども排出とみなします。
- ④ 事業所における埋立処分 埋立処分とは、事業所で生じた対象化学物質を含む廃棄物を事業所内の埋立地に埋め立てる場合をいい、土壌への排出とは区別されます。

移動量

- ⑤ 下水道^{※14}への移動 下水道に流した量のことをいいます。
- ⑥ 事業所の外への移動(廃棄) 産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のことをいいます。



※13 公共用水域とは、水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します(下水道を除く)。

※14 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

5 排出量・移動量の把握、届出

排出量・移動量を算出します。 電子届出による届出を奨励しています。

事業所では1年間の排出量や移動量を必ずしも実際に測定しているわけではなく、以下の5つの算出方法^{*15}のいずれかを使って求めています。

- ① 事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める
- ② 排ガスや排水の濃度を実際に測定し、それに排ガス・排水量を乗じる
- ③ 取扱量(事業所で取り扱った量)に排出係数(これくらいが環境中に出ていくとされる割合)を乗じる
- ④ 排ガス・排水量に物性値(蒸気圧、溶解度など、含まれている化学物質の量を確定できる値)を乗じる
- ⑤ その他、的確に算出できると認められる方法

算定した結果は、有効数字2桁で記入し、届け出ます。

届出について

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。これは、①事業者名、所在住所、業種など事業者・事業所の情報を記入する「本紙」と、②その事業所から排出または移動される化学物質の量を記入する「別紙」の2種類があり、②は1つの化学物質につき1枚作成されます。

届出は、「書面」「磁気ディスク」「電子」のいずれの方法でも受け付けていますが、直接都道府県の窓口に出向く必要がない「電子」による届出を奨励しています。

電子届出のメリット

- ・ 過去の届出も管理することができます。
- ・ システム上のチェックにより、入力ミスが削減できます。
- ・ 届出の際に、都道府県の窓口に出向く必要がありません。



1事業所が届け出る物質の数は、業種や規模などによって異なります。

例えば、令和5(2023)年度のデータでは、最も多かった事業所で96物質についての届出があり、1事業所あたりの平均届出物質数は7.3物質でした。

企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を経由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることとなりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。なお、PRTR制度が開始されて以来、国への企業秘密としての届出は1件もありません。

^{*15} 排出量の算出方法については、「PRTR排出量等算出マニュアル」(経済産業省・環境省)をご参照ください。
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html>

6 対象事業者以外からの排出(国の推計)

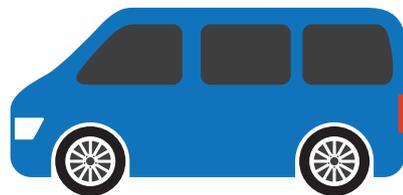
届出対象外の事業者、家庭、自動車などの移動体からの排出量は国が推計し公表します。



洗濯用洗剤



殺虫剤



自動車

PRTR制度の届出の対象となった事業者だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業者や、家庭、自動車などの移動体も排出源となっています。

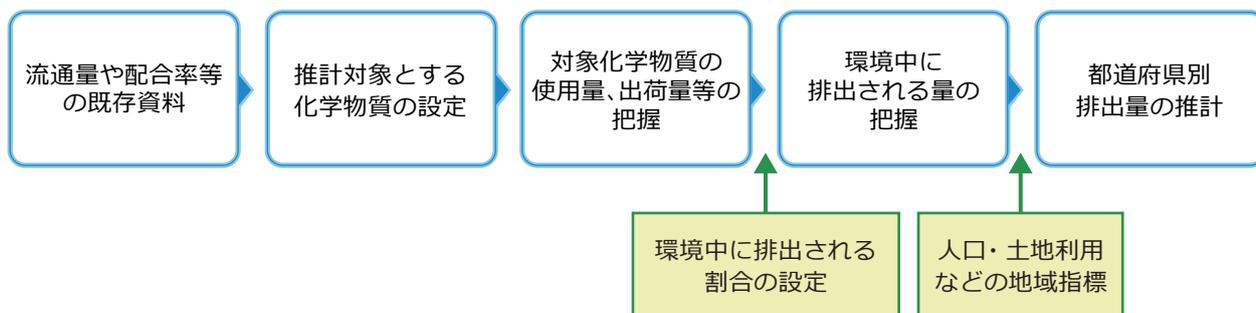
これら対象事業者以外の排出源からの排出量を国が推計します。この結果は、事業者から届け出された情報と併せて公表されます。

推計の対象となるのは主に次のような排出源からの排出量です。

- ▷ 届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者
- ▷ 届出対象業種において事業所ごとの年間取扱量が1トン未満(特定第一種指定化学物質は0.5トン未満)の化学物質
- ▷ 届出の対象となっていない業種: 建設業、飲食業、農業等
- ▷ 家庭: 塗料、防虫剤、除草剤、殺虫剤、洗浄剤などの使用に伴う排出
- ▷ 移動体: 自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等

推計方法

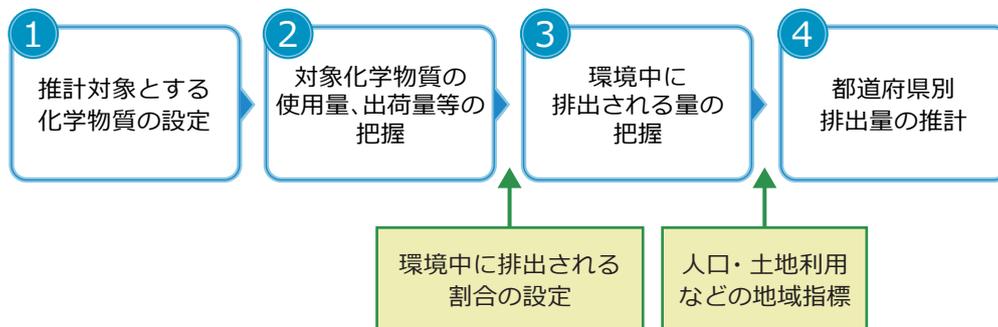
届出以外の排出源からの排出量については、その排出源に応じたさまざまな**推計方法**^{※16}を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計しています。



※16 推計方法の詳細は、環境省の「PRTRインフォメーション広場」の「PRTR届出外排出量の推計方法」をご参照ください。
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryu.html

推計方法の具体例:家庭用殺虫剤の推計方法

ここでは、蚊、ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫の駆除を目的とした家庭用殺虫剤の具体的な推計方法をご紹介します。



①推計対象化学物質の設定

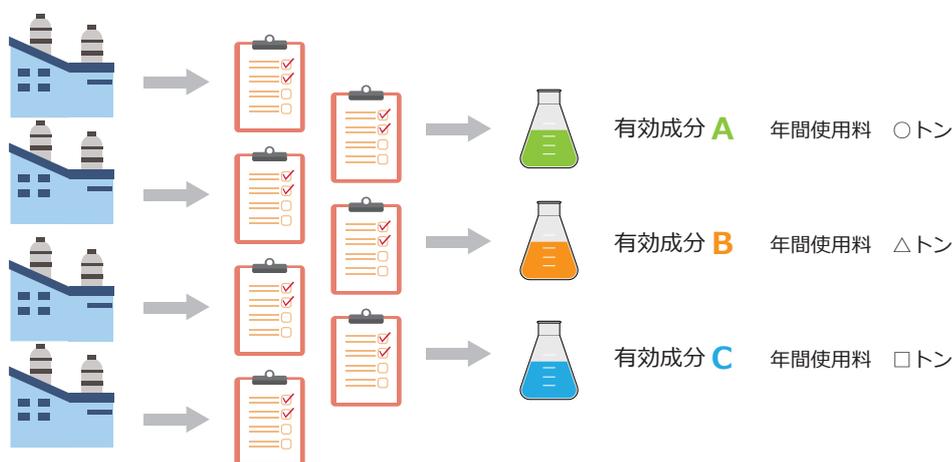
家庭用殺虫剤を製造する事業者に対して調査をしてわかった成分リストから、第一種指定化学物質に該当する物質について、家庭用殺虫剤としての排出量を推計します。

家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質(令和5(2023)年度)

	対象化学物質名(管理番号)
有効成分 ^{※17}	エトフェンプロックス(64)、テトラメトリン(153)、ジクロロベンゼン(181)、フェンチオン(252)、ペルメトリン(350)、ジクロルボス(457)、ジノテフラン(745)
補助剤 ^{※18}	エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、クメン(83)、2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール(207)、ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)(410)、アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウム塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)(581)、カンフェン(659)、トリメチルベンゼン(691)、2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(751)

②推計対象化学物質の使用量、出荷量の把握

家庭用殺虫剤を製造する事業者にアンケート調査を行い、対象化学物質ごとに集計して全国の使用量を把握します。

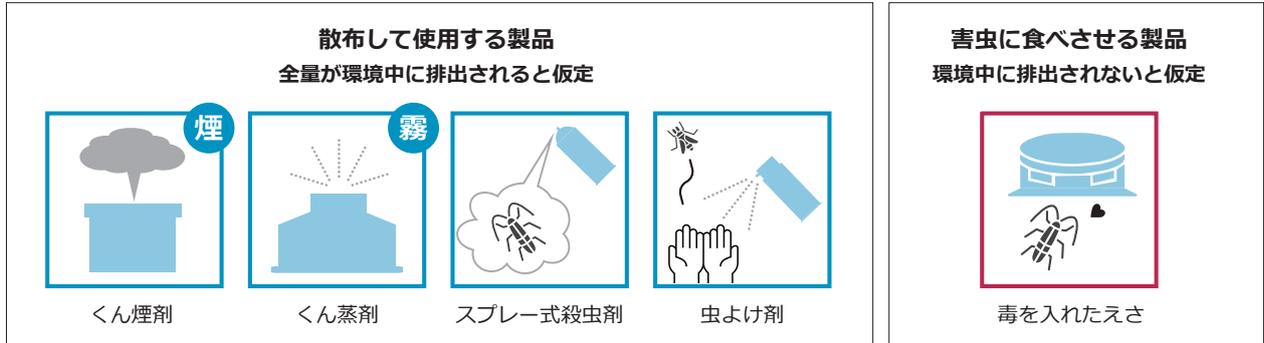


※17 有効成分とは、衛生害虫を駆除する作用を発揮する成分です。

※18 補助剤とは、有効成分の作用を促進するための成分です。

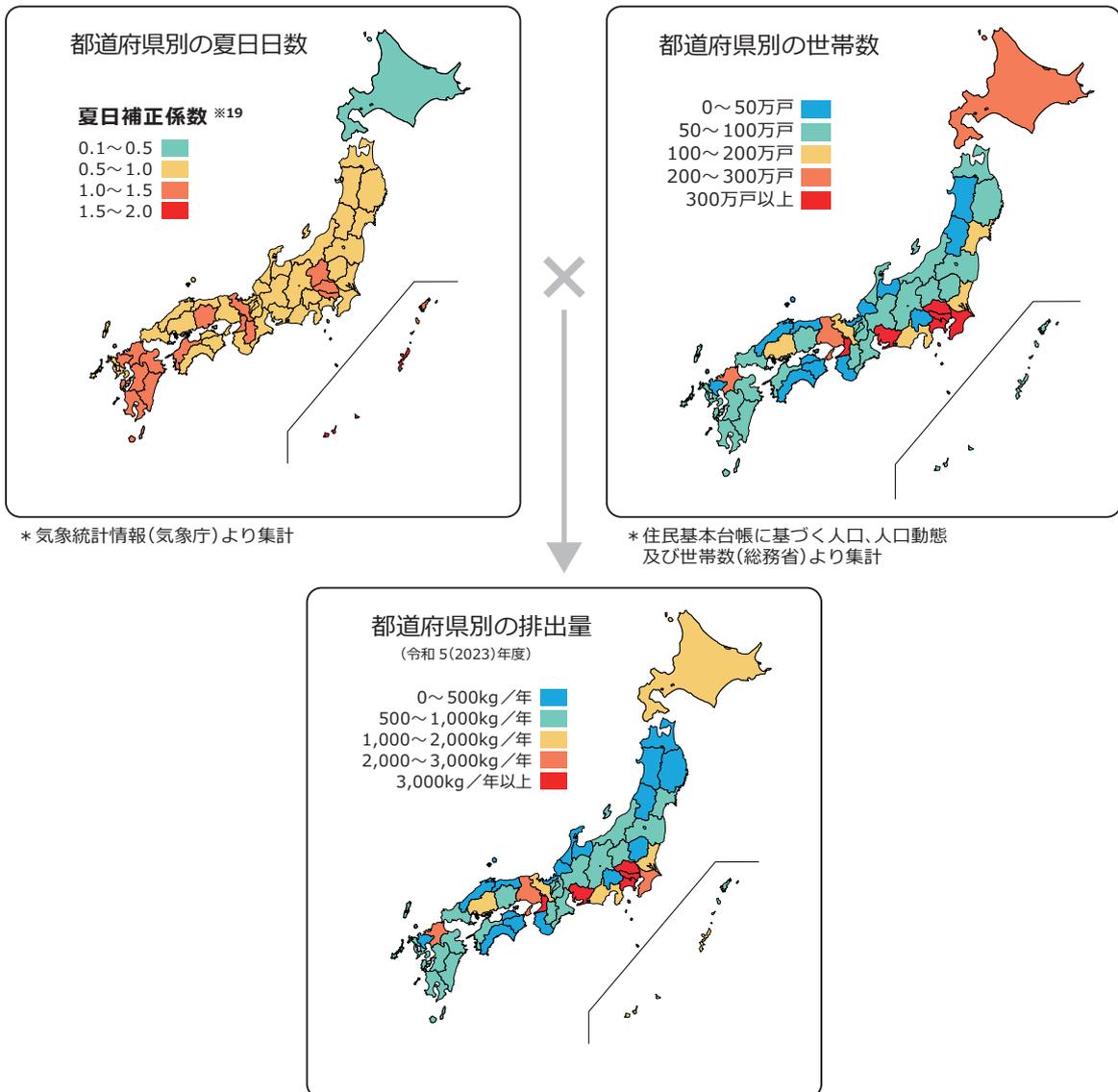
③環境中に排出される量の推計

殺虫剤の使い方から環境中に排出される割合を設定して、環境中に排出される量を推計します。



④都道府県別排出量の推計

都道府県別の夏日日数(衛生害虫の発生は25℃の気温が目安とされているため)と世帯数で補正して、各都道府県の排出量を推計します。(夏日補正係数×世帯数)



※19 東京都の夏日日数を1とした場合の各都道府県の夏日日数の値を夏日補正係数といいます。



PRTRデータ

1. PRTR データの概要	18
(1) PRTR データの構成	18
(2) 基本となる集計表	19
(3) PRTR データでこんなことがわかる	20
(4) PRTR データの取扱い上の留意点	20
2. 令和 5（2023）年度 PRTR データの集計結果	22
(1) 令和 5（2023）年度 PRTR データの概要	22
(2) 令和 5（2023）年度 PRTR データをグラフや表で見る	23
① 全国の届出排出量・届出外排出量	23
② 都道府県別に見る	25
③ 排出先別割合	27
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質	28
⑤ 排出量の多い業種	29
⑥ 家庭から排出される物質	31
⑦ 身の周りの気になる物質	32
⑧ 移動量	34
3. 平成 22（2010）～令和 5（2023）年度 PRTR データの経年変化	38
(1) 届出事業所数の変遷	38
(2) 全国の排出量・移動量	38
(3) 継続物質の排出量・移動量	42
① 大気・水・土壌に多く排出されている物質	42
② 移動量	43
(4) 追加対象化学物質の届出排出量・移動量	45
4. ホームページ上で PRTR データを見る	46
環境省「PRTR 集計・公表システム」	46
環境省「PRTR データ地図上表示システム」	50
5. 個別事業所の PRTR データを入手する	54
(1) 個別事業所のデータと「PRTR けんさくん」の 利用について	54
(2) 環境省「PRTR データ地図上表示システム」の 利用について	56
(3) 開示請求	56

1 PRTRデータの概要

(1) PRTRデータの構成

PRTRデータは、排出源別に次の5種類のデータで構成されています。

 届出	対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出量・移動量
 届出対象外	対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量
 非対象業種	届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量
 家庭	家庭からの排出量
 自動車など	自動車など移動体からの排出量

このうち  届出 は届出データ、 届出対象外  非対象業種  家庭  自動車などは国による推計データです。推計の対象となる主な製品などについては図に示してあります。 以外が国で推計した部分です。

●集計の対象となる排出量の構成

対象業種	非対象業種	家庭
 届出 届出対象 従業員21人以上 年間取扱量1トン以上※1	 届出対象外 届出対象外 年間取扱量1トン未満※1 製品の使用に伴う低含有率物質 下水処理施設※2 一般廃棄物処理施設※2 産業廃棄物焼却施設※2	 家庭 農薬 殺虫剤 接着剤 塗料 洗浄剤 化粧品 防虫剤・消臭剤 たばこの煙
	 倉庫業  農業、林業、ゴルフ場等  建物サービス業等  建設業等  飲食業等  漁業等 漁網防汚剤 汎用エンジン 水道 オゾン層破壊物質/ダイオキシン類	
	 移動体 自動車、二輪車、特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)、船舶(貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート)、鉄道車両、航空機	

* 排出量の構成図は、あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

※1 特定第一種指定化学物質では年間取扱量は0.5トンになります。

※2 これらの施設は排出量の測定義務の物質が定められており、測定対象外の物質を国が推計しています。

(2) 基本となる集計表

PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量を表にして公表されます。結果をわかりやすく示すために、表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」「移動量」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されています。

令和5(2023)年度の届出データを例に見てみましょう。下表は、対象化学物質別に、いくつかの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域(河川や海など)、事業所敷地内の土壌のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいか、といった基礎的な情報を集計したものです。

このような数値データをもとにして、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別どのような特徴があるか、といったさまざまな視点で整理、集計することができます。

使用データ

届出

この物質について何件の届出があったか

廃棄物として、また下水道に年間何kg移動されたか

管理番号	対象物質 物質名	報告事業所数(件)			排出件数(件)				移動件数(件)			排出量 (kg/年; ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量 (kg/年; ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出量・移動量 合計 (kg/年; ダイオキシン類はmg-TEQ/年)	
		排出	移動	全体 ^{※3}	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道		合計
1	亜鉛の水溶性化合物	2,526	422	3,769	86	2,482	1	3	2,572	370	121	491	9,928	594,938	0	3,524	608,390	2,818,501	14,364	2,832,865	3,441,256
2	アクリルアミド	24	36	85	23	5	0	0	28	33	4	37	343	26	0	0	369	6,360	16	6,375	6,744
3	アクリル酸エチル	89	68	126	87	8	0	0	95	67	6	73	9,408	795	0	0	10,203	56,183	127	56,310	66,513
4	アクリル酸及びその水溶性塩	109	105	215	105	9	0	0	114	102	13	115	22,698	96	0	0	22,794	448,081	2,650	450,731	473,525
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	5	1	12	5	0	0	0	5	1	0	1	8	0	0	0	8	44	0	44	52
7	アクリル酸ブチル	149	122	221	146	9	0	0	155	121	12	133	41,231	691	0	0	41,923	124,645	200	124,845	166,767
8	アクリル酸メチル	65	44	104	64	5	0	0	69	44	2	46	19,558	436	0	0	19,994	168,218	1	168,219	188,213
9	アクリロニトリル	103	67	133	99	18	0	0	117	67	5	72	56,325	5,849	0	0	62,174	287,434	298	287,732	349,906
10	アクロレイン	3	2	9	2	2	0	0	4	2	0	2	51	3,502	0	0	3,553	36	0	36	3,589
12	アセトアルデヒド	44	14	61	40	10	0	0	50	14	2	16	36,681	8,340	0	0	45,021	27,935	14	27,949	72,970
14	アセトンシアノヒドリン	2	0	4	2	0	0	0	2	0	0	0	754	0	0	0	754	0	0	0	754
15	アセナフテン	20	6	35	20	0	0	0	20	6	0	6	11,136	0	0	0	11,136	18,400	0	18,400	29,536
18	アニリン	27	34	66	26	3	0	0	29	33	7	40	1,791	48	0	0	1,839	308,245	1,211	309,456	311,296
20	2-アミノエタノール	137	263	414	96	50	0	0	146	236	77	313	24,693	17,754	0	0	42,447	1,493,817	28,692	1,522,509	1,564,956

* 四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄が一致しない場合があります。

大気・水域・土壌・埋立に年間何kg排出されたか

※3 報告事業所数の「全体」は、当該化学物質を取り扱っていると報告があった件数であり、この中には排出量・移動量が0という事業者も含まれます。一方、報告事業所数の「排出」及び「移動」には、排出量・移動量が0の場合、報告事業所数には含まれません。このため、「排出」及び「移動」の合計が、「全体」の合計と異なる場合があります。

(3) PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計されたPRTRデータからは、次のようなことがわかります。

- 全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壌への排出及び事業所内で埋立処分している
- 全国の事業者が廃棄物として、あるいは下水道への放出によって事業所の外へ移動している
- 全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される

対象化学物質とその量

- 対象化学物質別の
 - 業種別の
 - 都道府県別の
- 排出量・移動量 など



(4) PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTRデータを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1) 届出排出量・移動量の限界

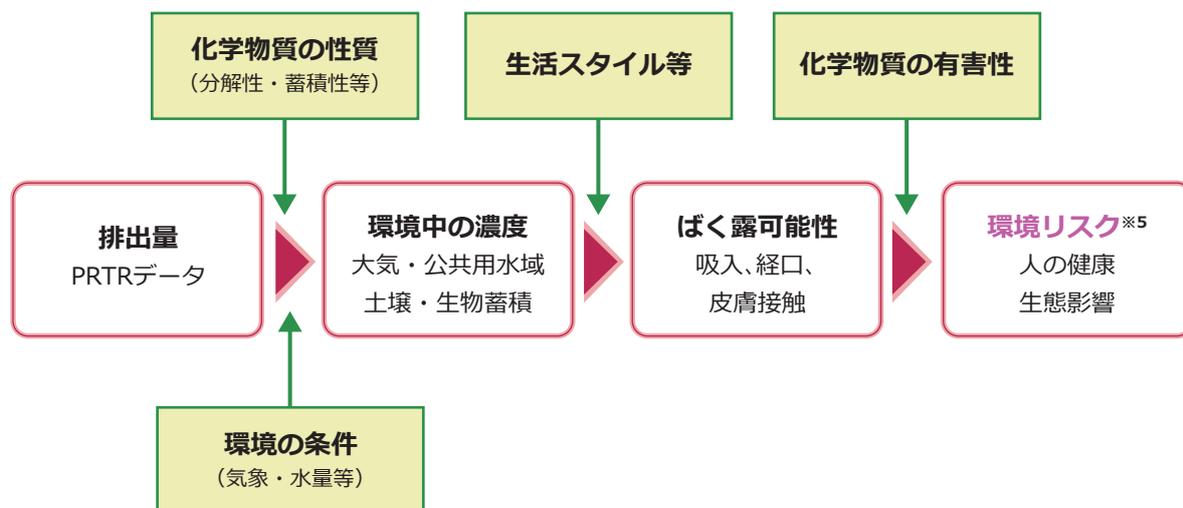
- 一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- 事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから(12ページ参照)、データの精度には限界があります。

2) 届出外排出量の限界

- 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点で利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 届出外排出量については、推計時点で利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3) 公表データによるリスク評価^{※4}の限界

- 公表されるPRTRデータはあくまで排出量・移動量であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(ばく露量)ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ(リスク)の大小を直接表すものでもありません。
- 化学物質による環境や人への影響については、PRTRデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか(ばく露可能性)、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因と併せて分析することが必要です。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。



- PRTR制度で公表される排出量・移動量のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特定等、リスク評価あるいはそのための**ばく露評価**^{※6}の際の着目点が把握できます。
- なお、ダイオキシン類については、届出量の単位がmg(ミリグラム:1/1,000グラム)と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつもの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量(TEQ)に変換されて届出が行われます。(詳細は33ページ参照)



※4 リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性とばく露の程度を評価することをいいます。

※5 「環境リスク」については、114ページをご参照ください。

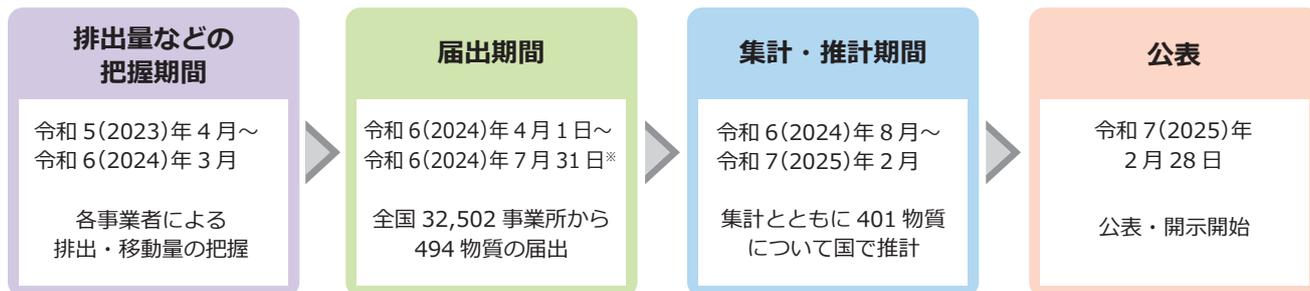
※6 ばく露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することをいいます。

2 令和5(2023)年度PRTRデータの集計結果

(1) 令和5(2023)年度PRTRデータの概要

令和7(2025)年2月に公表されたPRTRデータ^{※7}の結果は、以下①②を集計したものです。

- ①全国の事業者から令和6(2024)年4月1日から7月31日[※]までに届出のあった、令和5(2023)年4月から翌令和6(2024)年3月までの1年間の化学物質の排出量・移動量
- ②届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの国が推計した化学物質の排出量



※紙・磁気による届出の場合は6月30日

届出のあった物質と事業者

今回の集計は、令和3年の制度改正で届出対象物質の見直し(462物質から515物質に変更)がなされて初めてとなる集計結果です。PRTR制度の届出対象である第一種指定化学物質(515物質)のうち、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は494物質でした。

事業者から全国32,502事業所の届出があり、1事業所あたりの平均届出物質数は7.3物質でした。

国が推計を行った物質

届出を行った事業者以外からの排出は、届出の対象とならない事業者からの排出や、家庭で 사용되는防虫剤や塗料、洗剤などの排出、自動車等の移動体から排出される401物質を推計しました。



届出・推計の対象物質は平成22(2010)年度PRTRデータから変更されましたので、集計結果を見る際には留意する必要があります。また、前述したように(8ページ)、令和5(2023)年度から事業者の把握対象物質が変更されています。

※7 ここで紹介する令和5(2023)年度PRTRデータは、令和7(2025)年2月の公表時のものです。その後、届出値の修正等により、データが変更となる可能性があります。

(2) 令和5(2023)年度PRTRデータをグラフや表で見る

① 全国の届出排出量・届出外排出量

[データの項目]

事業者から届け出られた排出量の494物質と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した401物質について、それぞれの物質ごとに排出量を足し合わせ、全国で1年間に環境中に排出された排出量を計算します。

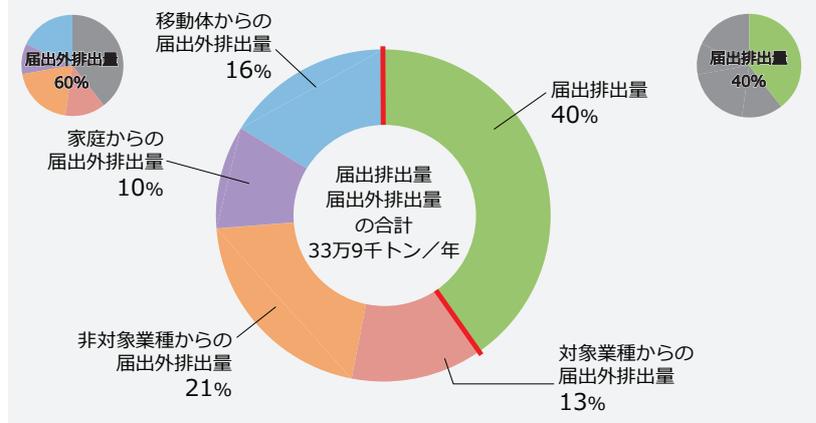
[集計・加工例]

届出排出量・届出外排出量の構成をグラフで示してみました。

届出排出量と届出外排出量の合計は33万9千トンで、このうち届出排出量は13万7千トン、届出外排出量は20万2千トンとなっています。届出外排出量の内訳は、対象業種が4万3千トン、非対象業種が7万トン、家庭が3万4千トン、自動車などの移動体が5万5千トンです。



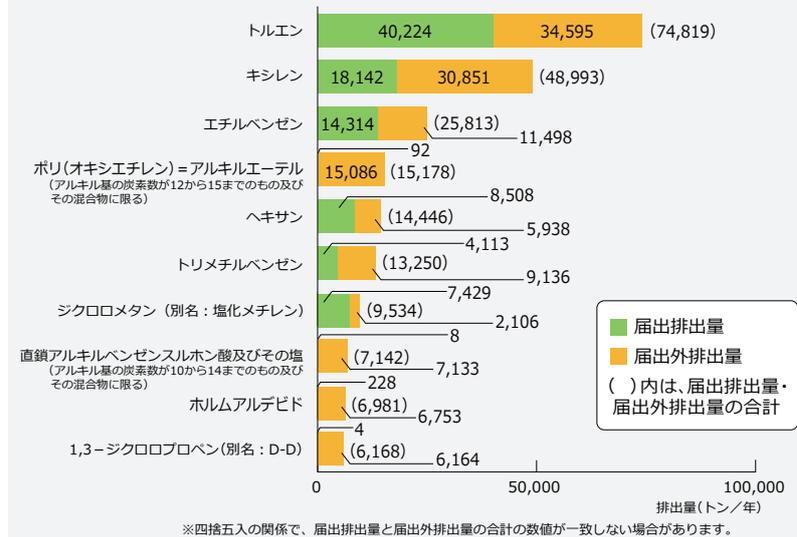
● 届出排出量・届出外排出量の構成



[集計・加工例]

届出排出量と届出外排出量の合計が多い上位10物質をグラフで示してみました。

● 届出排出量・届出外排出量の合計が多い上位10物質



[データを見る上で留意すること]

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、①化学物質の有害性の程度、②その化学物質が環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、③環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか(ばく露量)などの情報を総合的に検討する必要があります。

[関連情報]

届出排出量・届出外排出量の合計が多かった上位5物質の主な用途と有害性^{※8}は次のとおりです。

排出量	物質名	主な用途	長時間(反復)ばく露による人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
1位	トルエン	多種多様な化学物質を合成する原料、油性塗料、印刷インキや油性接着剤などの溶剤、ガソリンの成分(排ガスにも含まれる)	トルエンを長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、眼のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が報告されています。また、トルエンはシックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水道水質管理目標値や水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
2位	キシレン	化学物質の合成原料、油性塗料、接着剤、印刷インキや農薬などの溶剤やシンナー、灯油や軽油、ガソリンの成分	高濃度のキシレンは、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。シックハウス症候群との関連が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
3位	エチルベンゼン	スチレンの原料、油性塗料や接着剤、インキなどの溶剤、混合キシレンの成分	エチルベンゼンは、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
4位	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	台所用洗剤、洗濯用洗剤、工業用洗剤、化粧品のクリームやローションの乳化剤、農薬の補助剤、医薬品の乳化剤や分散剤	人の皮膚に対して刺激性はないか、あってもごく弱い一時的な刺激性がありますが、湿疹患者に対しては皮膚への感作性を示す可能性があります。食物や飲み物を通じて口から取り込んだ場合について、現時点では人の健康に悪影響を及ぼすことはないと考えられています。なお、皮膚からの経路については、情報の収集が必要であるとされています。
5位	ヘキサン	高密度ポリエチレンやポリプロピレンの重合溶剤、接着剤、塗料やインキなどの溶剤、ガソリンの成分	雌のラットにヘキサンを含む空気を一定期間吸入させた実験では、胎児の体重低下が認められました。また、作業環境における疫学調査では、一定期間空気中から吸入した結果、頭痛、四肢知覚異常、筋力低下などが報告されています。

※8 化学物質一般の有害性については、114ページをご参照ください。また、個別の対象物質の有害性については、以下のウェブサイトが参考となります。

「対象化学物質情報」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

「化学物質ファクトシート」 <https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html>

② 都道府県別に見る

[データの項目]

下表は、令和5(2023)年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

● 令和5(2023)年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)	届出外排出量(kg/年)				合計*	排出量合計 (kg/年)*	割合
			対象業種	非対象業種	家庭	移動体			
北海道	1,745	3,084,088	1,529,583	6,550,586	893,740	2,734,690	11,708,599	14,792,687	4.36%
青森県	398	404,677	369,619	2,457,843	721,184	820,517	4,369,163	4,773,840	1.41%
岩手県	490	1,075,962	371,341	1,088,046	563,527	901,426	2,924,340	4,000,302	1.18%
宮城県	721	922,776	634,307	1,297,748	580,375	1,134,621	3,647,051	4,569,827	1.35%
秋田県	451	2,763,692	419,541	758,991	464,451	629,028	2,272,011	5,035,704	1.48%
山形県	446	631,981	433,544	936,170	328,280	707,481	2,405,475	3,037,456	0.90%
福島県	894	2,271,045	929,768	808,676	805,927	1,124,509	3,668,880	5,939,924	1.75%
茨城県	1,063	4,915,879	1,488,457	3,423,195	1,191,603	1,771,402	7,874,658	12,790,536	3.77%
栃木県	697	3,765,234	819,266	1,151,657	688,724	1,309,061	3,968,708	7,733,942	2.28%
群馬県	755	3,196,985	916,123	2,412,519	950,305	1,216,998	5,495,945	8,692,930	2.56%
埼玉県	1,408	5,797,767	2,285,230	1,469,398	1,695,913	2,336,542	7,787,084	13,584,851	4.00%
千葉県	1,221	4,747,527	1,386,237	3,396,729	1,744,859	2,263,357	8,791,182	13,538,709	3.99%
東京都	979	1,240,130	3,592,147	5,412,290	988,796	2,617,447	12,610,680	13,850,810	4.08%
神奈川県	1,217	4,843,607	2,060,977	2,438,814	974,163	2,171,156	7,645,111	12,488,718	3.68%
新潟県	895	2,155,489	901,045	1,531,116	840,373	1,246,722	4,519,256	6,674,745	1.97%
富山県	468	1,733,296	469,372	608,439	287,317	552,700	1,917,829	3,651,124	1.08%
石川県	418	1,651,297	530,997	475,221	322,085	656,194	1,984,496	3,635,793	1.07%
福井県	310	1,703,709	425,593	640,713	238,767	529,846	1,834,919	3,538,628	1.04%
山梨県	283	1,174,457	366,929	419,729	320,197	658,363	1,765,218	2,939,674	0.87%
長野県	1,075	1,439,156	829,231	1,369,748	527,316	1,524,638	4,250,934	5,690,089	1.68%
岐阜県	825	5,407,705	979,322	751,844	744,094	1,213,959	3,689,220	9,096,925	2.68%
静岡県	1,331	7,765,132	1,585,878	1,714,549	1,400,131	1,777,335	6,477,893	14,243,025	4.20%
愛知県	1,900	9,981,982	3,136,864	3,845,115	2,232,686	2,700,538	11,915,203	21,897,185	6.46%
三重県	731	5,344,814	719,042	727,540	761,398	1,290,879	3,498,859	8,843,673	2.61%
滋賀県	601	2,613,837	451,461	315,074	287,045	875,181	1,928,762	4,542,599	1.34%
京都府	526	1,313,671	978,141	435,823	401,177	1,020,065	2,835,205	4,148,876	1.22%
大阪府	1,422	3,823,120	3,258,251	2,333,050	1,171,315	2,053,130	8,815,746	12,638,866	3.73%
兵庫県	1,417	5,432,968	1,789,477	996,933	870,660	1,837,788	5,494,857	10,927,825	3.22%
奈良県	262	381,246	495,757	203,106	388,540	725,089	1,812,492	2,193,738	0.65%
和歌山県	251	849,616	353,884	962,018	650,641	573,449	2,539,992	3,389,608	1.00%
鳥取県	222	419,456	159,938	365,176	237,974	440,817	1,203,905	1,623,361	0.48%
島根県	250	1,613,535	275,674	334,102	390,086	503,404	1,503,267	3,116,801	0.92%
岡山県	759	3,850,110	632,058	965,554	681,003	1,051,699	3,330,314	7,180,424	2.12%
広島県	783	6,891,348	1,057,977	1,760,410	825,624	1,346,485	4,990,496	11,881,844	3.50%
山口県	511	8,120,118	480,866	2,685,700	486,899	858,004	4,511,469	12,631,587	3.72%
徳島県	231	466,967	364,154	670,326	494,549	451,343	1,980,371	2,447,338	0.72%
香川県	350	4,484,347	322,966	440,339	455,212	573,395	1,791,911	6,276,258	1.85%
愛媛県	442	3,705,964	488,141	1,071,769	623,137	734,456	2,917,502	6,623,466	1.95%
高知県	181	523,835	252,984	879,139	413,096	407,681	1,952,900	2,476,735	0.73%
福岡県	1,137	6,439,580	1,488,220	2,256,651	1,185,546	1,819,695	6,750,112	13,189,692	3.89%
佐賀県	283	1,721,916	253,636	609,969	353,938	635,339	1,852,882	3,574,798	1.05%
長崎県	302	1,993,422	511,367	1,110,709	574,221	766,675	2,962,971	4,956,393	1.46%
熊本県	509	1,737,954	549,969	1,592,383	589,871	1,042,228	3,774,450	5,512,404	1.62%
大分県	376	1,353,830	389,852	550,752	551,255	798,372	2,290,231	3,644,061	1.07%
宮崎県	320	499,465	376,305	1,539,859	430,456	705,253	3,051,873	3,551,338	1.05%
鹿児島県	436	430,575	495,040	1,969,132	689,689	901,344	4,055,206	4,485,781	1.32%
沖縄県	210	191,695	396,336	691,121	642,890	382,823	2,113,170	2,304,865	0.68%
合計*	32,502	136,876,959	43,002,869	70,425,768	33,661,036	55,259,286	202,348,959	339,225,918	100%
割合(%)		40.35%	12.68%	20.76%	9.92%	16.29%	59.65%	100%	

※移動体については、航行する船舶など都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なる。

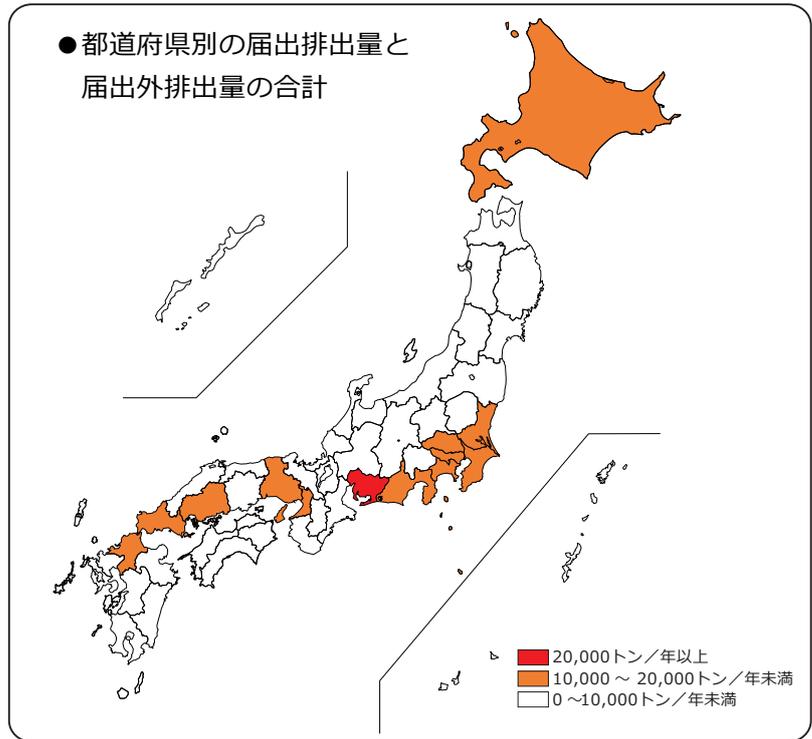
【データの項目】

全国の届出排出量と届出外排出量の合計を都道府県別に集計しました。

【集計・加工例】

排出量の合計をそれぞれ3段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

排出量の合計が多い都道府県は、愛知県、北海道、静岡県などでした。



【データの項目】

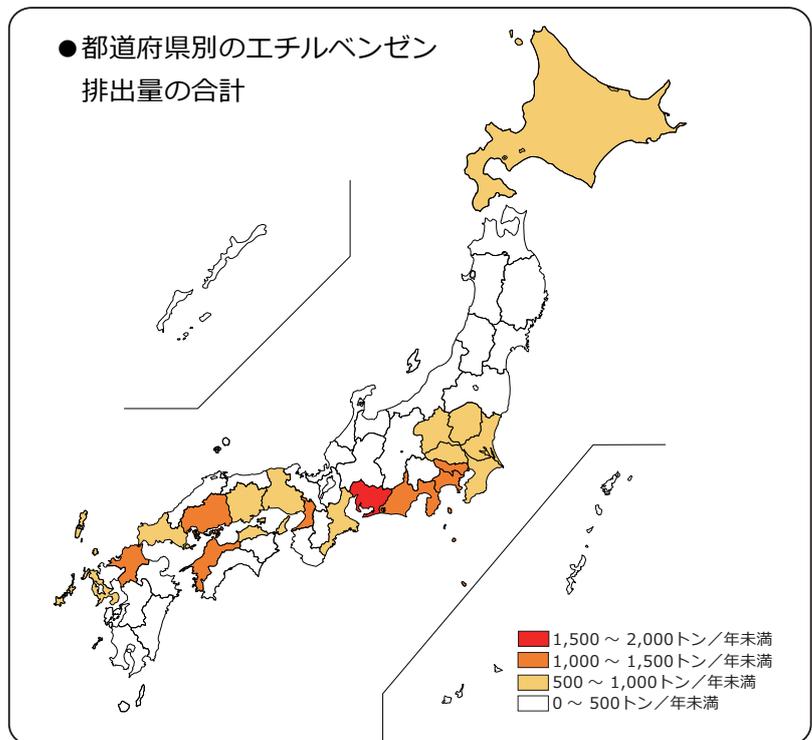
全国で届出排出量と届出外排出量の合計が3番目に多いエチルベンゼンを取り上げ、都道府県別に排出量の合計を集計しました。

【集計・加工例】

排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

エチルベンゼンの排出量が多い都道府県は、愛知県、神奈川県、広島県などでした。

対象事業所の主な排出業種は、輸送用機械器具製造業や金属製品製造業などです。また、届出の対象とならない事業所や、家庭、自動車などからも多く排出されています。



③ 排出先別割合

[データの項目]

事業者は、大気、公共用水域(河川、海など)、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、全国の事業所から届出された合計13万7千トンの化学物質の排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壌、事業所内埋立処分の4つの排出先に分けて集計しました。

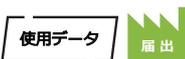
[集計・加工例]

排出先別の排出量の割合を見ると、大気への排出が86%で大部分を占めていることがわかります。

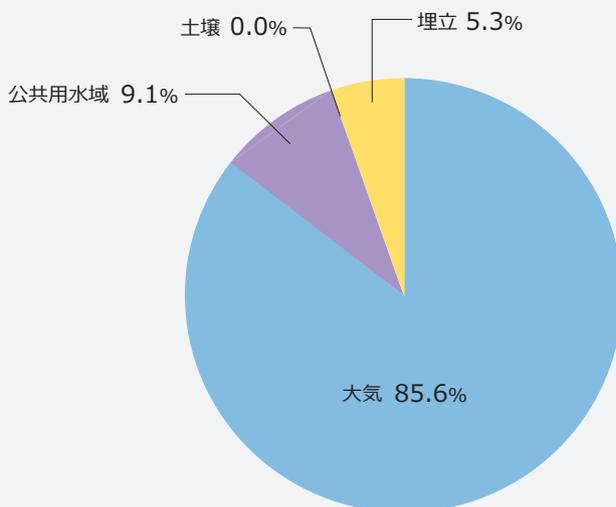
● 排出先別届出排出量

排出先	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計
排出量(トン/年)	117,169	12,431	26	7,250	136,877
割合(%)	85.6	9.1	0.0	5.3	100

* 四捨五入の関係で、各列の合計と合計値の数値が一致しない場合があります。



● 排出先別割合 (排出量13万6千トン/年)



[データを見る上で留意すること]

大気や水域、土壌に排出された化学物質の中には、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

※土壌への排出と埋立の違い

「土壌」への排出は、漏洩や地下浸透などによって環境中へ排出した量を指します。

「埋立」は、対象事業者の事業所から対象物質を含む廃棄物が発生する場合に、事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てた量を指します。なお、産業廃棄物処理業者に廃棄物処分を委ねた場合は、「当該事業所の外への移動量」となります。

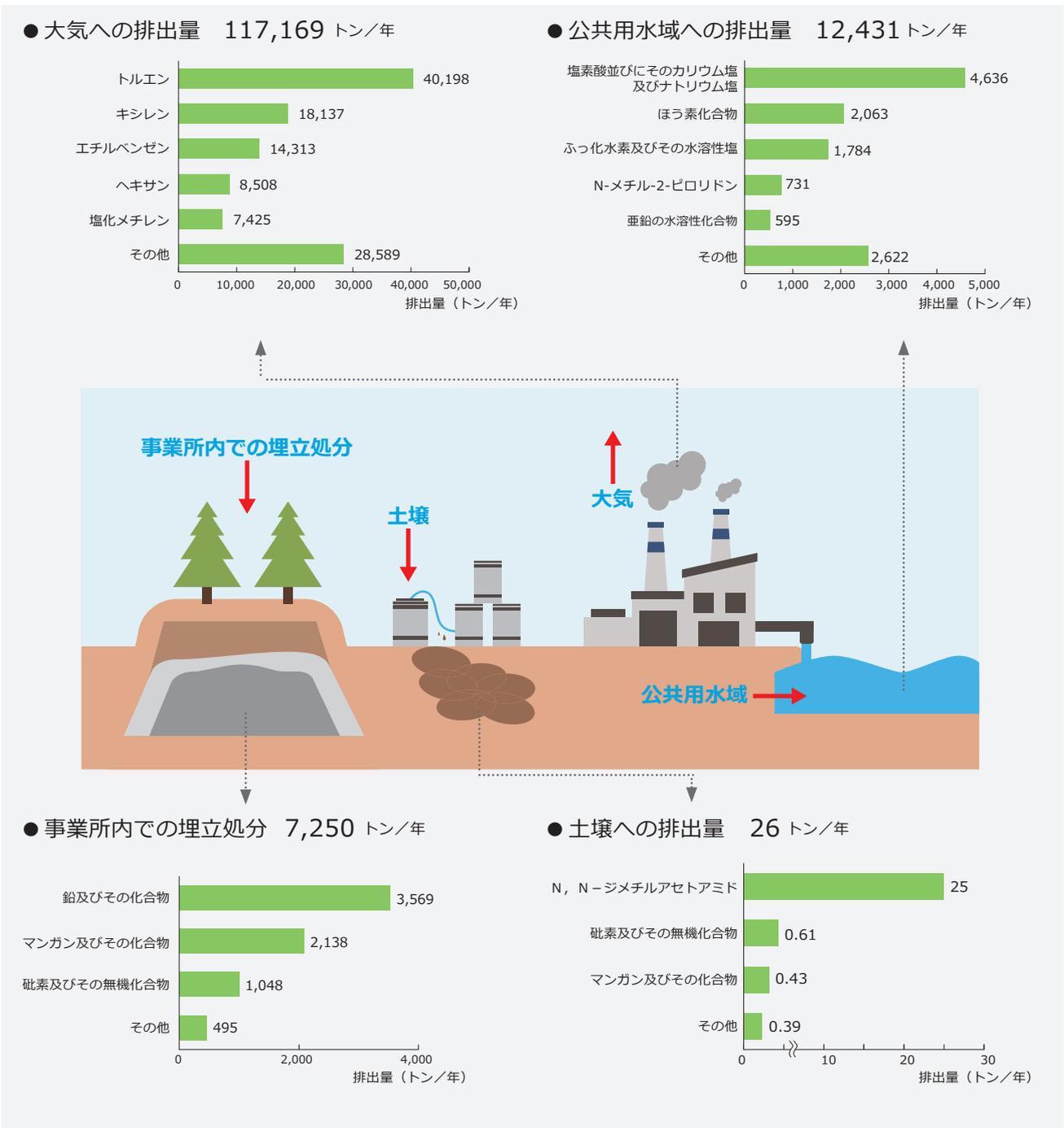
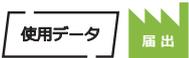
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質

[データの項目]

全国の事業所から報告された化学物質の物質名と排出量を、排出先別に集計しました。

[集計・加工例]

排出先別に排出量の多い物質(大気、公共用水域5物質、事業所内埋立、土壌3物質)を棒グラフで示してみます。なお、グラフごとに横軸の単位が異なることに留意しましょう。



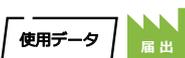
⑤ 排出量の多い業種

[データの項目]

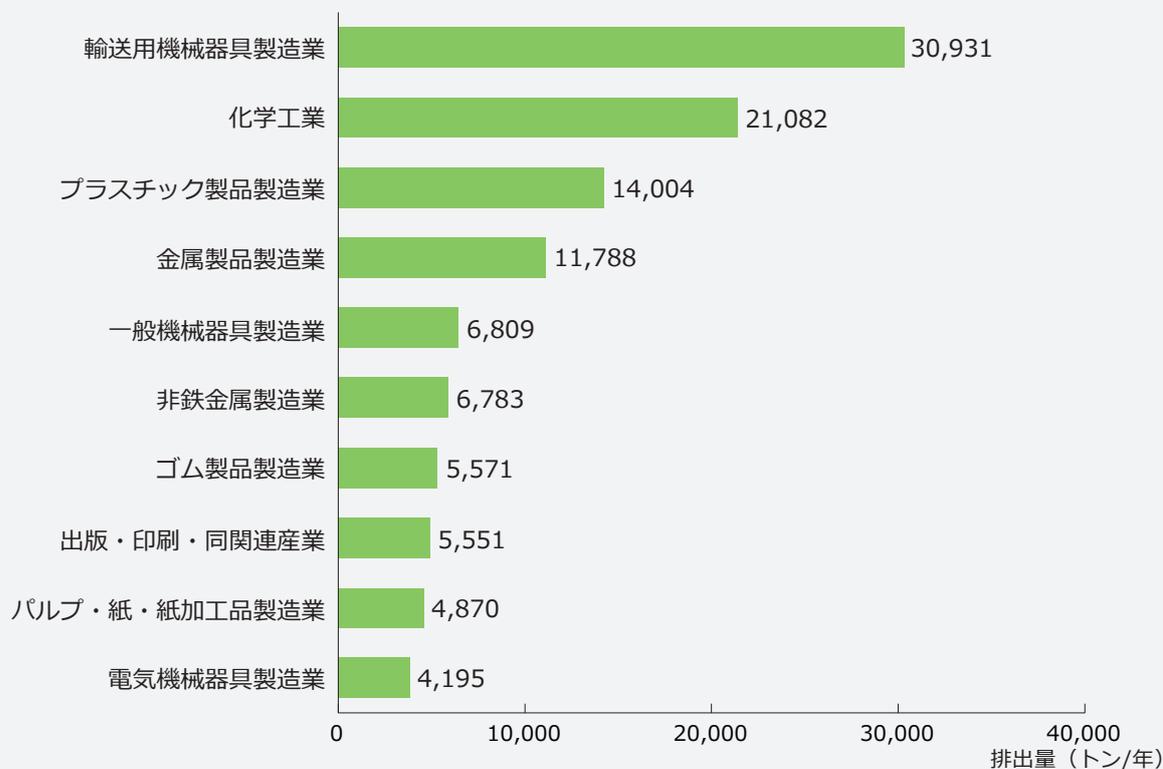
事業者からの届出には、その事業者が属する業種(例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など)が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業者の排出量を合計し、業種別の排出量を算出しました。

[集計・加工例]

棒グラフにして排出量が多い順番に10業種を示してみました。



● 排出量の多い上位10業種



* 各業種の詳しい解説は、PRTR 排出量等算出マニュアル第5.2 版「4-1-2 対象業種の概要」をご参照ください。
(https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/sansyutsu/Tougou_all.pdf)

[データを見る上で留意すること]

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えているのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方が良いかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壌などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い上位10事業所」といった集計も、物質ごとに詳細に見ていくことが必要です。

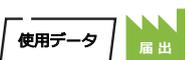
[データの項目]

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

[集計・加工例]

主な業種として化学系製造業、金属系製造業、機械系製造業に分けて、それぞれ排出量が多い物質順に円グラフに示してみました。



● 主な業種から排出される物質の割合

化学系製造業

- 化学工業、塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業
- 石油製品・石炭製品製造業
- プラスチック製品製造業
- ゴム製品製造業

金属系製造業

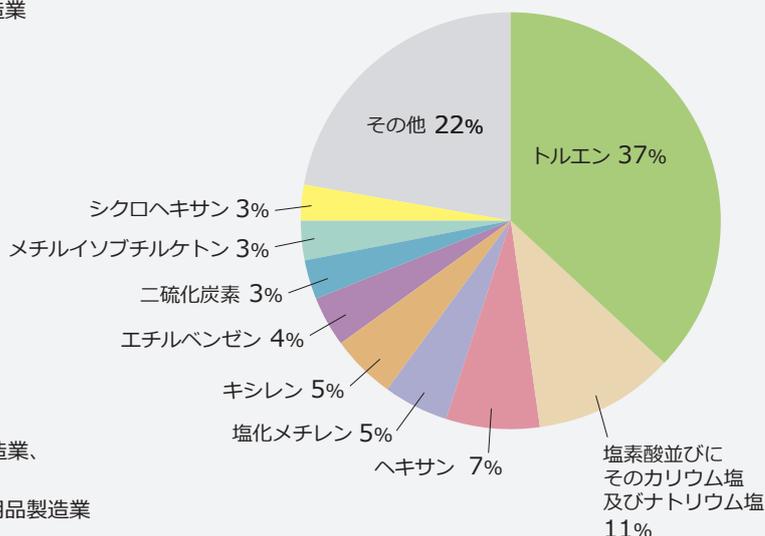
- 鉄鋼業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業

機械系製造業

- 一般機械器具製造業
- 電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業
- 輸送用機械器具製造業、鉄道車両・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 精密機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業

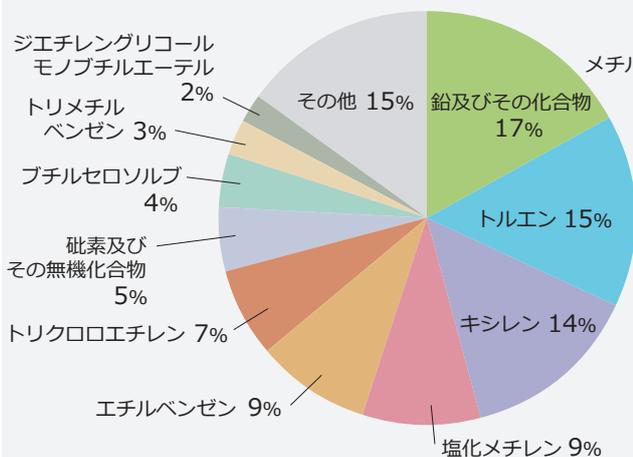
化学系製造業

排出量合計：4万2千トン/年



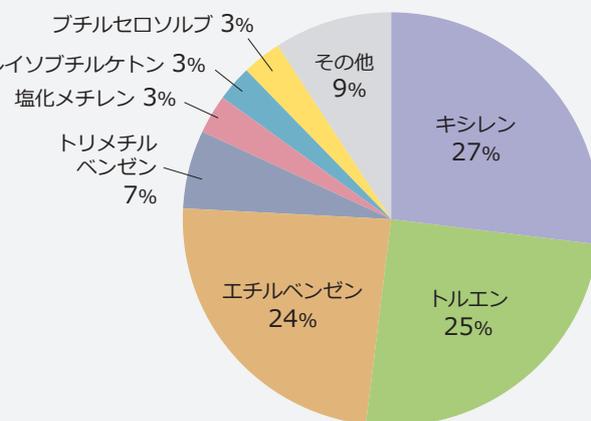
金属系製造業

排出量合計：2万1千トン/年



機械系製造業

排出量合計：4万3千トン/年



※四捨五入のため合計が100%にならない場合がございます。

⑥家庭から排出される物質

[データの項目]

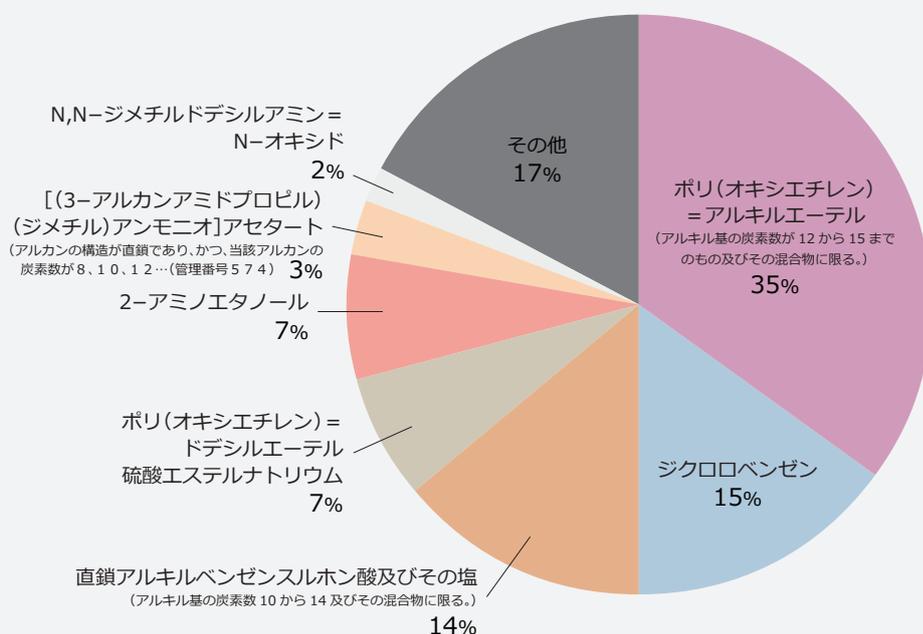
事業所からの報告とは別に、国では届出対象事業所以外からの排出量を推計しています。ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

[集計・加工例]

国が推計したデータのうち、家庭から排出される量が多い物質をグラフで示してみました。



●家庭から排出される物質の割合(排出量合計：3万4千トン/年)



排出量の多い物質の主な用途は次のとおりです。

- ・ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテルは、家庭の台所用合成洗剤や洗濯用合成洗剤などに使われています。
また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。
- ・ジクロロベンゼンは、家庭で使用される衣類の防虫剤やトイレなどの防臭剤が主な排出源となっています。
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般にはLASといわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用合成洗剤として使われています。
- ・ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムは、シャンプーの基材として使われています。
- ・2-アミノエタノールは、家庭用や業務用の洗剤や洗浄剤の中和剤、金属腐食防止剤などに使われています。

⑦身の周りの気になる物質

発がん性があると評価されている物質や自動車などから排出されている物質など、身の周りの気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

a)発がん性があると評価されている物質

[データの項目]

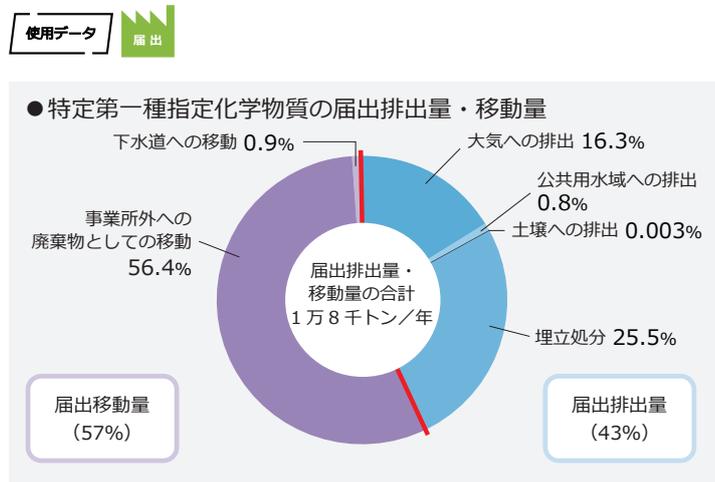
令和5(2023)年度PRTR届出では、発がん性などがあると評価されている物質(特定第一種指定化学物質)(23物質)のうち、21物質のデータがありました。

特定第一種指定化学物質※11

- | | | | | |
|---------------|--------------------|------------|---------------------|--------------------|
| ・アセトアルデヒド | ・六価クロム化合物 | ・ダイオキシン類 | ・ビス(トリブチルスズ) = オキシド | ・ベンジリジン = トリクロリド |
| ・石綿 | ・クロロエチレン(別名:塩化ビニル) | ・トリクロロエチレン | ・砒素及びその無機化合物 | ・ベンゼン |
| ・エチレンオキシド | ・3,3'-ジクロロ-4, | ・トルイジン | ・1,3-ブタジエン | ・ペンタクロロフェノール |
| ・カドミウム及びその化合物 | ・4'-ジアミノジフェニルメタン | ・鉛及びその化合物 | ・2-プロモプロパン | ・ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB) |
| | ・1,2-ジクロロプロパン | ・ニッケル化合物 | ・ベリリウム及びその化合物 | ・ホルムアルデヒド |

[集計・加工例]

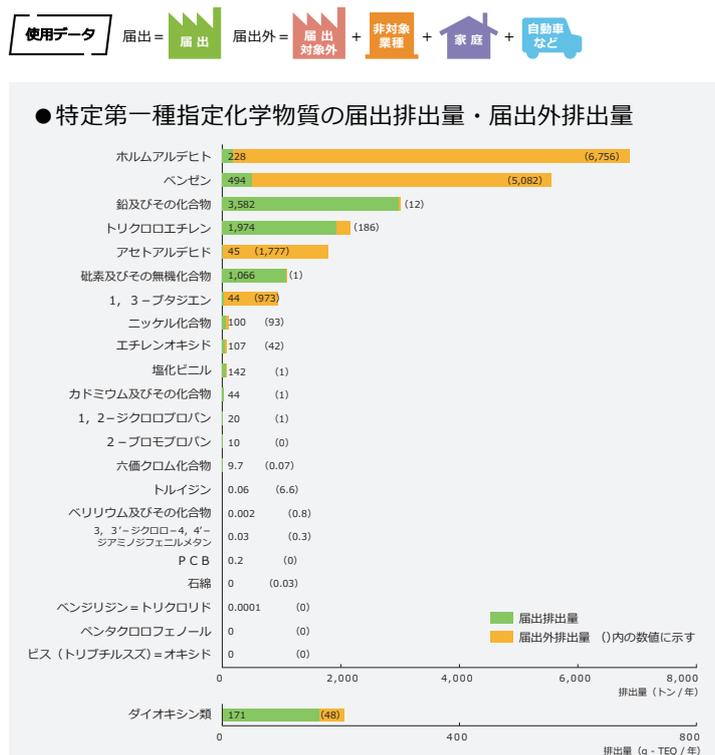
特定第一種指定化学物質の届出排出量と届出移動量を排出先・移動先ごとに集計し、グラフで示してみました。



[集計・加工例]

特定第一種指定化学物質の届出排出量と届出外排出量を集計し、排出量が多い順番にグラフで示してみました。なお、ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なるため、グラフを別にしました。

排出量が多かった物質はホルムアルデヒドやベンゼンでした。これらは主に自動車や船舶などの排気ガスに含まれて排出されています。



b)自動車などの移動体から排出される物質

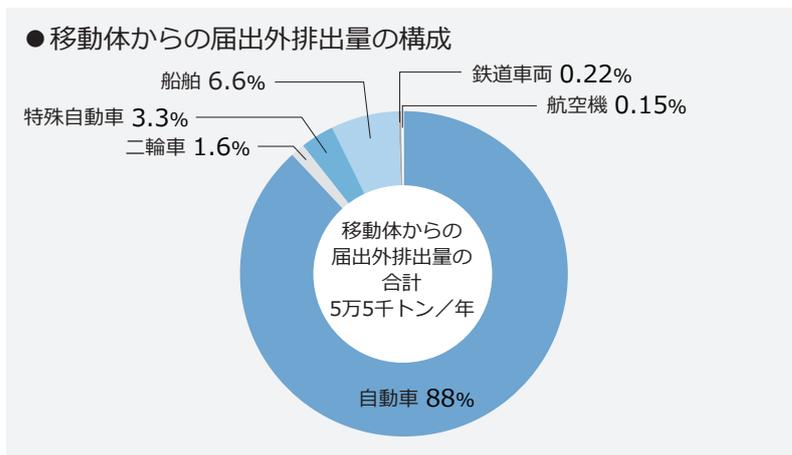
[データの項目]

移動体からの排出量の構成と、自動車などの移動体から排出される物質にはどのようなものがあるのか、見てみましょう。

[集計・加工例]

移動体からの排出量に占める、各移動体の種類別の割合をグラフで示してみました。

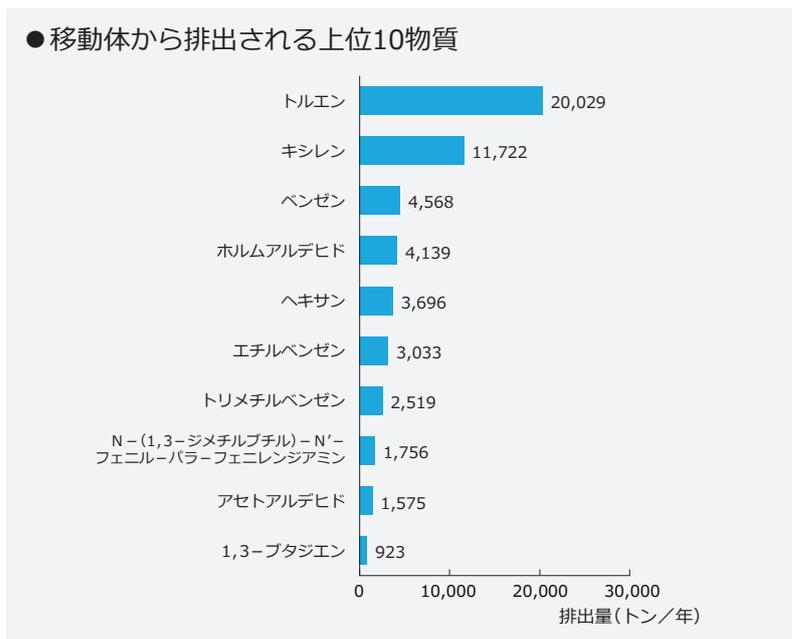
使用データ 自動車など



[集計・加工例]

国による推計データから、自動車などの移動体のデータを排出量が多い上位10物質の順にグラフで示してみました。

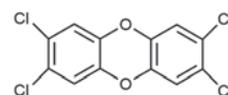
移動体から多く排出される物質は、事業所からの届出排出量の多いトルエンやキシレンでした。3番目は、ベンゼンでした。また、4番目のホルムアルデヒドは、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれ、ディーゼル車からの排出が多いとされています。



*ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)にコプラナー-PCBを加えた総称です。また、それぞれの異性体^{※12}ごとに毒性の強さが異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたもの(2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン))がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考慮する必要があります。

そこで、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(通常、毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent))という単位で表現)が用いられています。



CAS登録番号:1746-01-6
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン

※12 異性体とは、分子式は同じで異なった物理的・化学的性質を持つ化合物を指します。これは分子内における原子の配列が異なるために起こります。なお、PCDD、PCDFの塩素置換数は1~8であり、多くの異性体が存在します。

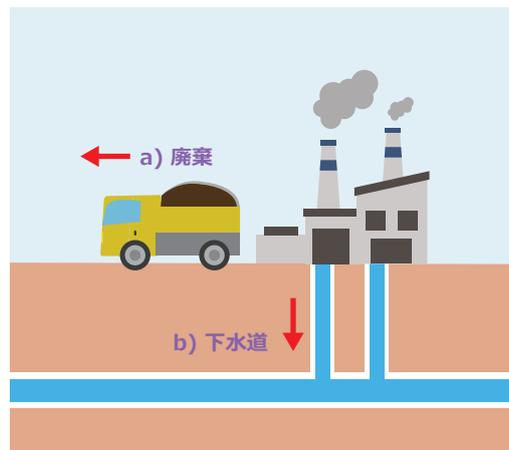
⑧ 移動量

[データの項目]

事業所は、大気や公共用水域、土壌などへの排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

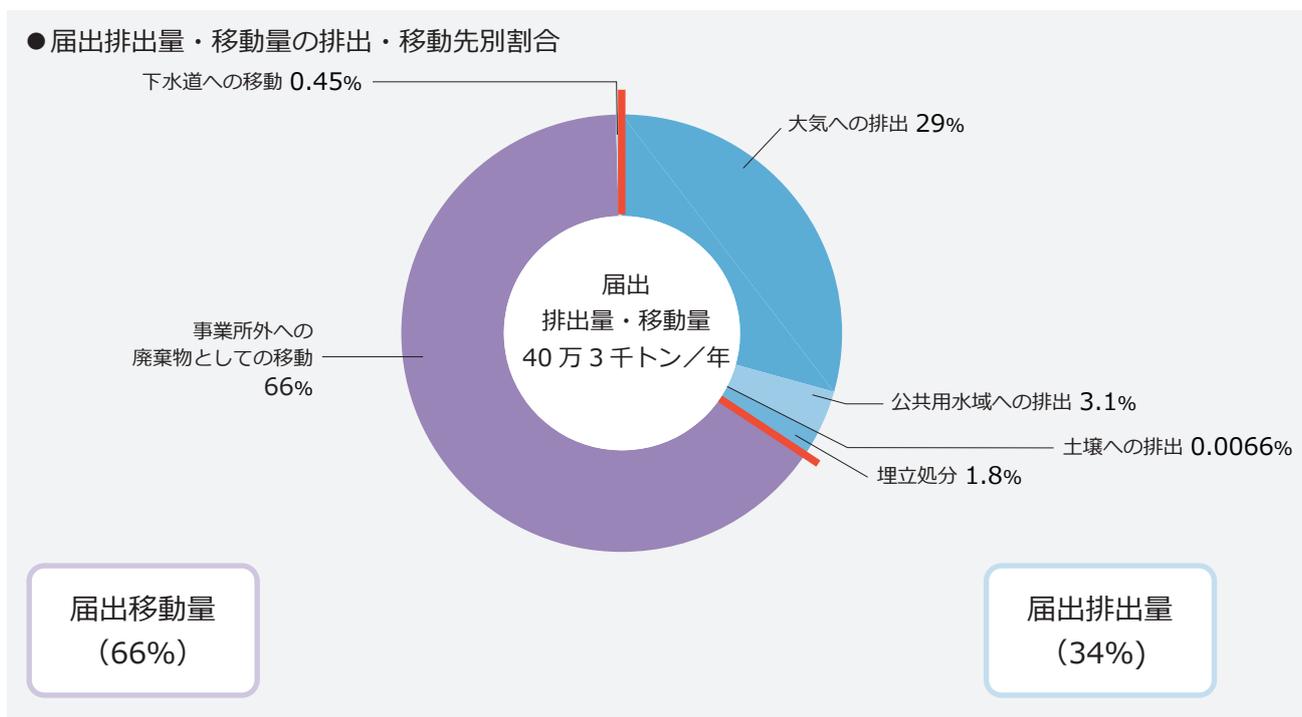
移動量には、

- a) 対象事業者の事業所から発生した対象化学物質を含む廃棄物を、廃棄物処理業者に処分を委託して、当該事業所の外へ移動した量
- b) 事業所内での工程からの排水や排水処理施設・装置からの排出などを、**下水道**^{*13}に放出した量の二つが該当します。



[集計・加工例]

届出排出量・移動量に占める、廃棄物としての移動と下水道への移動の割合をグラフで示してみました。



届出移動量の合計は、26万6千トンで、届出排出量・移動量の合計の66%を占めています。うち、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動(26万4千トン)となっており、下水道への移動は1.8千トンです。

*13 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

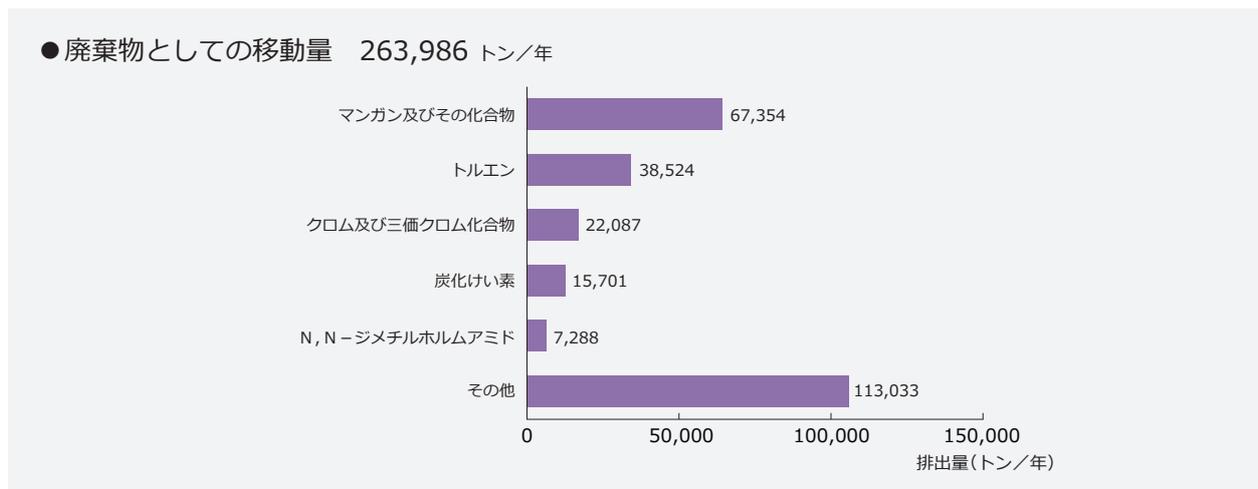
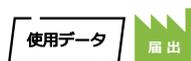
a) 廃棄物としての移動

[データの項目]

事業所では、様々な種類の廃棄物が発生します。平成22(2010)年度のデータから、移動量に加えて廃棄物の種類や処理方法も届け出ることとされています。

[集計・加工例]

廃棄物として移動される量の上位5物質をグラフで示してみました。



[集計・加工例]

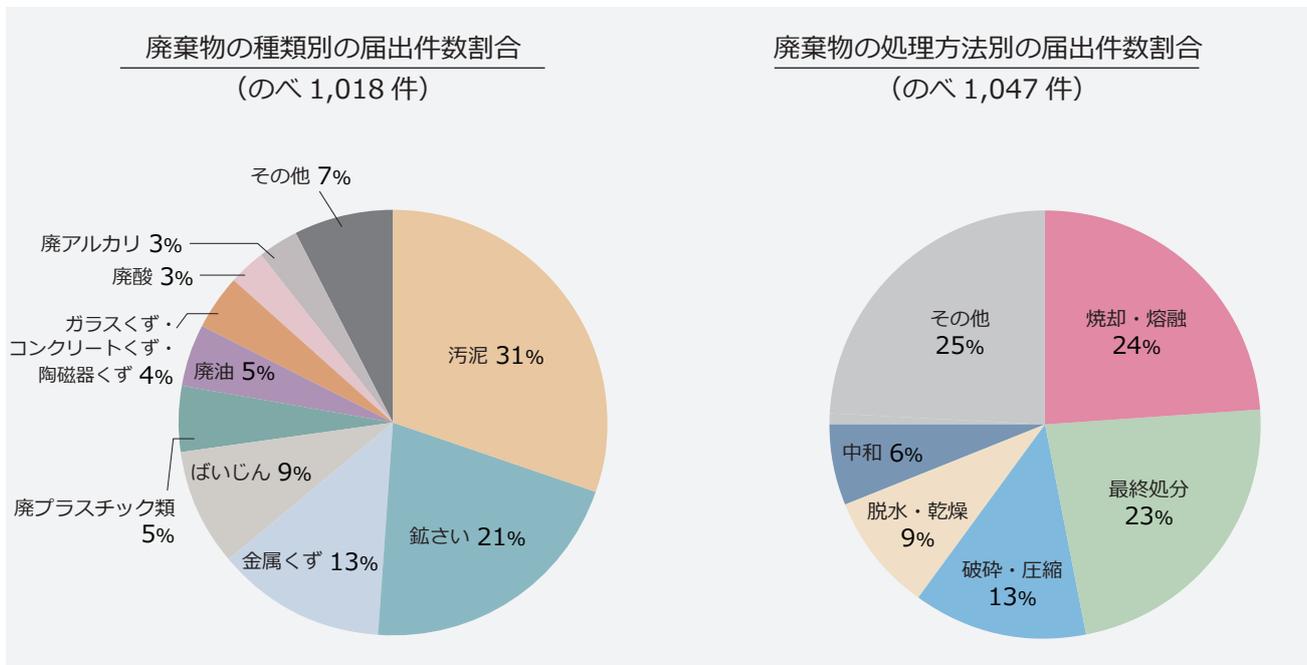
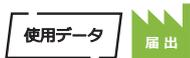
廃棄物としての移動量が多いマンガン及びその化合物とトルエンについて、廃棄物の種類や処理方法ごとに届出件数の割合を次ページのグラフに示してみました。化学物質の移動量の割合ではありませんので留意しましょう。また、1つの物質でも廃棄物の種類や処理方法を複数届け出ている場合も含まれます。

廃棄物の主な種類と処理方法を表に整理しました。

種類	内容	処理方法	内容
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	脱水・乾燥	(脱水) 一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作 (乾燥) 水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	焼却・溶融	(焼却) 有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと (溶融) 物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。		油水分離
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	中和	酸やアルカリを中性近くまで pH 調節すること
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	破碎・圧縮	廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること
金属くず	事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	最終処分	廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	事業活動に伴って生じたガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等		
鉱さい	事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等		
ばいじん	ばい煙発生施設または汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、もしくは金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの		

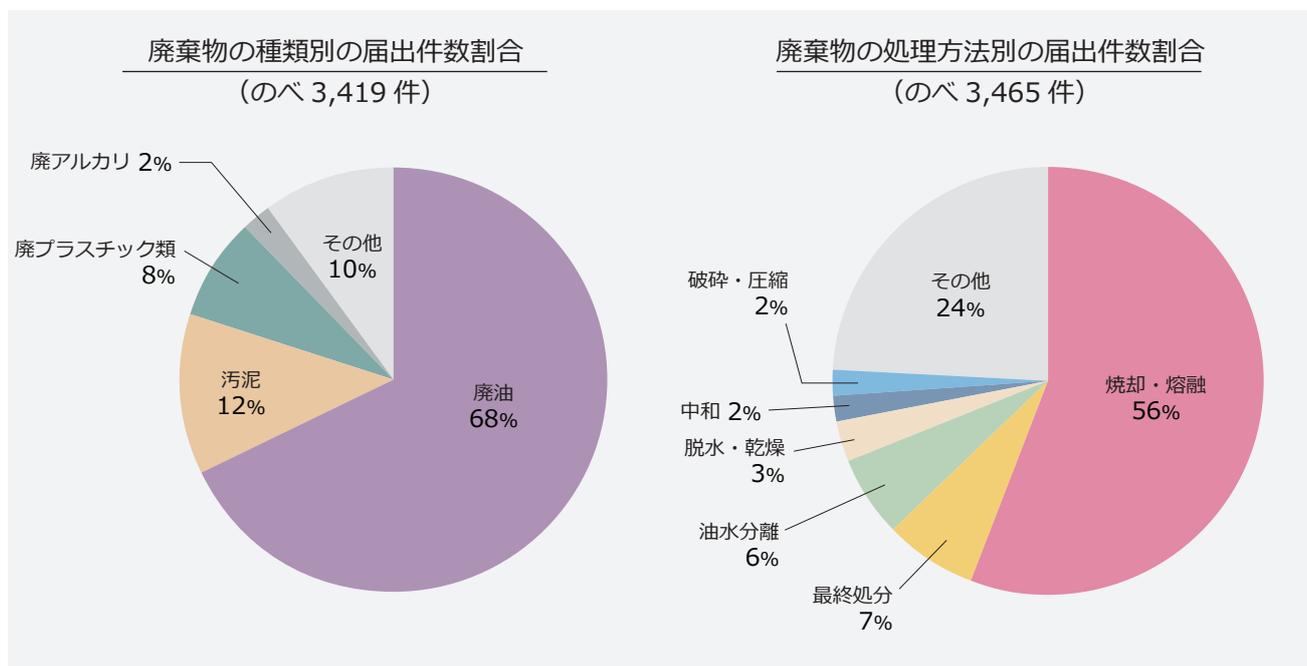
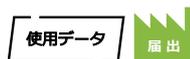
●マンガン及びその化合物の廃棄物の種類と処理方法

マンガン及びその化合物は、汚泥や鉱さい、金属くずとして廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、最終処分場に埋め立てられるか焼却・溶融処理される割合が高くなっています。



●トルエンの廃棄物の種類と処理方法

トルエンは、廃油として廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、焼却処分される割合が高くなっています。



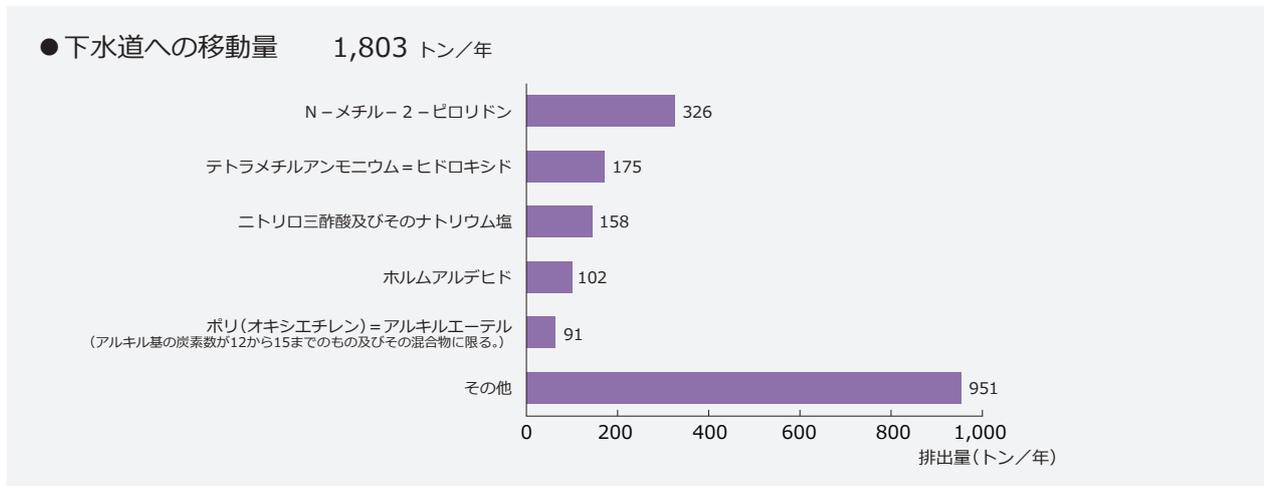
b) 下水道への移動

[集計・加工例]

下水道へ移動される量の上位 5 物質をグラフで示してみました。

使用データ

届出



「PRTRけんさくくん」で調べてみよう!



令和 5 (2023) 年度のデータから、下水道への移動量に加えて移動先の**下水道終末処理施設の名称**^{※14}も調べることができます。例えば、「PRTRけんさくくん」^{※15}を使うと、自分が住んでいる地域の下水道終末処理施設に、どの事業所からどのような化学物質が移動しているかがわかります。

① 「検索・抽出条件の設定」画面で、「事業所所在地」と「移動先の下水道終末処理施設の名称」を入力して、絞り込み検索をクリックします。

② 指定した下水道終末処理施設に移動している事業者のリストが表示されます。「排出量集計」ボタンをクリックすると、排出先別、業種別、第一種指定化学物質別に集計表が表示されます。

※14 下水道終末処理施設の名称リストは、以下をご参照ください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

※15 「PRTRけんさくくん」の詳しい使い方については、54ページをご覧ください。

3 平成 22(2010)年度～令和 5(2023)年度 PRTRデータの経年変化

令和 3(2021)年 10 月の政令改正により、対象化学物質が 462 物質から 515 物質に変更となりました。したがって、追加対象化学物質を含めた 515 物質の対象化学物質を対象とし、届出排出量・移動量の集計を行っています。

PRTRデータの集計結果は毎年公表されるため、ある物質の排出量など自分の関心のある項目に注目し、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。

ここでは、政令改正前後で継続して対象物質となっている319物質の平成22(2010)～令和 5(2023)年度までの変化を表とグラフで示しました。

追加対象化学物質の届出排出量・移動量の集計結果については、3.(4)に記載しています。

● 継続物質	政令改正前後で継続して対象物質である319物質
● 追加対象化学物質	政令改正で追加された196物質
● 削除物質	政令改正で削除された142物質

(1) 届出事業所数の変遷

令和 5(2023)年度の届出事業所数は32,502事業所でした。届出事業所数は前年度より195事業所増えています。全国の届出状況は次のとおりです。

年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
届出事業所数	37,788	37,117	36,940	36,341	35,952	35,644	34,979	34,560	33,996	33,596	33,132	32,870	32,307	32,502
届出物質種類数	436	435	436	435	435	436	433	434	435	436	432	432	434	494

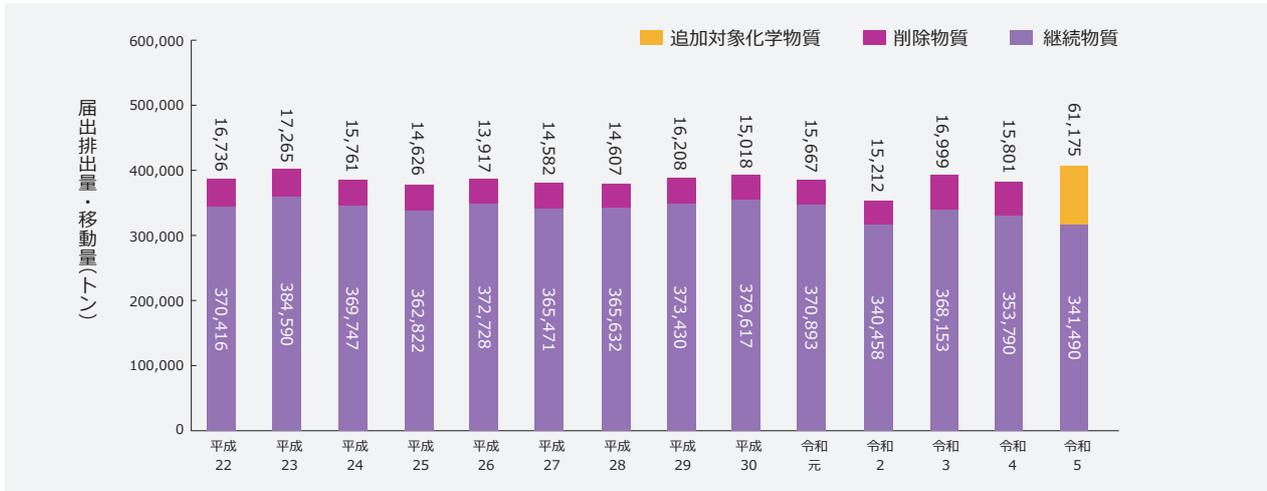
(2) 全国の排出量・移動量

[データの項目]

平成22(2010)～令和 5(2023)年度の届出排出量と届出移動量を見てみましょう。

[集計・加工例]

平成22(2010)～令和 5(2023)年度の届出排出量と届出移動量を足した合計を、継続物質、追加対象化学物質、削除物質に色分けして棒グラフで示してみました。内訳は、右ページの表に示しています。



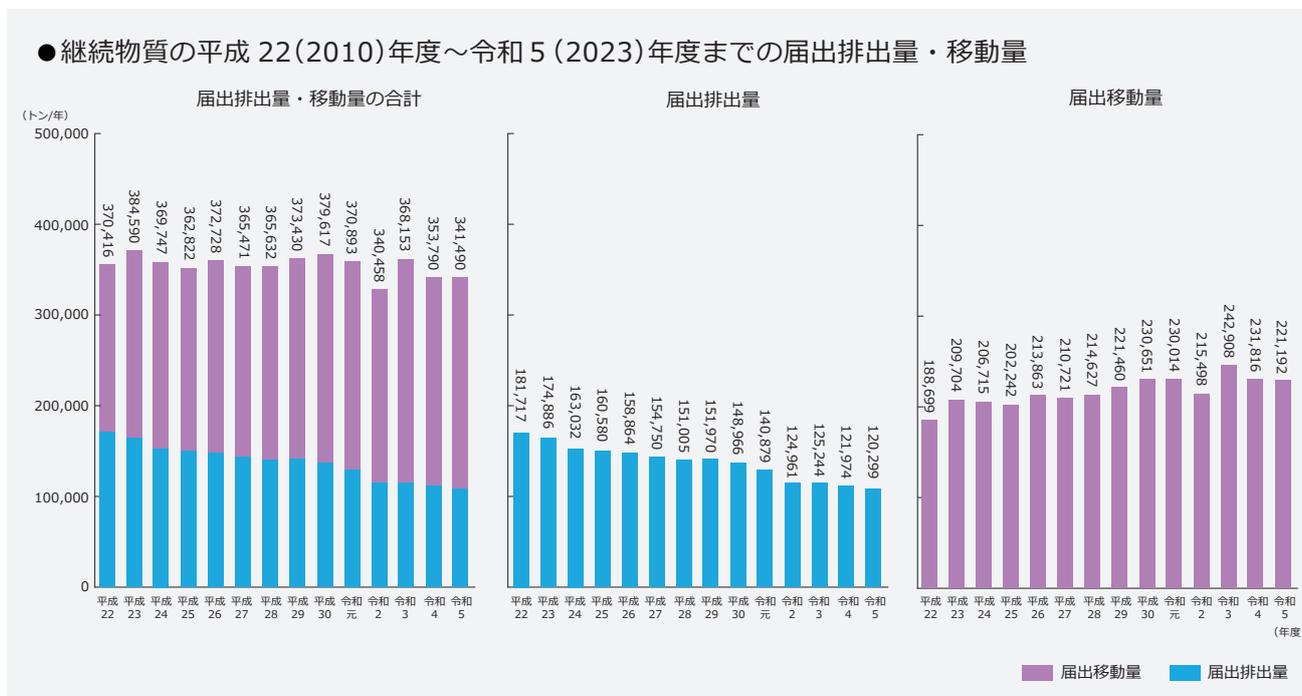
排出先	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	
排出量 (トン/年)	大気	164,631 (164,940)	158,236 (158,552)	147,756 (148,036)	145,608 (145,909)	144,032 (144,265)	140,347 (140,568)	136,403 (136,626)	137,799 (138,011)	135,554 (135,771)	128,409 (128,619)	113,424 (113,622)	113,528 (113,735)	110,735 (110,940)	106,588 (106,795)
	公共用水域	8,551 (8,777)	8,408 (8,610)	7,576 (7,767)	7,286 (7,471)	7,129 (7,284)	7,070 (7,203)	7,212 (7,364)	7,003 (7,150)	7,082 (7,249)	6,980 (7,130)	6,431 (6,542)	6,667 (6,785)	6,175 (6,273)	6,457 (6,555)
	土壌	116 (116)	154 (154)	1.7 (1.7)	5.4 (5.4)	1.5 (1.5)	2.9 (3.1)	2.9 (2.9)	2.9 (3.1)	2.5 (2.5)	202 (202)	25 (25)	1.6 (1.6)	2.5 (2.5)	26 (26)
	埋立	8,419 (8,428)	8,088 (8,106)	7,698 (7,698)	7,681 (7,681)	7,702 (7,702)	7,330 (7,330)	7,387 (7,387)	7,165 (7,165)	6,328 (6,328)	5,287 (5,287)	5,081 (5,081)	5,047 (5,047)	5,061 (5,061)	7,228 (7,250)
	排出量合計	181,717 (182,261)	174,886 (175,421)	163,032 (163,503)	160,580 (161,068)	158,864 (159,252)	154,750 (155,104)	151,005 (151,380)	151,970 (152,329)	148,966 (149,350)	140,879 (141,237)	124,961 (125,270)	125,244 (125,570)	121,974 (122,276)	120,299 (120,597)
	移動量 (トン/年)	廃棄物	187,302 (203,207)	208,532 (224,987)	205,627 (220,617)	201,091 (215,075)	212,850 (226,249)	209,760 (223,782)	213,656 (227,699)	220,615 (236,380)	229,836 (244,389)	229,193 (244,437)	214,771 (229,614)	242,042 (258,643)	231,073 (246,522)
下水道	1,397 (1,685)	1,172 (1,447)	1,088 (1,388)	1,150 (1,305)	1,014 (1,144)	961 (1,166)	970 (1,158)	845 (929)	815 (895)	822 (886)	727 (787)	866 (939)	744 (794)	915 (1,803)	
移動量合計	188,699 (204,891)	209,704 (226,434)	206,715 (222,005)	202,242 (216,380)	213,863 (227,393)	210,721 (224,949)	214,627 (228,858)	221,460 (237,309)	230,651 (245,284)	230,014 (245,323)	215,498 (230,401)	242,908 (259,582)	231,816 (247,316)	221,192 (265,789)	
届出排出量・移動量合計 (トン/年)	370,416 (387,152)	384,590 (401,855)	369,747 (385,508)	362,822 (377,447)	372,728 (386,645)	365,471 (380,053)	365,632 (380,238)	373,430 (389,638)	379,617 (394,634)	370,893 (386,561)	340,458 (355,671)	368,153 (385,152)	353,790 (369,591)	341,490 (402,666)	

※数値は、継続物質の届出排出量・移動量、()内の数値は、総届出排出量・移動量です。



[集計・加工例]

継続物質に注目して平成22(2010)～令和5(2023)年度の届出排出量と届出移動量を棒グラフで示してみました。内訳は、前ページの表に示しています。



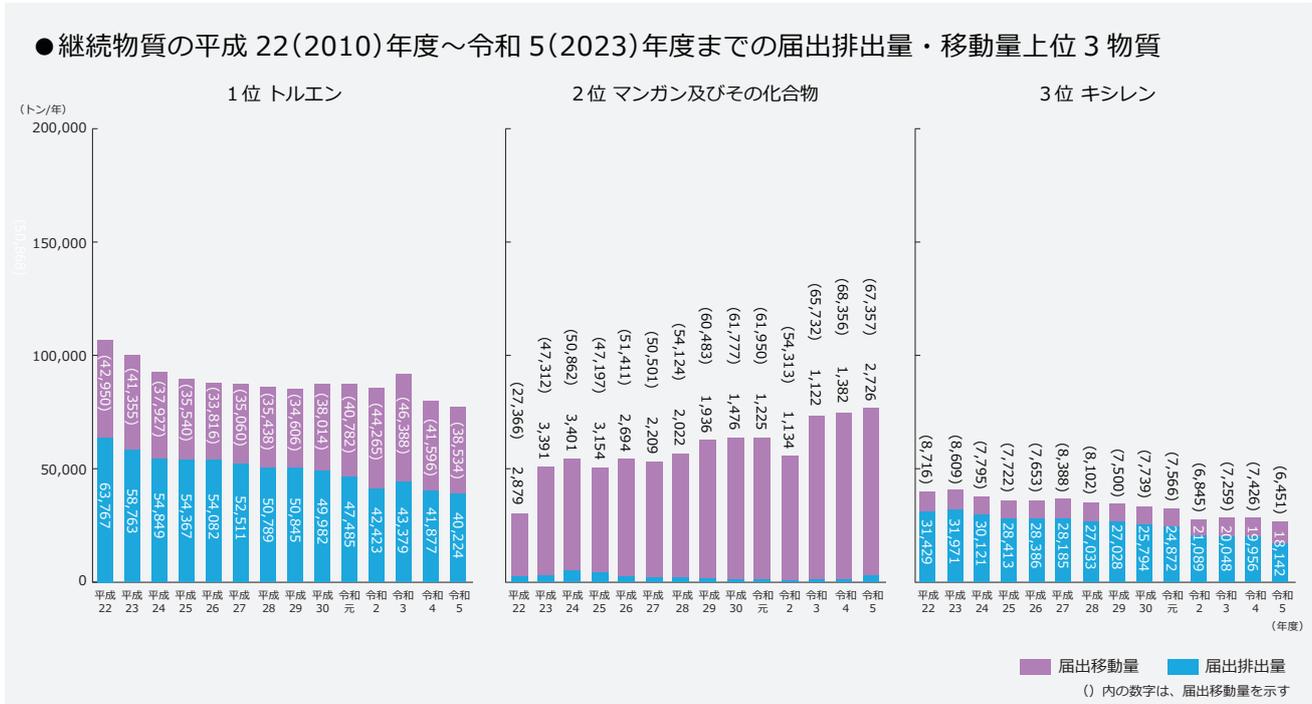
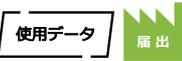
令和5(2023)年度に事業者から届出のあった届出排出量・移動量の合計は、約40万3千トンでした。そのうち、継続物質の届出排出量・移動量は34万1千トンで、前年度と比較して3.5%減少しています。この継続物質は、2008年政令改正時に届出対象物質として指定された物質、かつ2021年政令改正後も継続して届出対象物質として指定された物質です。

特徴的な傾向を見てみると、令和5(2023)年度に事業者から届出のあった継続物質の届出排出量は、平成22(2010)年度と比較して約66%に減少しています。その理由の一つとして、PRTR制度により事業者、市民、行政の協力のもと、自主的な取組が行われたことが考えられます。

このように、PRTR制度は、化学物質による環境リスクを削減することに効果を上げていることがわかります。

[集計・加工例]

継続物質の中で、令和5(2023)年度の届出排出量と届出移動量を足した合計が多かった上位3物質を過去13年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。



上位3物質の構成と順位は、令和4(2022)年度と同じです。排出量が多かったトルエンやキシレンは、製造業全般で主に油性塗料や接着剤などの溶剤として使われています。これらの2物質は、揮発性が高い液体という点が共通しています。マンガン及びその化合物は、主に鉄鋼業や非鉄金属製造業、化学工業などから排出されており、そのほとんどが廃棄物として事業所から移動されたり、埋立処分されたりしています。

(3) 継続物質の排出量・移動量

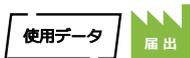
① 大気・水・土壌に多く排出されている物質

[データの項目]

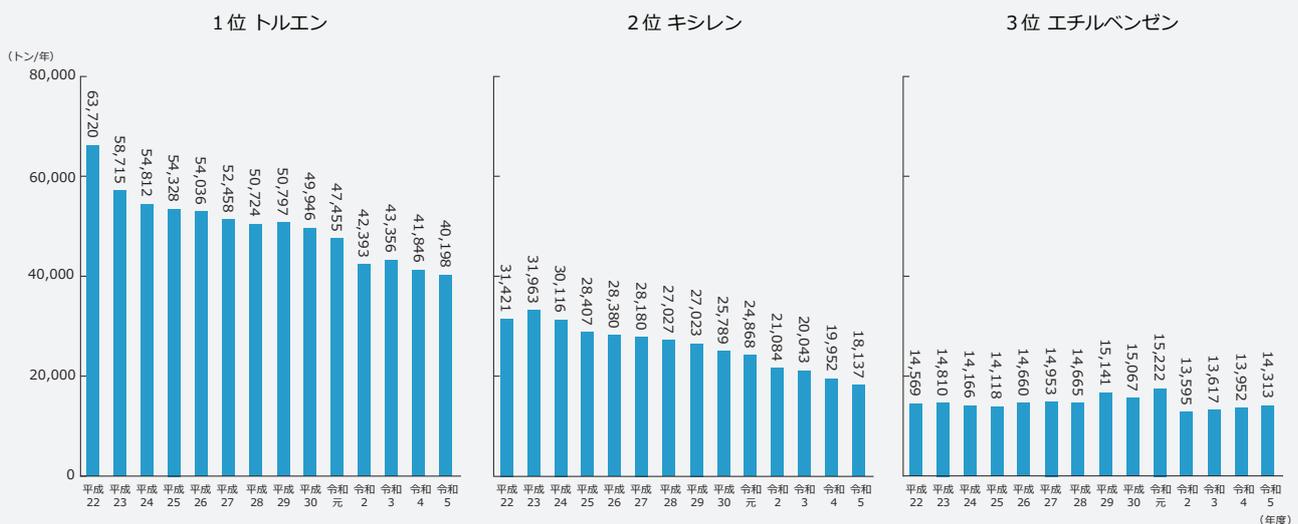
継続物質について、平成22(2010)～令和5(2023)年度の排出先別(大気、公共用水域、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分)の届出排出量を見てみましょう。

[集計・加工例]

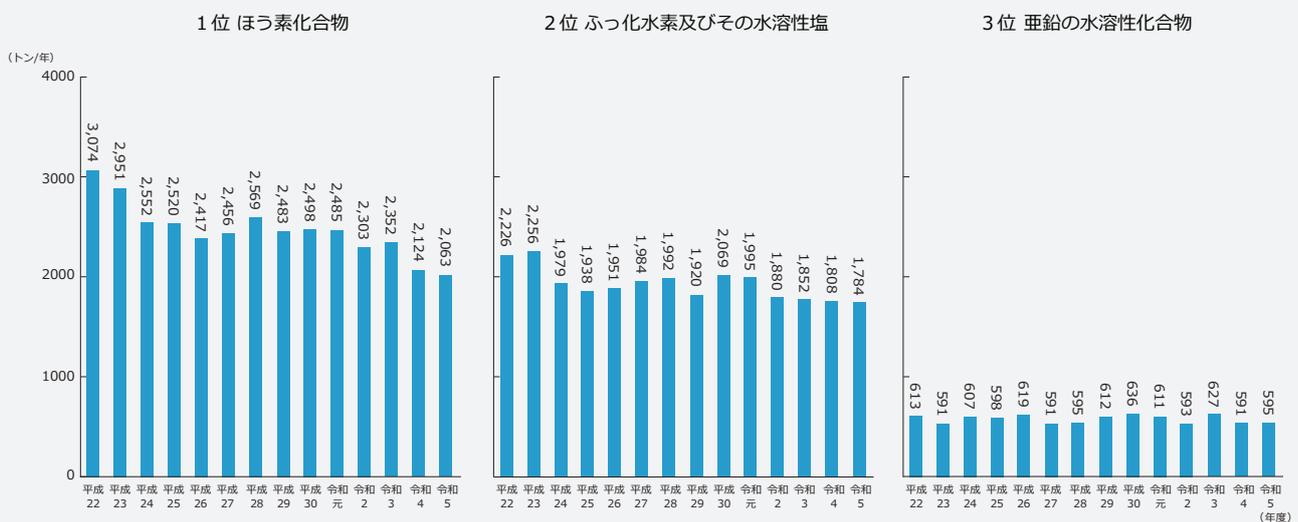
令和5(2023)年度の排出先別に排出量の多い上位3物質を過去13年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。



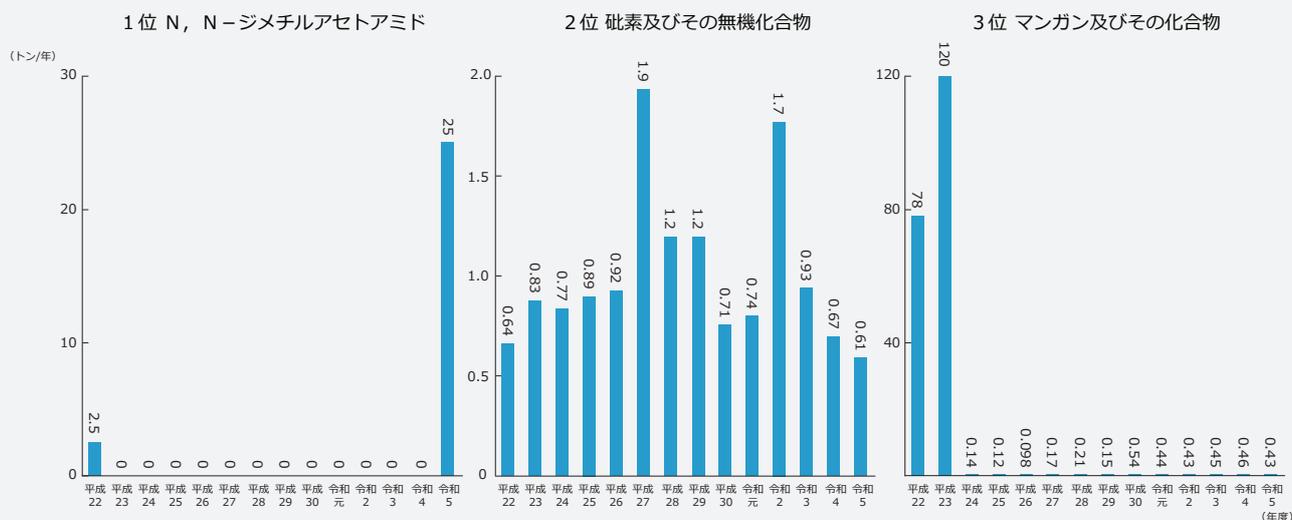
● 継続物質の大気への届出排出量の上位3物質



● 継続物質の公共水域への届出排出量の上位3物質

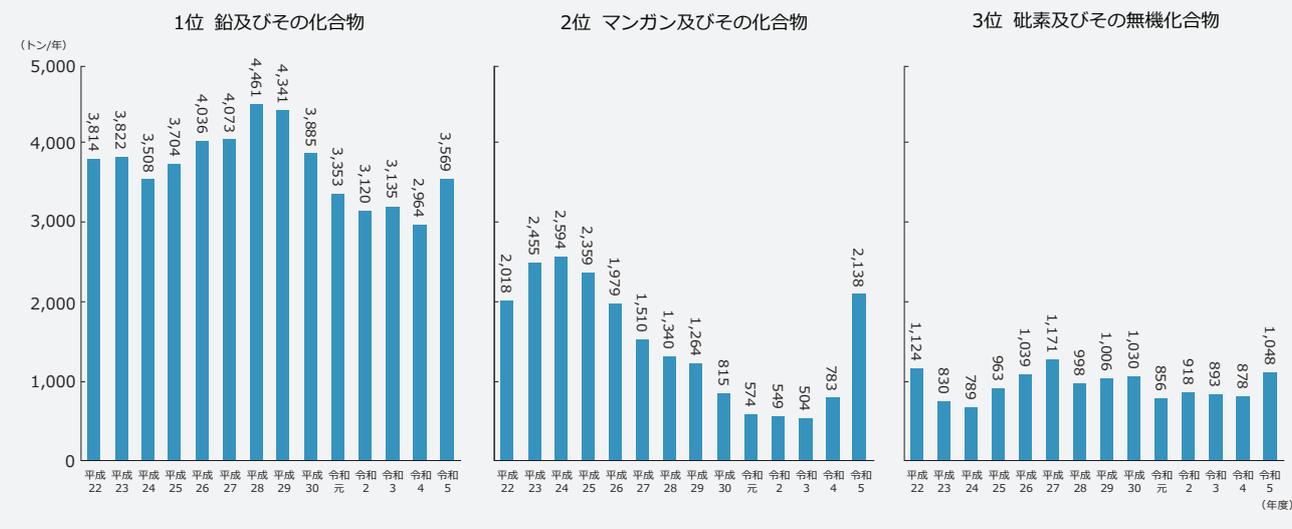


● 継続物質の事業所内の土壌への届出排出量の上位3物質



排出先が土壌の場合、縦軸の間隔が物質毎に異なっていますので注意しましょう。

● 継続物質の事業所内の埋立処分の届出排出量の上位3物質



② 移動量

[データの項目]

平成22(2010)～令和5(2023)年度の廃棄物に含まれて移動される物質と下水道へ移動される物質にはどのようなものがあるのか見てみましょう。

[集計・加工例]

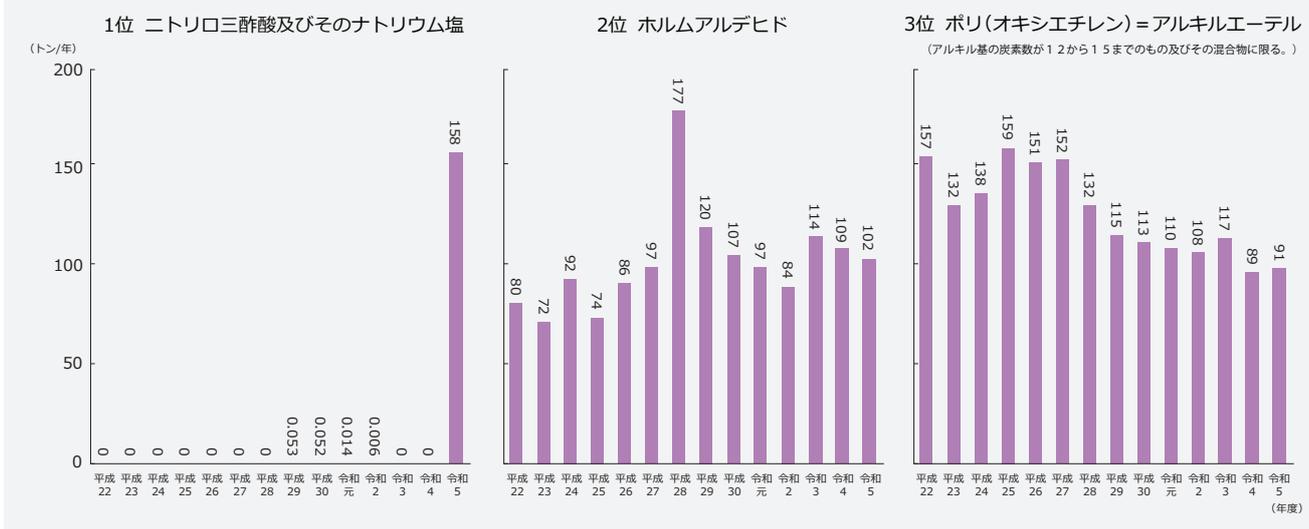
継続物質について、令和5(2023)年度の廃棄物としての移動量と下水道への移動量のそれぞれ上位3物質を過去13年分のデータとあわせて次ページの棒グラフに示してみました。

● 継続物質の事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位3物質



廃棄物としての届出移動量上位3物質の構成は、令和4(2022)年度と同じです。1位のマンガンは、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使用されています。また、マンガンの化合物としては、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガンを水処理などに使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。3番目のクロム及び三価クロム化合物は、合金の成分として特殊鋼や非鉄金属などに使用されています。

● 継続物質の下水道への届出移動量の上位3物質



下水道への届出移動量上位3物質の構成は、令和4(2022)年度に1位と2位であった物質が令和5(2023)年度には2位と3位に下がるのと同時に、ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩が1位になりました。2021年政令改正による追加統合物質であり、ナトリウム塩が追加されたことにより移動量が増加したものと考えられます。ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩は工業用洗剤・洗浄剤のビルダー(洗浄力を増す働きをもつ添加物)、硬水軟化剤、キレート剤などに、ホルムアルデヒドは合成樹脂原料やパラホルムアルデヒド、繊維処理剤などに、ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)は界面活性剤などに使われています。

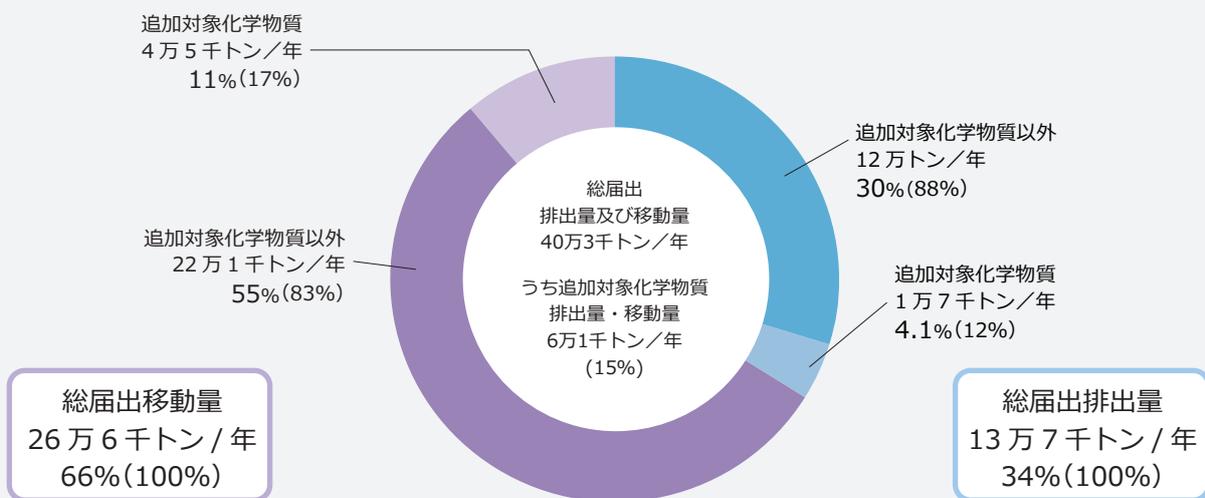
(4) 追加対象化学物質の届出排出量・移動量

2021年10月に行われた政令改正により、令和5(2023)年度以降に排出量等を把握すべき第一種指定化学物質として新たに追加された196物質のうち令和5(2023)年度に届出があった186物質に係る集計結果を示します。

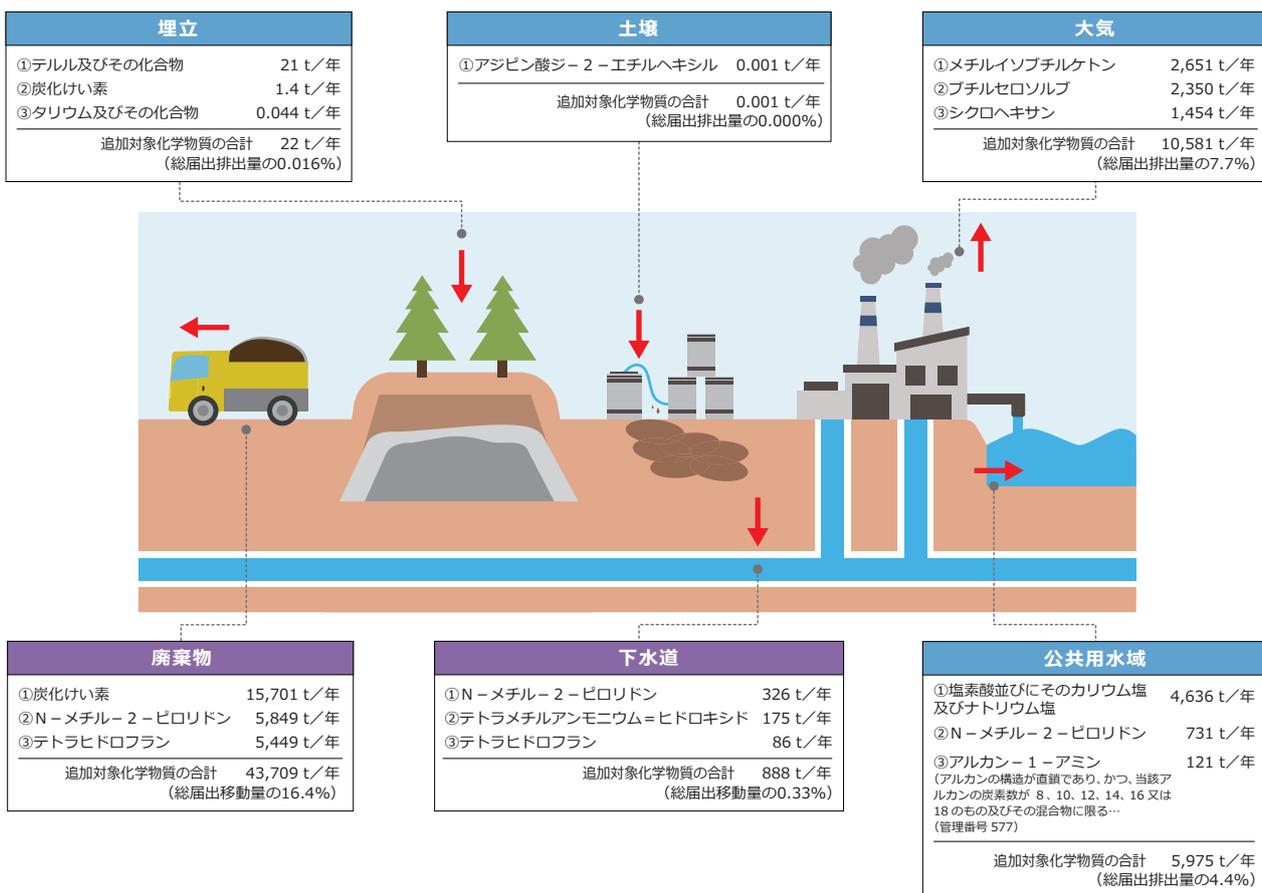
全国の事業者から届出のあった追加対象化学物質の排出量・移動量は6万1千トン(総届出排出量・移動量比率15%)で、その内訳は排出量1万7千トン(総届出排出量比率12%)、移動量4万5千トン(総届出移動量比率17%)でした。

使用データ 届出

● 追加対象化学物質の届出排出量・移動量の構成



● 追加対象化学物質の種類と届出排出量・移動量



4 ホームページ上で PRTRデータをみる

環境省のホームページからPRTRデータやその集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計・公表システム(PRTRインフォメーション広場内)」を利用するには、2通りの方法があります。

[1] 検索エンジン(Yahoo!、Googleなど)から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から **PRTRインフォメーション広場** をクリックしてください。

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>



集計結果・データを見る

HP <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>



[2] 環境省のホームページから探す

環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP <https://www.env.go.jp>

1 「政策分野一覧」の「保健・化学物質対策」をクリックします。



2

「化学物質対策」の中の「環境リスクの低減」をクリックします。



3

「PRTR:化管法ホームページ(PRTRインフォメーション広場)」の「集計結果・データを見る」をクリックします。



4

「集計結果・データを見る」のページが表示されます。「グラフでデータを見る」をクリックします。



「グラフでデータを見る」のページが表示されます。ここで「集計・公表システム」を利用できます。

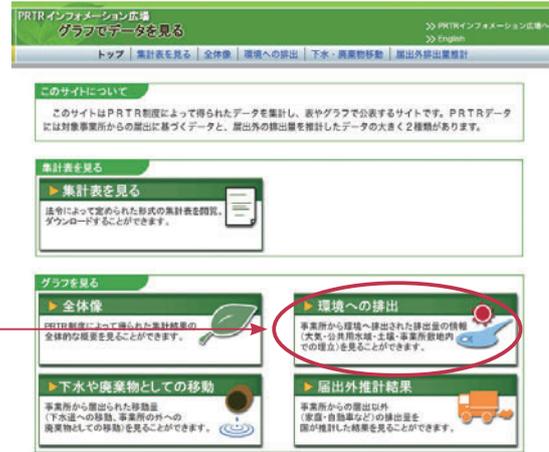


III
PRTRデータ

では、関心のある物質や業種について、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

1

目次画面「全体像」「環境への排出」「下水や廃棄物としての移動」「届出外推計結果」から、見たいグラフを選びます。ここでは例として、「環境への排出」を選択します。



2

「主な図表」の画面になります。 や  等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。



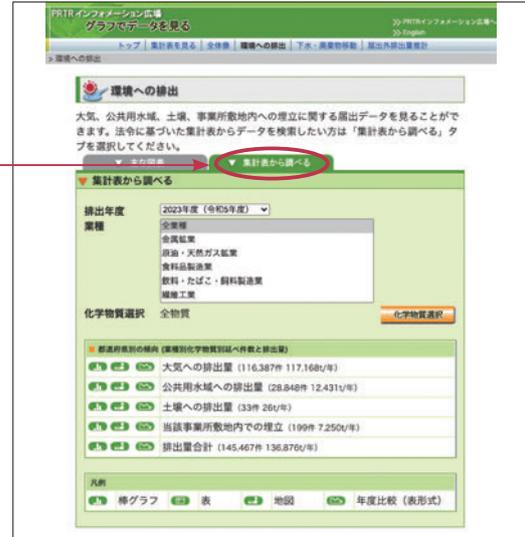
(出力例)

排出量上位 10 物質とその排出量



3

「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



4

1. 排出年度
2. 業種
3. 化学物質
について、それぞれ希望するものが選べます。



5

最後に、
○大気への排出量
○公共用水域への排出量
○土壌への排出量
○当該事業所敷地内での埋立
○排出量合計
の5項目から見たい項目を選択し、
📊 📄 🗺️ 🔄 をクリックしまし
ょう。

III

PRTRデータ

以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。



グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係がわかります。

業種	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全業種	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387	116,387

年度比較表では、排出量の増減がわかります。

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」

「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見たりできます。

この「PRTRデータ地図上表示システム」を利用するには、

[PRTRインフォメーション広場](#) > [PRTRデータ地図上表示システム](#) をクリックして次に示す手順で進んでください。

HP <https://www.prtr.env.go.jp/prtrmap/>

1

目次画面

「地域から選ぶ」「事業所を検索する」から、検索したい方法を選びます。

- ・「地域から選ぶ」を選択した場合を、[2-1](#) ～ [2-4](#) に示します。
- ・「事業所を検索する」を選択した場合を、[3-1](#) ～ [3-2](#) に示します。



52ページへ

2-1

[1](#) の画面で「地域から選ぶ」を選択すると、検索条件と日本地図が表示されます。

1. 化学物質
2. 排出年度
3. 地方
4. 都道府県
5. 市区町村
6. 郵便番号

について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。また、地図上で県名をクリックして選ぶこともできます。ここでは例として、東京都を選択して検索します。



2-2

「都道府県ごとの地図画面」になります。地図上で見たい事業所の●をクリックすると、地図が拡大されます。もう1度●をクリックすると、その事業所の排出先別の排出量・移動量を示す図が表示されます(5の画面)。



2-3

2-2の地図を拡大・縮小して、見たい事業所を探すことができます。



2-4

地図上でドラッグ操作を行うことで、地図を移動させて見たい事業所を探すことができます。



3-1

1の画面で「事業所を検索する」を選択すると、検索条件が表示されます。

1. 排出年度
 2. 都道府県
 3. 市区町村
 4. 郵便番号
 5. 事業所名
 6. 物質
 7. 排出・移動先
 8. 排出条件
 9. 業種
 10. 埋立処分を行う場所
 11. 排出先の河川、湖沼、海域等の名称
 12. 移動先の下水道終末処理施設の名称
 13. 廃棄物の処理方法
 14. 廃棄物の種類
- について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。

3-2

「事業所名」「所在地」「業種」「全排出・移動量」の一覧が表示されます。見たい事業所の「所在地」を選択すると事業所周辺の地図が表示されます(4の画面)。「事業所名」をクリックすると、その事業所の排出先別の排出・移動量を示す図が表示されます(5の画面)。

No.	事業所名	所在地	業種	全排出・移動量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

4

事業所周辺の地図です。事業所の●をクリックすると、排出先別に排出・移動量を示す図が表示されます。



「絵で排出・移動量」の画面です。最後に、

- グラフで排出・移動量
- 事業所情報
- 詳細排出・移動量
- 表で経年変化
- グラフで経年変化

の5項目から見たい項目をクリックしましょう。

以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。

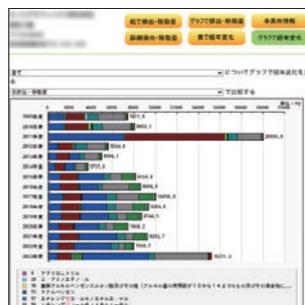


「グラフで排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の大小関係がわかります。

「事業所情報」では、事業者名、事業所名、事業所の所在地や従業員数など、事業所に関連する情報がわかります。

「詳細排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量を数値で見ることができます。

「表で経年変化」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の経年変化がわかります。



「グラフで経年変化」では、物質別に、排出・移動量の経年変化がわかります。

5 個別事業所のPRTRデータを入力する

化学物質の環境中への排出状況に関する理解をより深めるため、個別事業所のPRTRデータを環境省のホームページ上で容易に入手することができます。

また、これまでのように所定の手続きを経て、当該データについて国へ開示請求を行うことも可能です(56ページをご参照ください)。

(1) 個別事業所のデータと「PRTRけんさくくん」の利用について

個別事業所のPRTRデータは、環境省のホームページ上にある「PRTRインフォメーション広場>個別事業所のデータ」よりダウンロードできます。

HP

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

ここで得られるデータは、年度ごとに「本紙ファイル(本紙.txt)」「別紙ファイル(別紙.txt)」「他業種ファイル(他業種.txt)」の3種類に分かれています。データを利用する際はこれらのファイルを一つに統合する作業が必要ですが、ソフトウェア「PRTRけんさくくん」を利用すると、この作業を行うことができ、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。

「PRTRけんさくくん」は、個別事業所のPRTRデータと同じ画面上から入手できます。

PRTRインフォメーション広場

個別事業所のデータ

個別事業所のデータ

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」を使う

「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。
「PRTRデータ地図上表示システム」はこちらです。

「個別事業所のPRTRデータをダウンロードされる方へ」

個別事業所のPRTRデータ(ファイル記録事項)は、年度ごとにZIPファイルで圧縮されています。本データのダウンロード及び利用にあたっては、以下の手順を参考にしてください。

手順1. 「PRTRけんさくくん」のダウンロード

個別事業所のPRTRデータの取込み・検索・集計・比較・印刷及びファイル出力を行うために必要なソフトウェアである「PRTRデータ分析システム(以下「PRTRけんさくくん」)」を、以下からダウンロードしてください。

注意

- 「PRTRけんさくくん」は毎年バージョンアップしておりますので、最新の「PRTRけんさくくん」をダウンロードのうえご利用ください。
- ご利用されるにあたり、「PRTRけんさくくん」を起動前にPCディスプレイの倍率を100%に設定してください。
(設定 → ディスプレイ → 拡大縮小倍率100%)

PRTRけんさくくん(令和6年度版(令和5年度データ用))

「PRTRけんさくくん」の機能

機能	説明
1. ファイルの取込	PRTRデータ(電子ファイル)を取込む機能です。

ディスプレイ 解像度1024×768ピクセル以上推奨
ディスプレイ拡大縮小倍率100%設定のこと

手順2. 各年度のPRTRデータのダウンロード

ご利用を希望される年度のPRTRデータを以下からダウンロードしてください。

平成13年度データ(平成24年3月修正)
平成14年度データ(平成24年3月修正)
平成15年度データ(平成24年3月修正)
平成16年度データ(平成24年3月修正)
平成17年度データ(平成24年3月修正)
平成18年度データ(平成25年3月修正)
平成19年度データ(平成26年3月修正)
平成20年度データ(平成27年3月修正)
平成21年度データ(平成28年3月修正)
平成22年度データ(平成29年3月修正)
平成23年度データ(平成30年3月修正)
平成24年度データ(平成31年3月修正)
平成25年度データ(令和2年3月修正)
平成26年度データ(令和3年3月修正)
平成27年度データ(令和4年3月修正)
平成28年度データ(令和5年3月修正)
平成29年度データ(令和6年2月修正)
平成30年度データ(令和7年2月修正)
令和元年度データ(令和7年2月修正)
令和2年度データ(令和7年2月修正)
令和3年度データ(令和7年2月修正)
令和4年度データ(令和7年2月修正)
令和5年度データ(令和7年2月)

PRTRけんさくくんの機能

機能	説明
1. ファイルの取り込み	PRTRデータ(電子ファイル)を取り込む機能
2. データの検索・抽出	データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能
3. データの集計	データを全国・都道府県・市区町村ごとに集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能
4. データの比較	違う年度のデータを比較する機能
5. データの印刷	データを印刷する機能
6. ファイルの出力	取り込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能

個別の事業所からの化学物質の排出・移動量について 「PRTRけんさくくん」で調べてみよう!

「PRTRけんさくくん」を使うと、例えば自分が住んでいる地域の事業所ごとのPRTRデータを簡単に調べることができます。



『PRTRけんさくくんの使い方』ガイド

「PRTRけんさくくん」と「PRTRデータ」をダウンロードし、「PRTRけんさくくん」を使える状態にしてください(詳細な方法については、以下を参照してください)。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/manual.pdf>

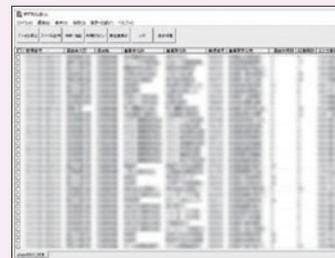


- ダウンロード後、prtrdas.exeをダブルクリックして「PRTRけんさくくん」を立ち上げます(prtrdas.exe[PRTRけんさくくん]は、「PRTRkensakun.zip」を解凍したフォルダの中にあります)。
- ホームページよりダウンロードしておいた調べたい年度の「PRTRデータ」を、以下の手順で「PRTRけんさくくん」に取り込みます。
 [ファイル取込] → [ファイルの取込み]画面 → [参照] → [開く]画面 → 調べたい年度の「本紙.txt」「別紙.txt」「他業種.txt」の3つのファイルを同時に選択 → [開く] → [取込み開始] → [ファイル取込み処理を実行中]が表示され、「PRTRけんさくくん」にPRTRデータが取り込まれます。

自分が住んでいる市区町村における個別事業所のPRTRデータ

- 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 [検索・抽出] →
- 3 文字列・数値で検索 - 事業所所在地 → 4 [リストから入力] →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 [OK] → 8 [新規検索] →
- 9 調べたい市区町村の個別事業所データが表示されます。

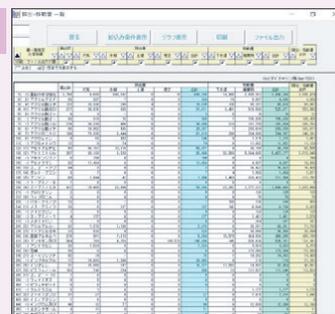
※ ツールバーの「表示」から「物質ごと一覧」を選択すると、個別事業所の物質ごとの排出量・移動量を表示することができます。



さらに調べてみましょう 🔍

自分が住んでいる市区町村における化学物質別の排出・移動量

- 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 [排出量集計] →
- 3 集計する範囲 - 〇 市区町村別に集計にチェック → 4 [選択] →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 [OK] → 8 集計する項目 - 〇 第一種指定化学物質 別にチェック → 9 [選択] → [全てチェック] → [OK] → [集計開始] → 自分が住んでいる市区町村における化学物質の排出・移動量の一覧が表示されます。



排出・移動量の順番を並べ替える場合

- 1 排出・移動量一覧の表示画面 → 2 大気への排出量が大きい順に並べる →
- 3

排出量								
△ 大気	▼	△ 水域	▽	△ 土壌	▽	△ 埋立	▽	合計

 ↓ クリックすると、▽が黒く(▼)なり、排出量が降順に変わります。



(2) 環境省「PRTRデータ地図上表示システム」の利用について

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所のPRTRデータやその経年変化を見ることが出来ます。

また、それらのデータを**CSV形式**^{※16}のファイルでダウンロードできます。

「PRTRデータ地図上表示システム」の機能や利用方法は50～53ページをご覧ください。

「詳細排出・移動量」をクリック

「CSVダウンロード」をクリック

The image shows two screenshots of the PRTR data visualization system. The left screenshot shows a graphical overview of emissions and movements for 2023, with a total of 1,702.3kg. It includes categories like ①大気 (Air), ②公共用水域 (Public water bodies), ③土壌 (Soil), ④事業所内での埋立処分 (On-site disposal), ⑤下水道 (Sewerage), and ⑥廃棄 (Waste). The right screenshot shows the same data in a table format, with a 'CSVダウンロード' (Download CSV) button highlighted. The table lists various chemical substances and their quantities across different categories.

管理番号	物質名	全排出				全移動		全排出・移動	単位		
		大気	水域	土壌	埋立	下水	廃棄				
53	エチルベンゼン	110	0	0	0	110	0	780	780	890	kg
80	キシレン	150	0	0	0	150	0	1,100	1,100	1,250	kg
83	アメン	5.5	0	0	0	5.5	0	39	39	44.5	kg
300	トルエン	27	0	0	0	27	0	200	200	227	kg
302	ナフタレン	0	0	0	0	0	0	550	550	550	kg
411	ホルムアルデヒド	1.4	0	0	0	1.4	0	98	98	112	kg
420	メタクリル酸メチル	2.9	0	0	0	2.9	0	21	21	23.9	kg
438	メチルシアナレン	0	0	0	0	0	0	72	72	72	kg
568	アセチルアセトン	3.6	0	0	0	3.6	0	26	26	29.6	kg
594	アセチルセロソルブ	750	0	0	0	750	0	5,400	5,400	6,150	kg
627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	0	0	0	0	0	0	540	540	540	kg
691	トリメチルベンゼン	600	0	0	0	600	0	4,400	4,400	5,000	kg
720	2-tert-ブトキシエタノール	5.3	0	0	0	5.3	0	43	43	48.3	kg
737	メチルイソブチルケトン	34	0	0	0	34	0	240	240	274	kg
合計		1,702.3	0	0	0	1,702.3	0	13,509	13,509	15,211.3	kg

(3) 開示請求

1) 開示されるデータ

事業者から届けられた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによっても、個人情報等を除く次の情報を入手することができます。

- ①事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)
- ②事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
 - ▷ 第一種指定化学物質の名称
 - ▷ 大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壌への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
 - ▷ 下水道への移動量
 - ▷ 事業所外への移動量

開示されるデータは、電磁的記録媒体(CD-R等)による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電磁的記録媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、CSV形式で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

※16 CSV形式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

また、電子ファイルにはPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」が納められており、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、54ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

2) 開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会（開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き）や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

省庁名	問い合わせ部署	住所／電話／電子メール	対象となる業種
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話:03-3581-4111(内線2259)	たばこ塩製造業など
文部科学省	研究開発局環境工ネルギー課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話:03-5253-4111(内線4143)	高等教育機関など
厚生労働省	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(内線2428)	医薬品製造業など
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(内線4500)	農薬製造業など
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話:03-3501-1511(内線3691~3695)	全業種
国土交通省	総合政策局環境政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話:03-5253-8111(内線24312)	下水道、自動車整備業など
環境省	環境保健部化学物質安全課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-3581-3351(内線6358) 電子メール:ehs@env.go.jp	全業種
防衛省	地方協力局環境政策課	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話:03-3268-3111(内線36554)	駐屯地など



3) 請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。

開示請求する場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」(59ページ参照;
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>)に記入し、

①開示窓口へ直接提出する、②郵送により提出する、③インターネットを利用し提出するという、3つの方法のうちいずれかを選択します。

提出方法(国民)	開示方法(環境省)
①開示窓口へ直接提出する	CD-R等の電磁的記録媒体をお渡しします。
②郵送により提出する	CD-R等の電磁的記録媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒(A4以下でCD-Rが入る大きさのもの)が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、180円〔定形外郵便(規格内)〕です。
③インターネットを利用し提出する(電子政府の総合窓口(e-Gov)の「電子申請」から行う)	

4) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量(容量)によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内 容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を 検索して開示	用紙(A4)	紙1枚につき20円
	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体1枚につき200円+0.5MBまでごとに260円
年度の全データを 開示	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体1枚につき200円+200MBまでごとに900円

なお、最新年度の全国・全事業所のデータを1枚のCD-Rに収録したものは1,100円、過年度修正版と最新年度の各々の全国・全事業所データを併せて1枚のCD-Rに収録したものは2,000円となります。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「PRTRデータの開示請求をされる方へ」をご参照ください。

HP <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

5) ファイル記録事項開示請求書

ファイル記録事項開示請求書

環境大臣 殿

令和 7 年 4 月 1 日

請求者

住所	〒 100 - 8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名	榎境太郎
※法人その他の団体にあつては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。 問い合わせ先（電話番号）※郵送で開示を請求する場合は、上記住所あてとなります。（※送先は、上記住所とさせていただきます。）	
03 - 3581 - 3351 (内線 6358)	（担当者） 榎ヶ関花子
※法人その他の団体にあつては、担当者の氏名も記載。	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するファイル記録事項の対象年度（排出年度）	平成(令和) 5 年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 以下のいずれかの口にレ点を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> すべてのファイル記録事項 <input type="checkbox"/> ファイル記録事項の一部（二画面にも御記入ください。）
希望する開示実施方法	<input type="checkbox"/> 以下のいずれかの口にレ点を付けてください。上記で「すべてのファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。（電磁的記録媒体での開示となります。） <input type="checkbox"/> 用紙（A4）への出力 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体（CD-R等）

※以下の欄には記入しないでください。

(受付印)

用紙・電磁的記録媒体 枚/ MB	円
(料金)	

(収入印紙貼付欄)

(裏面)

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの口にレ点を付し、必要事項を記入してください。
欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報 ※事業所の名称及び所在地を記入してください。

一定の条件を満たす事業所の情報 ※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・市区町村名	東京都千代田区	に所在する事業所であること
②業種名 又は 業種コード	化学工業 (業種コード2000)	に属する事業を含む事業所であること
③化学物質名称 及び 管理番号	名称：四塩化炭素 番号：149	
④その他		の届出をした事業所であること

備考

<記入に当たっての注意事項>

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(①～④)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
 2. 特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報(①～④)には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報(④その他)の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。(可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外での検索することはできません。

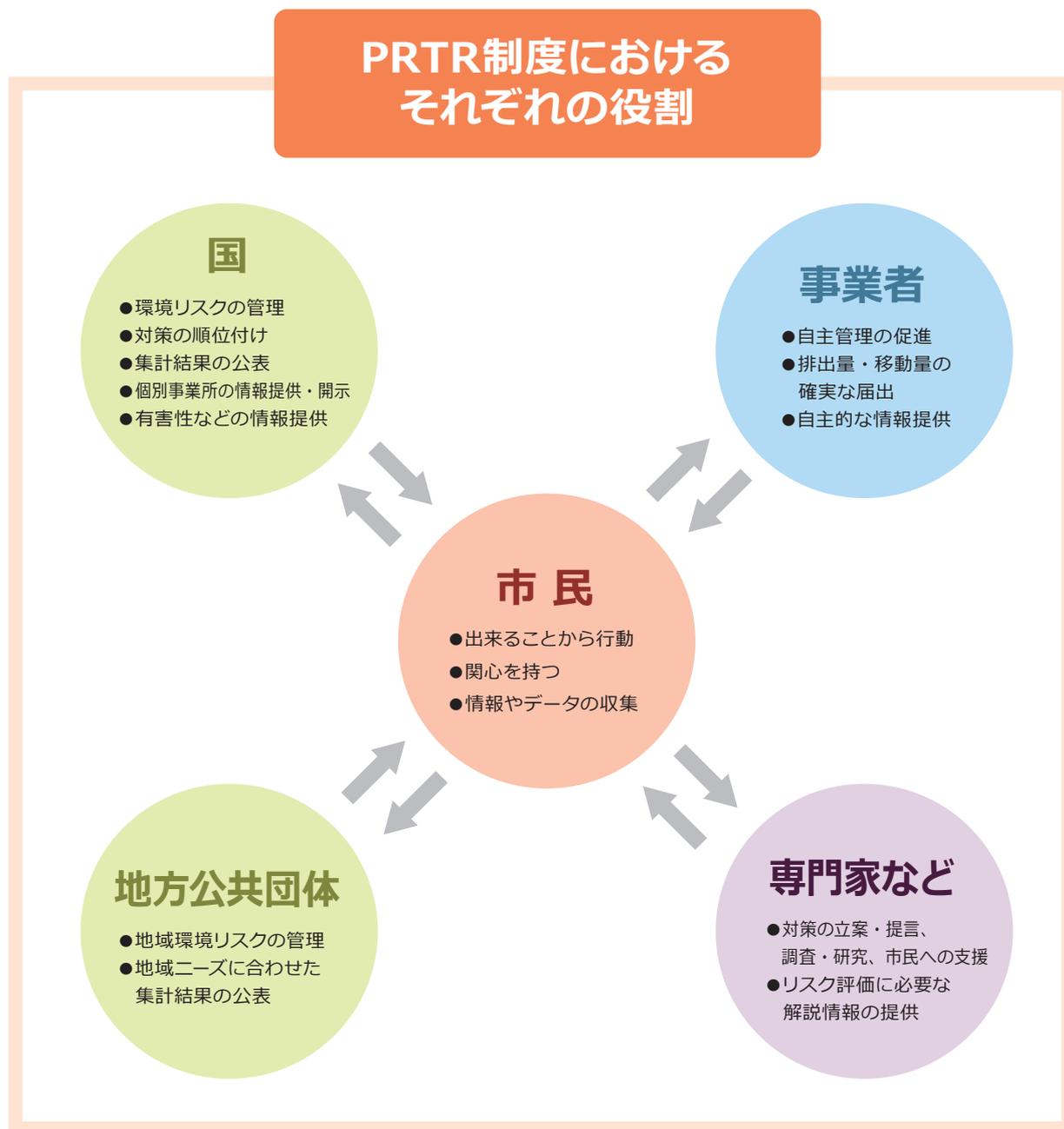
IV

化学物質による 環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	62
2. リスクコミュニケーション	63
(1) リスクコミュニケーションとは	63
(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は	64
コラム1 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質に関する情報提供」	65
コラム2 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質アドバイザー」	66
コラム3 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「GHS」	67
3. PRTR データの活用例	68
(1) NGO・NPO の取組	68
(2) D.Chem-Core（ディーケムコア）を活用し、災害事故時等の緊急時の 対応力を強化しよう！	69
(3) 地方公共団体・事業者の取組	70

1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方公共団体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。



市民には、まず身の周りの化学物質に関心を持ち、公表されたデータを見ることを期待されません。PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

2 リスクコミュニケーション

PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら(**リスク評価**)、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理すること(**リスク管理**)が必要になります。

より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「**リスクコミュニケーション**」と呼んでいます。

市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。

リスク評価

化学物質の有害性とばく露の程度を評価する。



リスク管理

化学物質による人や動植物への悪影響が生じないように、適正な範囲にコントロールする。



リスクコミュニケーション

化学物質に関する情報をすべての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む



(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれだからです。

リスクコミュニケーションのない状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から市民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めれば良いのでしょうか。

● 市民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めると良いでしょう。

事業者には必ず問合せ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「**環境報告書**^{*1}に掲載されている情報について解説してほしい」「**環境マネジメントシステム**^{*2}や**レスポンスブル・ケア**^{*3}の実施状況について説明してほしい」などと要請すれば対応してもらえることが多いでしょう。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。



また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼してみてください。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくとう�효的です。

最初から難しい議論をしようと思わず、まずは「わからないことを聞く」、「自分たちが何を考えているかを知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。

● 事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを持っていることもあります。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方は、すでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談し、町内会長など地域住民の核となる方の紹介を要請してみてください。



● 行政からアクションを起こす

行政には、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明しリスクコミュニケーションを促すとともに、事業者や市民から「リスクコミュニケーションしたい」という手が挙がったら、積極的に協力しましょう。

*1 「環境報告書」については、116ページをご参照ください。

*2 「環境マネジメントシステム」については、116ページをご参照ください。

*3 「レスポンスブル・ケア」については、115ページをご参照ください。

● 化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」をホームページで公開しています。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- ①物質名、別名、PRTR管理番号／政令番号、CAS登録番号、構造式、性状
- ②用途(その化学物質がどのように使用されているか)
- ③排出・移動(環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先媒体(大気、公共用水域等)など)
- ④環境中での動き(環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など)
- ⑤PRTR対象物質に選ばれる理由となった人健康影響や生態影響のデータ、並びに、最新の人健康影響や生態影響のリスク評価等の情報
- ⑥基本的な情報の一覧表(生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等)
- ⑦引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト



HP <https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/>

● かんたん化学物質ガイド

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子形式で「かんたん化学物質ガイド」を環境省のホームページに公開しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編(総論編)、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されています。



HP <https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

化学物質やその環境リスクに関する話は、専門的になりがちで、市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではなくありません。この他に「身の周りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんの生活に密接に関わっている化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



化学物質アドバイザーに関するお問い合わせ先は下記URLで確認してください。



HP

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) とは、化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するというものです。

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じた絵表示(ピクトグラム)と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示(注意喚起語)などが決められています。さらに、ラベルには、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

GHSは、世界的に統一された分類・表示により、化学品の危険有害性をわかりやすくすることを目的とした仕組みであり、この制度の導入により、化学品による事故などを減らすことが期待されます。また、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになります。

具体的には、化学品の製造業者や輸入業者などが、GHSで決められた基準に従って化学品を分類し、表示を行っていくこととなります。販売業者や消費者などは、この分類表示により、身の周りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

また、それらの表示に従って化学品を正しく取り扱うことで、誤った取扱いによって引き起こされる事故などを防ぎ、人の健康及び環境の保護がより進むことが期待されます。

GHSの絵表示



可燃性・引火性ガス、
可燃性・引火性エアゾール、
引火性液体、可燃性固体、
自己反応性化学品(タイプB-F)、
自然発火性液体、自然発火性固体、
自己発熱性、化学品、
水反応可燃性化学品、
有機過酸化物(タイプB-F)



支燃性・酸化性ガス、
酸化性液体、
酸化性固体



火薬類(等級1.5と
1.6を除く)、自己
反応性化学品(タイ
プA,B)、有機過酸
化物(タイプA,B)



金属腐食性物質、
皮膚腐食性・刺激性(区分1)、
眼に対する重篤な損傷・
眼刺激性(区分1)



高压ガス



急性毒性
(区分1-3)



急性毒性(区分4)、
皮膚腐食性・刺激性(区分2)、
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性
(区分2A)、皮膚感作性、
特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)(区分3)



水性環境急性有害性
(区分1)、
水性環境慢性有害性
(区分1,2)



呼吸器感作性、
生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性、
特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)(区分1,2)、
特定標的臓器・全身毒性
(反復ばく露)、
吸引性呼吸器有害性

3 PRTRデータの活用例

(1) NGO・NPOの取組

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク(略称: T ウォッチ)

<https://toxwatch.net>

PRTRデータを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです(2002年任意団体として発足、2004年10月NPO法人として認可)。

PRTR情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上のPRTR検索データベースでは、さまざまな検索方法でPRTR届出情報の閲覧や比較をすることができます。



例) 個別の工場や会社を
名称・業種・住所で検索 など

エコケミストリー研究会

<http://www.ecochemi.jp>

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。

ホームページ上のPRTR情報には、リスクの高い地域や物質がわかる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性・物性」などがわかりやすく掲載されています。



この他にもさまざまな団体で活動が行われています。

(2) D.Chem-Core(ディーケムコア)を活用し、 災害・事故時等の緊急時の対応力を強化しよう！

災害・事故時に突発的に化学物質が漏えいや流出等した場合は、平時の場合と異なり、行政担当者や専門家は迅速かつ、さまざまな対応が求められます。特に近年、自然災害が頻発化し被害も甚大化しており、緊急時への備えと対応力の強化が重要になっています。

D.Chem-Coreは、そうした環境リスクに対応する情報基盤として活用できるウェブサイトです。誰でも自由に利用することができ、事業者や市民を交えたリスクコミュニケーションの場においても活用することができます。

【D.Chem-Coreでできる緊急時の対応力強化】

1. 対策が必要な化学物質の選定に活用できます

- ・PRTR届出データ等に基づき、どこで、どのような有害性のある化学物質を取り扱う事業所があり、どれくらいの排出量や推定在庫量があるのかを物質名から検索したり地理情報から把握したりすることができます。
- ・地理情報では、例えば、浸水リスクの高い地域に存在するPRTR届出事業所における取扱物質やその排出量等の情報を高い視認性で確認できます。

2. リスクの時間的・空間的及び質的な特徴を迅速に把握できます

- ・「事前」「発生直後」「事中」「事後」という災害・事故発生のそれぞれの状況・局面に応じて必要な情報や対策、対応方法を確認・把握できます。

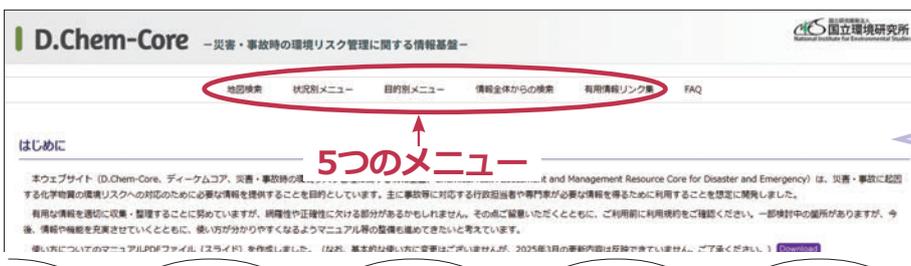
3. 実態把握や対策立案のための手法・情報を入力できます

- ・化学物質の拡散防止や除去対策等の緊急的対策手法、及び過去事例による対策を確認できます。



【必要な情報・対策の入手・到達方法】

多角的で回遊性のある(相互に行き来できる)5つのメニューから必要とする情報・対策に到達できます。



他にもたくさんの機能が
ありますので、まずは
D.Chem-Coreに平時から
触れ、化学物質漏えい
や流出に伴う災害・事故
等の備えに活用してみ
てください。

【ウェブサイトの概要】 公開場所: 国立研究開発法人 国立環境研究所

URL: <https://www.nies.go.jp/dchemcore/>

【照会先】 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課



(3) 地方公共団体・事業者の取組

岩手県:「事業者による主体的な環境コミュニケーション」を促す種々の取組

岩手県では、岩手県環境保全連絡協議会と協働し、平成16年度から環境コミュニケーションセミナーの実施による事業者の主体的な取組の動機付けを行っています。令和6年度は、化学物質アドバイザーの宮地繁樹氏によるセミナーと合わせて、岩手県環境生活部による水生生物調査による環境コミュニケーション実施を呼びかける情報提供等をオンライン形式で実施し、事業者90名、総勢104名の参加がありました。

※岩手県環境保全連絡協議会

地域における事業者が相互に協調し、公害防止等に関する知識と技術の向上及びその交流をはかり、環境保全を推進し、快適な環境づくりに寄与することを目的として、昭和59年に設立され、現在は県内119事業所が会員として本協議会に加入。

【環境コミュニケーションセミナーの開催(令和6年11月7日)】

①「化学物質とリスクコミュニケーション取組セミナー」

講師	環境省事業 化学物質アドバイザー 宮地 繁樹 氏
進行(ファシリテーター)	一般社団法人 コ・クリエーションデザイン 代表理事 平田 裕之 氏

「化管法[※]と労働安全衛生法に基づく事業者による自主的な管理の改善」について、令和6年4月施行の改正労働安全衛生法による「法令遵守型」から「自律管理型」への転換に向けた対応等を中心に、時機を得た内容で化学物質アドバイザーの宮地氏に講演いただきました。

化学物質に関する法律は、化管法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等々、多岐にわたっていますが、宮地氏はそれぞれの法律に精通されていることから講師を依頼しました。

岩手県のオンラインセミナー運営面での大きな特徴は、ファシリテーション、合意形成の講師である平田氏を進行役として例年起用していることが挙げられます。平田氏は、セミナー開始前に質問を打ち込む練習時間を設けたり、書き込まれた実際の質問は深掘りして講師に展開する等、講師とオンライン参加者との間をつなぐ欠かせない役割を担っていただいています。

参加された事業者からは、「化学物質に関する法改正への対応について、当社で実施している内容や考え方が講師の先生に説明いただいた内容からずれていないことが確認できた」「化学物質のリスクアセスメントの結果への対応方法が分かりスッキリした」「質問しやすい状況を作っていただき、講師と参加者の双方向のやり取りができて楽しかった」等々、大変好評でした。

※化管法:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律



②岩手県からの情報提供:「環境コミュニケーションツールとしての水生生物調査」

事業者に対し、「低濃度PCB廃棄物の適正処理」、「水質汚濁防止法施行令改正による留意事項」等について情報提供を行いました。ここではその中の「環境コミュニケーションツールとしての水生生物調査」についてご紹介します。

水生生物による水質調査は、県民が広く参加することができ、身近な川と触れ合うことで水環境保全意識の醸成をはかることができる有意義な調査です。県では昭和59年度から継続して参加を呼びかけており、令和7年度も県内の各団体が調査を実施しています。

水生生物調査は、事業者にとっても、工場周辺の河川で地域の活動との組み合わせで調査を実施するなど、新たな環境コミュニケーションツールとしても活用できるメリットがあります。県民、事業者、行政の間で理解と納得を深めていく取組である環境コミュニケーションは、そのきっかけ作りが重要であり、令和6年度は、岩手県産業資源循環協会県北支部と共催し、水生生物調査企業向け体験会を実施したことなどを紹介し、あらためて事業者の参加を呼びかけました。

セミナー終了後のアンケートにて、「弊社工場付近の川などで実施することも可能でしょうか？」等の要望・反響がありました。



福島県:県内事業所への「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」の実施と結果の公表

福島県では、化学物質リスクコミュニケーションの推進をはかるため、種々の取組を長年継続的に実施する中、今回は③の「県内事業所へのリスクコミュニケーション実施状況アンケート」の取組をご紹介します。

福島県によるリスクコミュニケーションの取組	
①	事業者向け「化学物質リスクコミュニケーション推進セミナー」の開催
②	高校生を対象とした環境省化学物質アドバイザーによるリスクアセスメント実習(今後の社会活動等に役立てていただくことを目的)
③	県内事業所への「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」の実施と結果の公表

1. 「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」取組の背景

事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等に提供するとともに意見交換を行い、相互理解をはかることを促進するため、県化学物質適正管理指針の対象になっている事業所に対し、リスクコミュニケーション実施状況のアンケートを毎年実施しています。

アンケートは11項目あり、「行政手続きオンラインサービス」で実施しています。対象事業所に対してはホームページの掲載とともに依頼文を配付して周知しており、そのいずれにもアンケートの二次元コードを掲載しているため、事業所はスムーズに回答に移ることができます。



2. アンケート結果と事業所の取組の公表

アンケートのとりまとめ結果と個別に掲載を希望する事業所の取組について、以下を目的として県環境創造センターのホームページに掲載・公表しています。 <https://www.fukushima-kankyosozo.jp/education.html>

- ① リスクコミュニケーション事業の普及・啓発への活用
- ② 事業所の取組の県民への周知
- ③ 事業者間の情報交換等

令和7年1月実施のアンケートにおいて、事業者が実施しているリスクコミュニケーションの上位の取組は次のとおりでした。(複数回答あり)

- ① 敷地内または敷地周辺の自主的な環境測定 57.0%
- ② 地域の清掃活動、環境保全活動への参加 54.4%
- ③ 化学物質情報(種類、排出量等)の開示 43.0%
- ④ 社内におけるリスクコミュニケーションに関する担当部門の設置 40.5%

また、リスクコミュニケーションに取り組む理由の上位は次のとおりでした。

- ① 企業としての社会的責任のため 92.5%
- ② 環境保全、リスク管理等の社員教育のため 52.2%
- ③ 本社、関連会社等の方針 50.7%
- ④ 住民等と良好な関係を築くため 38.8%

アンケートを長年継続的に実施し、その結果を公表することにより、事業者からは「私たちは、多くの恵みを与えてくれる地球に感謝し、自然と共生する地域の伝統的価値観を大切にしながら、地域社会・お客さまとともに持続可能な成長を目指し、誠実なコミュニケーションを通じて、環境への取り組みを考え、行動してまいります」といった声や「これからも地域に根差した企業として、関係者の皆様の安全・安心を第一に工場運営を行ってまいります」といった今後の展望についての声も寄せられています。



3. リスクコミュニケーション実施事例紹介(令和6年度アンケート調査結果から)

- ① 住化アグロ製造株式会社 郡山工場
排水配管からの漏えいや河川への流出を想定した流出防止、流出水の回収作業の訓練に加え、地域の環境保全活動にも取り込まれました。
- ② 日本化学工業株式会社 福島第二工場
地域交流会や事業所周辺の自主的な環境測定等を実施されました。

事業所名 HPアドレス	業種	環境報告書 HPアドレス	取組内容	担当者の声
住化アグロ製造株式会社 郡山工場 www.sumika-agro.co.jp	化学工業		<ul style="list-style-type: none"> 工場見学 防災訓練 地域の清掃、環境保全活動 事業所及び周辺の自主的な環境測定 	住友化学グループの一員として、サステナビリティ推進活動を展開している。
<p>〇漏洩訓練の様子</p> <p>河川への流出を想定し安全点検 (排水) 排水ピット流出水の回収作業 排水チェック (サンプリング) 結果報告</p>				
日本化学工業株式会社 福島第二工場 https://www.nippon-chem.co.jp/	化学工業	https://www.nippon-chem.co.jp/ir/2024/04/20240401.html	<ul style="list-style-type: none"> 地域説明会 工場見学 防災訓練 地域の清掃、環境保全活動 事業所及び周辺の自主的な環境測定 	三春町で創業を開始し、2024年には創業開始100周年を迎えました。(日本化学工業株式会社としては30周年) これからも地域に根差した企業として、関係者の皆様の安全・安心を第一に工場運営を行ってまいります。
<p>さくらの里クリーンアップ作戦 工場周辺の清掃 合同消防訓練 地域交流会(工場見)</p>				

※福島県環境創造センターホームページに掲載されている実施事例を抜粋

愛知県・名古屋市:事業者向け「化学物質適正管理セミナー」について

愛知県は、製造品出荷額等が45年連続日本一のモノづくり県である一方で、PRTR届出排出量・移動量、届出事業者数ともに最大の県であり、環境リスクの観点から、事業者による化学物質の適正な管理をより一層推進するため、名古屋市と共催で「化学物質適正管理セミナー」を2011年度から開催しています。

今回は、「災害に対する平時及び災害発生時の化学物質漏えい対策」、「法改正に対する体制整備」を主要なテーマとして実施した2024年度の「化学物質適正管理セミナー」の運営方法とカリキュラムについて紹介いたします。

【事業者向け「化学物質適正管理セミナー」の運営方法】

事業者向けの化学物質適正管理セミナーは、2021年度より対面方式から動画公開方式の開催に変更し、①愛知県、名古屋市のホームページや広報誌への掲載、②県事務所や市保健センターでのチラシ配布、③PRTR届出事業者へのメール案内、④関係団体への周知依頼等、さまざまな方法でPRを行い、831名から申込みがありました。

動画公開方式は、関心のある箇所等を繰り返し視聴することができる等のメリットがあり、事業者からの好評を得ています。

【カリキュラム:災害等に備えた化学物質管理とリスクコミュニケーション】

環境省事業 化学物質アドバイザー 寺沢 弘子氏

地震や河川氾濫・津波等の水害に起因する化学物質の漏えい防止対策や、化学物質の管理を適正に行うため、事業者・住民・行政がそのリスクに関する情報を共有する化学物質のリスクコミュニケーションについて説明がありました。

事業者からは、「過去事例と法令、退避策、発生事例に対する防止策を考える内容となっており、実際に発生した際に備える準備ができる」「改めて自社の管理を見直す必要があると強く感じた」と好評でした。

また、「SDSへの理解やリスクアセスメントの実施の重要性、リスクコミュニケーションについてもできる範囲やその方法、協力体制の大切さを理解できた」等の活用面での評価もありました。



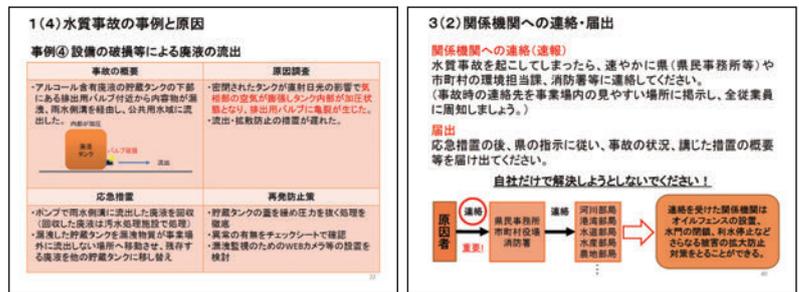
【カリキュラム:愛知県内における水質事故の概要及び未然防止について】

愛知県環境局環境政策部 水大気環境課

愛知県では、例年100件程度の水質事故通報を受理していることから、県内の水質事故事例を元に、原因や未然防止のためのポイント等の説明とともに、水質事故に関する法的規制(水質汚濁防止法)について、施設、物質、事故時の措置、事業者の責任・罰則の4つの観点からの解説も行いました。

さらに、水質事故を起こしてしまった場合、自社だけで解決しようとせず、県や市町村、消防署等の関係機関には法的側面からだけでなく、実務的なサポートを得るためにも、速やかに連絡いただくよう要請しました。

事業者からは、「自工場の排水経路や緊急時の対応手順を見直す機会とした」「緊急時の対応と連絡先等が役に立った」「県内の事例であることから、身近で説得力があった」等の感想がありました。



【カリキュラム:新たな化学物質管理について】

厚生労働省 愛知労働局

2024年4月1日から施行された改正労働安全衛生法等の内容を踏まえて、事業者が自律的に化学物質管理を進めていくための要点について説明を行いました。

事業者からは、「リスクアセスメントについて、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任、各種記録の保存期間等について正確に認識することができた」等の感想がありました。

【カリキュラム:PRTR届出及び条例に基づく届出(取扱量等)について】

愛知県環境局環境政策部 環境活動推進課

愛知県及び名古屋市は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)による届出に加え、「愛知県及び名古屋市の条例」(化学物質関係)に基づき取扱量の届出等を規定することで、環境中に排出される割合や経年変化を評価し、化学物質対策を進めているとの説明がされました。



もっと知りたい時には

1. 法律に関すること	74
(1) 化管法の概要	74
(2) 化管法の見直しについて	75
コラム 4 情報提供を受け付ける窓口「PRTR 目安箱」	77
(3) 第一種指定化学物質リスト	78
(4) 商品に表示されている第一種指定化学物質の名称	107
2. PRTR に関連する用語の解説	114
環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針	
有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性	
オゾン層破壊物質 CAS 登録番号 (CAS RN)	
レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム	
環境報告書 SDS 指定化学物質等取扱事業者	
3. 関連ウェブサイト	118
4. 各地方公共団体の PRTR 担当窓口	120
5. 索引	125

1 法律に関すること

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」により制度化されています。ここでは、化管法について紹介します。

(1) 化管法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、平成11(1999)年7月13日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1) 法律の目的

● 化管法の目的(第1条)

化管法は、有害な恐れのある様々な化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を生ずることを未然に防止することを目的としています。

2) 法律の概要

● 化管法の対象化学物質(第2条)

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の二つに区分しています。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や排出量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

● 化管法の対象事業者(第2条)

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者は、環境中への排出量及び廃棄物等としての移動量についての届出を義務付けています。

● 事業者による化学物質の管理の改善の促進(第4条)

事業者は、国が定める技術的な指針(化学物質管理指針^{*1})に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、化学物質の環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえよう努めることが求められています。

● 情報の流れ(第5条、第8～11条)

事業者による届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源(家庭、農地、自動車など)からの排出量と併せて国が公表します。また、国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所のデータを開示します。

● 国による調査の実施(第12条)

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

● 安全データシート(SDS)の交付の義務づけ(第14条)

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して安全データシート(SDS)を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

● 国及び地方公共団体による措置(第17条)

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. 3と4のための人材育成

*1 「化学物質管理指針」については、114ページをご参照ください。

(2) 化管法の見直しについて

これまで化管法は、以下のような経緯をたどってきました。

- ・平成11(1999)年 7月 化管法公布
- ・平成12(2000)年 3月 化管法施行
- ・平成13(2001)年 4月 PRTR制度がスタート
- ・平成14(2002)年 4月 事業者による排出量・移動量の届出開始
- ・平成15(2003)年 3月 国が届出結果の公表開始
- ・平成20(2008)年11月 化管法施行令改正(対象物質、業種の変更等。平成22(2010)年4月施行)
- ・平成22(2010)年 4月 化管法施行規則改正(届出様式の変更等。平成23(2011)年度報告から適用)
- ・令和 3(2021)年10月 化管法施行令改正(対象物質変更等。令和5(2023)年4月施行)
- ・令和 4(2022)年 3月 化管法施行規則改正(特別要件施設における排出量の把握追加等。
令和5(2023)年4月施行(一部、公布と同時に施行))

化管法第1回見直しの結果による政省令改正の概要

平成20(2008)年11月に化管法施行令の一部が、平成22(2010)年4月に化管法施行規則の一部が改正されました。この改正では、第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の変更や、業種及び届出事項が追加されました。

- ① PRTR制度及びSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、354物質から462物質に変更
- ② 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切り要件がより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について12物質から15物質に変更
- ③ SDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、81物質から100物質に変更
- ④ 届出を行う義務を負う事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)となり得る対象業種に「医療業」を追加

化管法第2回見直しの結果による政省令改正の概要

令和3(2021)年10月に化管法施行令の一部が、令和4(2022)年3月に化管法施行規則の一部が改正されました。

化管法第1回の見直しから10年が経過した平成30(2018)年に、10年間の状況を勘案した見直しが必要とされ、産業構造審議会(経済産業省)と中央環境審議会(環境省)は合同で審議会を開催し、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討を行い、令和元(2019)年6月に中央環境審議会から「今後の化学物質環境対策の在り方について(答申)」が示されました。

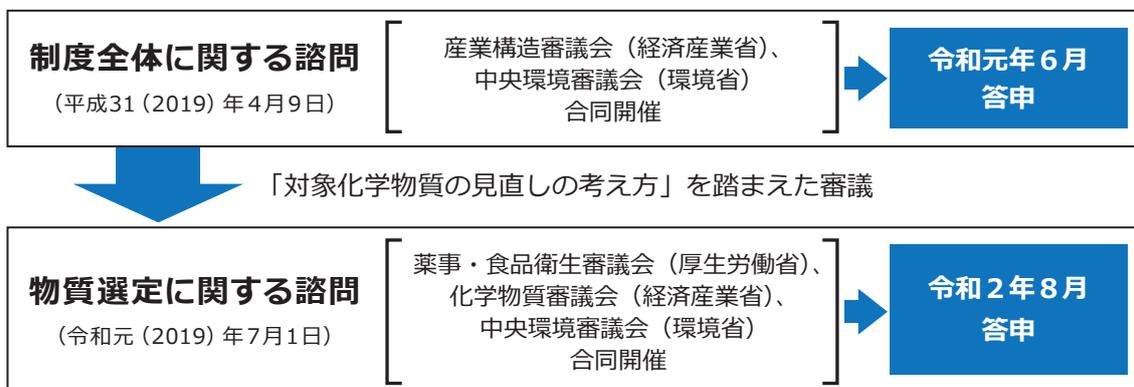
<主な検討結果(制度全体)>

- 対象化学物質の見直しの考え方
 - ▷ 対象とする候補物質(母集団)
 - ▷ 有害性の判断基準・情報源
 - ▷ 環境中での存在に関する判断基準
 - ▷ 環境保全施策上必要な物質の追加
- 特別要件施設の点検
 - ▷ 水俣条約に基づく大気汚染防止法の措置(水銀濃度測定)による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- 届出データの正確性の向上
 - ▷ 届出データの正確性を客観的に検証するための届出項目の精査
 - ▷ 国のPRTR排出量等算出マニュアルの見直し
- 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
 - ▷ 地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な取組の促進

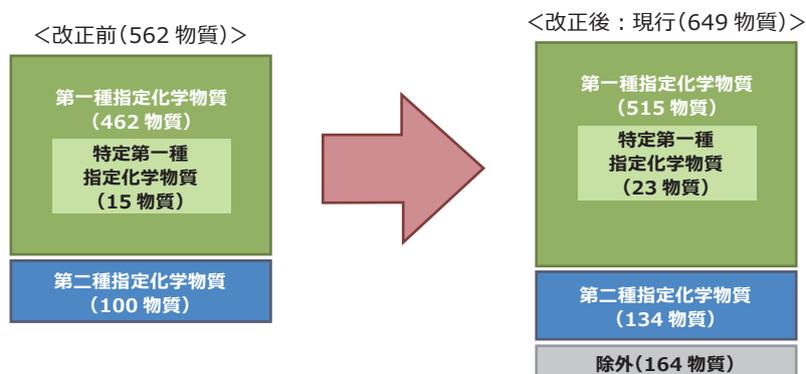


もっと知りたい時には

令和元(2019)年6月の答申で示された対象化学物質の見直しの考え方に基づいて、薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)、産業構造審議会(経済産業省)、中央環境審議会(環境省)は合同会合を開催し、検討を行い、令和2(2020)年8月に中央環境審議会において「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)」が示されました。



化管法の対象化学物質の見直し結果による対象化学物質の変更にあたっては、令和2(2020)年12月から令和3(2021)年1月にかけて、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。令和3(2021)年10月に化管法改正政令が公布され、令和5(2023)年4月に施行されました。



対象物質数は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を合わせ、562物質から649物質になりました。

また令和元(2019)年6月の答申に基づく特別要件施設の届出対象の追加や、届出様式の変更を盛り込んだ化管法改正施行規則が令和4(2022)年3月に公布されました。

令和元(2019)年6月の答申においては、これに加え、災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有が盛り込まれており、これを受けて、化管法の化学物質管理指針が令和4(2022)年11月に改正されました。

HP	令和元(2019)年 答申	https://www.env.go.jp/press/106931.html
	令和2(2020)年 答申	https://www.env.go.jp/press/108373.html
	令和3(2021)年 政令改正	https://www.env.go.jp/press/110089.html
	令和4(2022)年 規則改正	https://www.env.go.jp/press/110850.html

04 「PRTR目安箱」

化管法に基づくPRTR制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、または虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されています。

詳しくは環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場>PRTR目安箱」をご参照ください。

HP

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>

PRTRインフォメーション広場

事業者の皆さまへ | 個別事業者のデータ | 集計結果 | PRTRとは | **PRTR目安箱** | 資料集 | リンク

PRTR目安箱

PRTR目安箱

趣旨

平成13年1月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づくPRTR制度が導入され、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の環境中への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用される旨同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としております。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このため、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」を設けることといたしました。上記のような情報がある場合、下記のとおりPRTR目安箱へ情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、PRTRに関する一般的なお問い合わせについては、「**問合せ先**」に御連絡ください。

情報提供の方法

【記入項目】
いずれかの様式に下記の必要事項を御記入の上、郵送またはe-mailにより御提供ください。

PDF 47KB | Word 61KB | 一太郎 26KB

[1] 情報提供者の情報
氏名
所属
連絡先（TEL、e-mail）

[2] 第一種指定化学物質の種類
第一種指定化学物質や製品の名称又は政令番号

[3] PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題の内容
様式自由

(3) 第一種指定化学物質リスト(平成20(2008)年改正、令和3(2021)年改正)

- 名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
- ★マークが付いているものは、**特定第一種指定化学物質**です。
 - ※・セルの背景が灰色になっているのは、令和3(2021)年改正で削除された化学物質です。
 - ・セルの背景が赤色になっているのは、令和3(2021)年改正で**第二種指定化学物質から第一種指定化学物質に変更**となった化学物質です。
 - ・セルの背景が黄色になっているのは、令和3(2021)年改正で**第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更**となった化学物質です。
- ※統合等により、令和5(2023)年度以降のPRTR届出では使用されない管理番号は背景色を灰色としています。
- 平成22(2010)年度までの届出対象物質リストは、環境省ホームページの改正施行令と現行施行令における対象物質の対照表をご参照ください。

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-001	垂鉛の水溶性化合物	1-001	垂鉛の水溶性化合物	1	
1-002	垂鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアート)			563	13189-00-9
1-003	アクリルアミド	1-002	アクリルアミド	2	79-06-1
1-004	アクリル酸エチル	1-003	アクリル酸エチル	3	140-88-5
1-005	アクリル酸2-エチルヘキシル			564	103-11-7
1-006	アクリル酸及びその水溶性塩	1-004	アクリル酸及びその水溶性塩	4	
1-007	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1-005	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	5	2439-35-2
2-001	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	1-006	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	6	818-61-1
1-008	アクリル酸重合体			565	
1-009	アクリル酸ブチル	1-007	アクリル酸ノルマル-ブチル	7	141-32-2
1-010	アクリル酸メチル	1-008	アクリル酸メチル	8	96-33-3
1-011	アクリロニトリル	1-009	アクリロニトリル	9	107-13-1
1-012	アクロレイン	1-010	アクロレイン	10	107-02-8
		1-011	アジ化ナトリウム	11	26628-22-8
1-013	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物			566	25212-19-5
1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル			567	103-23-1
1-015	アセチルアセトン			568	123-54-6
1-016	1-アセチル-1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン(別名:ピリフルキナゾン)			569	337458-27-2
★1-017	アセトアルデヒド	1-012	アセトアルデヒド	12	75-07-0
		1-013	アセトニトリル	13	75-05-8
1-018	アセトンシアノヒドリン	1-014	アセトンシアノヒドリン	14	75-86-5
1-019	アセナフテン	1-015	アセナフテン	15	83-32-9

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
		1-016	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	16	78-67-1
		1-017	オルト-アニシジン	17	90-04-0
1-020	アニリン	1-018	アニリン	18	62-53-3
2-003	1-アミノ-9,10-アントラキノン	1-019	1-アミノ-9,10-アントラキノン	19	82-45-1
1-021	2-アミノエタノール	1-020	2-アミノエタノール	20	141-43-5
1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダゾン)	1-021	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダゾン)	21	1698-60-8
1-023	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロニル)	1-022	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロニル)	22	120068-37-3
1-024	オルト-アミノフェノール			570	95-55-6
1-025	パラ-アミノフェノール	1-023	パラ-アミノフェノール	23	123-30-8
		1-024	メタ-アミノフェノール	24	591-27-5
1-026	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン)	1-025	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン)	25	21087-64-9
		1-026	3-アミノ-1-プロペン	26	107-11-9
1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミトロン)	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミトロン)	27	41394-05-2
1-028	アリルアルコール	1-028	アリルアルコール	28	107-18-6
1-029	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	1-029	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	29	106-92-3
1-030	3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド(別名:プロベナゾール)			571	27605-76-1
1-031	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	2-006	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	468	93-15-2
1-032	アリル=ヘキサノアート			572	123-68-2
1-033	アリル=ヘプタノアート			573	142-19-8
1-034	アルコール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257	デシルアルコール(別名:デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-035	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物			574	
1-036	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)			575	

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-037	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物			576	
1-038	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物			577	61791-26-2
1-039	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物			578	
1-040	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1,2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1,2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)			579	154518-36-2
1-041	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)			580	
1-042	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-320	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-043	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074	パラ-オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
1-044	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)			581	
1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1-030	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	30	
1-046	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名:ホセチル又はホセチルアルミニウム)			582	39148-24-8
1-047	安息香酸ベンジル			583	120-51-4
1-048	アンチモン及びその化合物	1-031	アンチモン及びその化合物	31	
1-049	アントラセン	1-032	アントラセン	32	120-12-7
1-050	アントラセン-9,10-ジオン(別名:アントラキノ)			584	84-65-1
★1-051	石綿	★1-033	石綿	33	1332-21-4

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-052	アルファー-(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]			585	9016-87-9
1-053	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	1-034	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	34	4098-71-9
		1-035	イソブチルアルデヒド	35	78-84-2
1-054	イソブレン	1-036	イソブレン	36	78-79-5
1-055	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)	1-037	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)	37	80-05-7
		1-038	2,2'-{イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール	38	4162-45-2
		1-039	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス)	39	22224-92-6
1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニラート(別名:クロルプロファミン又はIPC)			586	101-21-3
1-057	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール			587	103-95-7
1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール			588	3228-02-2
1-059	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	1-040	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	40	149877-41-8
1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル)	1-041	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル)	41	66332-96-5
2-006	2-イミダゾリジンチオン	1-042	2-イミダゾリジンチオン	42	96-45-7
2-007	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	1-043	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	43	13516-27-3
1-061	1,1'-(イミノジオクタメチレン)ジグアニジン=トリアセタート(別名:イミノクタジン酢酸塩)			589	57520-17-9
1-062	インジウム及びその化合物	1-044	インジウム及びその化合物	44	
		1-045	エタンチオール	45	75-08-1
1-063	エチリデンノルボルネン			590	16219-75-3
1-064	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	1-046	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	46	76578-14-8
1-065	エチルシクロヘキサン			591	1678-91-7
1-066	5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ-[1,3]ジオキソロ[4,5-g]キノリン-7-カルボン酸(別名:オキソリニック酸)			592	14698-29-4
1-067	N-エチル-N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミノウムの塩			593	
1-068	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホンアミドチオアート(別名:ブタミホス)	1-047	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホンアミドチオアート(別名:ブタミホス)	47	36335-67-8
1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名:EPN)	1-048	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名:EPN)	48	2104-64-5

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-070	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名:ペンディメタリン)	1-049	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ペンディメタリン)	49	40487-42-1
1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)	1-050	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	50	2212-67-1
		1-051	2-エチルヘキサン酸	51	149-57-5
1-072	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ)	1-052	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-{[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート(別名アラニカルブ)	52	83130-01-2
1-073	エチルベンゼン	1-053	エチルベンゼン	53	100-41-4
1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名:ホスチアゼート)	1-054	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	54	98886-44-3
		1-055	エチレンイミン	55	151-56-4
★1-075	エチレンオキシド	★1-056	エチレンオキシド	56	75-21-8
1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル	1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	57	110-80-5
1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名:ブチルセロソルブ)			594	111-76-2
1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル	1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル	58	109-86-4
1-079	エチレンジアミン	1-059	エチレンジアミン	59	107-15-3
1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1-060	エチレンジアミン四酢酸	60	60-00-4
				595	60-00-4
1-081	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)	1-061	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	61	12427-38-2
1-082	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ)	1-062	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	62	8018-01-7
1-083	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名:ジクアトジプロミド又はジクワット)	1-063	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	63	85-00-7
1-084	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン(別名:シラフルオフェン)			596	105024-66-6
1-085	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンブロックス)	1-064	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブロックス)	64	80844-07-1
1-086	エピクロロヒドリン	1-065	エピクロロヒドリン	65	106-89-8
1-087	1,2-エポキシブタン	1-066	1,2-エポキシブタン	66	106-88-7
2-010	2,3-エポキシ-1-プロパノール	1-067	2,3-エポキシ-1-プロパノール	67	556-52-5
1-088	1,2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン)	1-068	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	68	75-56-9
		1-069	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	69	122-60-1

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
2-012	エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	1-070	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	70	155569-91-8
		1-071	塩化第二鉄	71	7705-08-0
1-089	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	1-072	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	72	85535-84-8
1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)			597	
1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			598	7790-93-4
1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン			599	106-02-5
1-093	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	2-015	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	477	80-51-3
1-094	1-オクタノール	1-073	1-オクタノール	73	111-87-5
1-095	オクタプロモジフェニルエーテル			600	32536-52-0
1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン			601	556-67-2
1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			602	
1-098	過酢酸			603	79-21-0
1-043(再掲)	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074(再掲)	パラ-オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
★1-099	カドミウム及びその化合物	★1-075	カドミウム及びその化合物	75	
		1-076	イプシロン-カプロラクタム	76	105-60-2
		1-077	カルシウムシアナミド	77	156-62-7
1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマート			604	3699-30-7
1-101	2,4-キシレノール	1-078	2,4-キシレノール	78	105-67-9
1-102	2,6-キシレノール	1-079	2,6-キシレノール	79	576-26-1
1-103	キシレン	1-080	キシレン	80	1330-20-7
1-104	キノリン	1-081	キノリン	81	91-22-5
1-105	銀及びその水溶性化合物	1-082	銀及びその水溶性化合物	82	
1-106	クメン	1-083	クメン	83	98-82-8
1-107	グリオキサール	1-084	グリオキサール	84	107-22-2
1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			605	
1-109	グルタルアルデヒド	1-085	グルタルアルデヒド	85	111-30-8
1-110	クレゾール	1-086	クレゾール	86	1319-77-3
1-111	クロム及び三価クロム化合物	1-087	クロム及び三価クロム化合物	87	
★1-112	六価クロム化合物	★1-088	六価クロム化合物	88	
1-113	クロロアニリン	1-089	クロロアニリン	89	95-51-2, 106-47-8, 108-42-9, 27134-26-5
1-114	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素(別名:イマゾスルフロン)			606	122548-33-8

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名:アトラジン)	1-090	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名:アトラジン)	90	1912-24-9
1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン)	1-091	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン)	91	21725-46-2
1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:トルフェンピラド)	1-092	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:トルフェンピラド)	92	129558-76-5
1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	1-093	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	93	51218-45-2
1-119	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)(別名:S-メトラクロール)			607	87392-12-9, 178961-20- 1*16
★1-120	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	★1-094	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	94	75-01-4
1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名:フルアジナム)	1-095	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名:フルアジナム)	95	79622-59-6
1-122	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	1-096	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	96	119446-68-3
		1-097	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	97	611-19-8
1-123	クロロ酢酸	1-098	クロロ酢酸	98	79-11-8
		1-099	クロロ酢酸エチル	99	105-39-5
1-124	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	1-100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	100	51218-49-6
1-125	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	1-101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	101	15972-60-8
		1-102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	102	97-00-7
1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名:ペントキサゾン)			608	110956-75-7
1-127	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール(別名:トリクロサン)			609	3380-34-5
1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:フラメトビル)			610	123572-88-3

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-129	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名:HCFC-142b)	1-103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名HCFC-142b)	103	75-68-3
1-130	クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22)	1-104	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	104	75-45-6
1-131	3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド(別名:チアジニル)			611	223580-51-6
1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミド)			612	87674-68-8
1-133	(S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミドP)			613	163515-14-8
1-134	3-クロロ-N-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド(別名:メタゾスルフロ)			614	868680-84-6
1-135	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン(別名:チアメトキサム)			615	153719-23-4
1-136	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン(別名:クロチアニジン)			616	210880-92-5
1-137	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124)	1-105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	105	2837-89-0
1-138	クロロトリフルオロエタン(別名:HCFC-133)	1-106	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	106	
		1-107	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	107	75-72-9
1-139	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコプロップ)	1-108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)	108	93-65-2, 7085-19-0
2-020	オルト-クロロトルエン	1-109	オルト-クロロトルエン	109	95-49-8
2-021	パラ-クロロトルエン	1-110	パラ-クロロトルエン	110	106-43-4
		1-111	2-クロロ-4-ニトロアニリン	111	121-87-9
		1-112	2-クロロニトロベンゼン	112	88-73-3
1-140	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名:シマジン又はCAT)	1-113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	113	122-34-9
2-023	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名:インダノファン)	1-114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名インダノファン)	114	133220-30-1
1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名:アセタミプリド)			617	135410-20-7
1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名:イミダクロプリド)			618	138261-41-3
1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名:チアクロプリド)			619	111988-49-9

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	1-115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	115	158237-07-1
2-024	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	1-116	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	116	78587-05-0
1-145	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	1-117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	117	107534-96-3
2-028	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名:ミクロプタニル)	1-118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名:ミクロプタニル)	118	88671-89-0
2-030	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	1-119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	119	114369-43-6
		1-120	オルト-クロロフェノール	120	95-57-8
1-146	パラ-クロロフェノール	1-121	パラ-クロロフェノール	121	106-48-9
		1-122	2-クロロプロピオン酸	122	598-78-7
1-147	3-クロロプロペン(別名:塩化アリル)	1-123	3-クロロプロペン(別名:塩化アリル)	123	107-05-1
1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素(別名:クミルロン)	1-124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名:クミルロン)	124	99485-76-4
1-149	クロロベンゼン	1-125	クロロベンゼン	125	108-90-7
1-150	クロロペンタフルオロエタン(別名:CF ₂ Cl ₂)	1-126	クロロペンタフルオロエタン(別名:CF ₂ Cl ₂)	126	76-15-3
1-151	クロロホルム	1-127	クロロホルム	127	67-66-3
1-152	2-[2-クロロ-4-メチル-3-(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサニ-1,3-ジオン(別名:テフリルトリオン)			620	473278-76-1
1-153	3-(2-クロロ-4-メチルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン(別名:ベンゾピシクロン)			621	156963-66-5
1-154	クロロメタン	1-128	クロロメタン(別名:塩化メチル)	128	74-87-3
		1-129	4-クロロ-3-メチルフェノール	129	59-50-7
		1-130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名:MCPA又はMCPA)	130	94-74-6
2-033	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	1-131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	131	563-47-3
1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル(別名:ピリベンカルブ)			622	799247-52-2
1-156	コバルト及びその化合物	1-132	コバルト及びその化合物	132	

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-157	酢酸2-エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1-133	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	133	111-15-9
1-158	酢酸ビニル	1-134	酢酸ビニル	134	108-05-4
1-159	酢酸ヘキシル			623	142-92-7
1-160	酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	1-135	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	135	110-49-6
		1-136	サリチルアルデヒド	136	90-02-8
2-036	シアナミド	1-137	シアナミド	137	420-04-2
2-037	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名:ジクロシメット)	1-138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	138	139920-32-4
2-040	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン)	1-139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	139	66841-25-6
2-041	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロパトリン)	1-140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	140	39515-41-8
1-161	サリチル酸メチル			624	119-36-8
1-162	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素(別名:シモキサニル)	1-141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	141	57966-95-7
		1-142	2,4-ジアミノアニソール	142	615-05-4
1-163	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	1-143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	143	101-80-4
1-164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1-144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	
		1-145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	145	100-37-8
1-165	ジイソプロピルナフタレン			625	38640-62-9
1-166	ジエタノールアミン			626	111-42-2
1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル)	1-146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	146	29232-93-7
1-168	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1-147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	28249-77-6
1-169	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名:カフェンストロール)	1-148	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	148	125306-83-4
1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			627	112-34-5
1-171	四塩化炭素	1-149	四塩化炭素	149	56-23-5
1-172	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン			628	105-95-3

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-173	1,4-ジオキサン	1-150	1,4-ジオキサン	150	123-91-1
		1-151	1,3-ジオキサラン	151	646-06-0
1-174	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名:カルタップ)	1-152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	152	15263-53-3
1-175	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:テトラメトリン)	1-153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	153	7696-12-0
1-176	シクロヘキサン			629	110-82-7
1-177	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル			630	10461-98-0
1-178	シクロヘキシルアミン	1-154	シクロヘキシルアミン	154	108-91-8
2-045	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1-155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	155	17796-82-6
1-179	シクロヘキセン			631	110-83-8
1-180	ジクロロアニリン	1-156	ジクロロアニリン	156	27134-27-6
1-181	1,2-ジクロロエタン	1-157	1,2-ジクロロエタン	157	107-06-2
1-182	1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	1-158	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	75-35-4
1-183	1,2-ジクロロエチレン	1-159	シス-1,2-ジクロロエチレン	159	156-59-2
		2-024	トランス-1,2-ジクロロエチレン	486	156-60-5
				632	156-59-2, 156-60-5, 540-59-0
1-184	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン			633	64359-81-5
1-185	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニド(別名:イソチアニル)			634	224049-04-1
★1-186	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1-160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	160	101-14-4
1-187	ジクロロジフルオロメタン(別名:CFC-12)	1-161	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	161	75-71-8
1-188	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名:プロピザミド)	1-162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	162	23950-58-5
1-189	ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CFC-114)	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	163	
1-190	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名:HCFC-123)	1-164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	164	306-83-2
1-191	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニド(別名:フルスルファミド)			635	106917-52-6
1-192	O-(2,6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:トルクロホスメチル)			636	57018-04-9
1-193	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名:ベンゾフェナップ)	2-028	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	490	82692-44-2

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
		1-165	2,4-ジクロロトルエン	165	95-73-8
		1-166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	166	99-54-7
		1-167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	167	89-61-2
1-194	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名:イプロジオン)	1-168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)	168	36734-19-7
1-195	1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド(別名:イプフェンカルバゾン)			637	212201-70-2
1-196	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキサミド(別名:プロシミドン)			638	32809-16-8
1-197	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU)	1-169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	169	330-54-1
2-049	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名:テトラコナゾール)	1-170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)	170	112281-77-3
1-198	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名:プロピコナゾール)	1-171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)	171	60207-90-1
1-199	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名:オキサジクロメホン)	1-172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメホン)	172	153197-14-9
		1-173	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名ピンクロソリン)	173	50471-44-8
1-200	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名:リニユロン)	1-174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	174	330-55-2
1-201	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D又は2,4-PA)	1-175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	175	94-75-7
1-202	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:H C F C-1 4 1 b)	1-176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名H C F C-1 4 1 b)	176	1717-00-6
1-203	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド(別名:フルオリミド)			639	41205-21-4
1-204	ジクロロフルオロメタン(別名:H C F C-2 1)	1-177	ジクロロフルオロメタン(別名H C F C-2 1)	177	75-43-4
1-205	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	2-036	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	498	96-23-1
★1-206	1,2-ジクロロプロパン	1-178	1,2-ジクロロプロパン	178	78-87-5
1-207	1,3-ジクロロプロペン(別名:D-D)	1-179	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	542-75-6

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
		1-180	3,3'-ジクロロベンジジン	180	91-94-1
1-208	ジクロロベンゼン	1-181	ジクロロベンゼン	181	95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6
1-209	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名:ピラゾキシフェン)	1-182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	182	71561-11-0
1-210	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名:ピラゾレート)	1-183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	183	58011-68-0
1-211	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又はDBN)	1-184	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	184	1194-65-6
1-212	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225)	1-185	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	185	
1-213	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	1-186	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	75-09-2
1-214	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド(別名:クロメプロップ)			640	84496-56-0
1-215	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名:ジチアノン)	1-187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	187	3347-22-6
1-216	N,N-ジシクロヘキシルアミン	1-188	N,N-ジシクロヘキシルアミン	188	101-83-7
2-051	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	189	4979-32-2
1-217	ジシクロペンタジエン	1-190	ジシクロペンタジエン	190	77-73-6
1-218	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオラン)	1-191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	191	50512-35-1
		1-192	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	192	17109-49-8
2-052	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン)	1-193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	193	298-04-4
		1-194	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	194	2310-17-0
1-219	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロチオホス)	1-195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	195	34643-46-4
1-220	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名:メチダチオン又はDMTP)	1-196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	196	950-37-8
1-221	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	1-197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	197	121-75-5
1-222	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	1-198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	198	60-51-5

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-223	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベータ-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン(別名:クラリスロマイシン)			641	81103-11-9
1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩			642	
1-225	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)			643	426821-53-6
1-226	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:C Iフルオレスセント260)	1-199	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:C Iフルオレスセント260)	199	16090-02-1
1-227	ジニトロトルエン	1-200	ジニトロトルエン	200	25321-14-6
1-228	2,4-ジニトロフェノール	1-201	2,4-ジニトロフェノール	201	51-28-5
		1-202	ジビニルベンゼン	202	1321-74-0
1-229	ジフェニルアミン	1-203	ジフェニルアミン	203	122-39-4
2-055	ジフェニルエーテル	1-204	ジフェニルエーテル	204	101-84-8
2-056	1,3-ジフェニルグアニジン	1-205	1,3-ジフェニルグアニジン	205	102-06-7
1-230	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン			644	57-41-0
1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	1-206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	206	55285-14-8
1-232	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1-207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	207	128-37-0
1-233	4-(2,2-ジフルオロ-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル(別名:フルジオキソニル)			645	131341-86-1
1-234	N,N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル(別名:プロスルホカルブ)			646	52888-80-9
1-235	1,2-ジプロモエタン(別名:二臭化エチレン又はEDB)	2-045	1,2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	507	106-93-4
		1-208	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	208	96-76-4
1-236	ジプロモクロロメタン	1-209	ジプロモクロロメタン	209	124-48-1
1-237	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	1-210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	210	10222-01-2
1-238	ジプロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン-2402)	1-211	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	211	
1-239	2',6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1,3-チアゾール-5-カルボキサニド(別名:チフルザミド)			647	130000-40-7

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-240	ジベンジルエーテル	2-049	ジベンジルエーテル	511	103-50-4
1-241	(R S)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名:アセフェート)	1-212	(R S)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	212	30560-19-1
1-242	N, N-ジメチルアセトアミド	1-213	N, N-ジメチルアセトアミド	213	127-19-5
		1-214	2, 4-ジメチルアニリン	214	95-68-1
		1-215	2, 6-ジメチルアニリン	215	87-62-7
2-058	N, N-ジメチルアニリン	1-216	N, N-ジメチルアニリン	216	121-69-7
1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン(別名:チオシクラム)	1-217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン(別名チオシクラム)	217	31895-21-3
1-244	(4 S, 4 a R, 5 S, 5 a R, 6 S, 1 2 a S)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 1 0, 1 2, 1 2 a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 1 1-ジオキソ-1, 4, 4 a, 5, 5 a, 6, 1 1, 1 2 a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド(別名:オキシテトラサイクリン)			648	79-57-2
1-245	ジメチルアミン	1-218	ジメチルアミン	218	124-40-3
1-246	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート(別名:カルブチレート)			649	4849-32-5
1-247	(2 E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート(別名:酢酸ゲラニル)			650	105-87-3
1-248	N, N-ジメチルオクタデシルアミン			651	124-28-7
1-249	3, 7-ジメチルオクタン-3-オール			652	78-69-3
1-250	ジメチルジスルフィド	1-219	ジメチルジスルフィド	219	624-92-0
		1-220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	220	
1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	1-221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	221	82560-54-1
		1-222	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	222	62850-32-2
1-252	N, N-ジメチルドデシルアミン	1-223	N, N-ジメチルドデシルアミン	223	112-18-5
1-253	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1-224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	224	1643-20-5
1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロロホン又はDEP)	1-225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	225	52-68-6
		1-226	1, 1-ジメチルヒドラジン	226	57-14-7
1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ピピリジニウム=ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド)	1-227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ピピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	227	1910-42-5
		1-228	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	228	91-97-4
1-256	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン			653	

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-257	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名:チオファネートメチル)	1-229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名:チオファネートメチル)	229	23564-05-8
1-258	3,3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル(別名:スピロメシフェン)			654	283594-90-1
1-259	(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:ペンチオピラド)			655	183675-82-3
1-260	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	1-230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	230	793-24-8
		1-231	3,3'-ジメチルベンジジン(別名:オルト-トリジン)	231	119-93-7
1-261	2'-[(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニド(別名:ペンフルフェン)			656	494793-67-8
1-262	2,2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル(別名:シエノピラフェン)			657	560121-52-0
1-263	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名:エスプロカルブ)			658	85785-20-2
1-264	N,N-ジメチルホルムアミド	1-232	N,N-ジメチルホルムアミド	232	68-12-2
1-265	2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名:カンフェン)			659	79-92-5
1-266	N'-[1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド(別名:フルベンジアミド)			660	272451-65-7
1-267	1,2-ジメトキシエタン			661	110-71-4
1-268	アルファ-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル(別名:ペンスルフロメチル)			662	83055-99-6
1-269	(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:ピリフタリド)			663	135186-78-6
1-270	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)	1-233	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)	233	2597-03-7
2-065	臭素	1-234	臭素	234	7726-95-6
2-066	臭素酸の水溶性塩	1-235	臭素酸の水溶性塩	235	
1-271	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル)	1-236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル)	236	3861-47-0
1-272	水銀及びその化合物	1-237	水銀及びその化合物	237	
1-273	水素化テルフェニル	1-238	水素化テルフェニル	238	61788-32-7

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-274	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ) = オキシドを除く。)	1-239	有機スズ化合物	239 664	
★1-375	ビス(トリブチルスズ) = オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-275	スチレン	1-240	スチレン	240	100-42-5
		1-241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	241	4016-24-4
1-276	セリウム及びその化合物			665	
1-277	セレン及びその化合物	1-242	セレン及びその化合物	242	
★1-278	ダイオキシシン類	★1-243	ダイオキシシン類	243	
1-279	タリウム及びその化合物			666	
1-280	炭化けい素			667	
1-281	炭酸リチウム			668	554-13-2
1-282	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名:ダゾメット)	1-244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	244	533-74-4
1-283	チオシアン酸銅(I)			669	1111-67-7
1-284	チオ尿素	1-245	チオ尿素	245	62-56-6
		1-246	チオフェノール	246	108-98-5
		1-247	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	247	77458-01-6
1-285	チオりん酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル(別名:シアノホス又はCYAP)			670	2636-26-2
1-286	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	1-248	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	248	333-41-5
1-287	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名:クロルピリホス)	1-249	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	249	2921-88-2
1-288	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名:イソキサチオン)	1-250	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	250	18854-01-8
1-289	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン又はMEP)	1-251	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	251	122-14-5
1-290	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP)	1-252	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	252	55-38-9
2-067	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロフェノホス)	1-253	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	253	41198-08-7
1-291	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はIBP)	1-254	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	254	26087-47-8
1-292	1,1'-[(1R,2R,3S,4R,5R,6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファ-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファ-L-リキソフラノシル]オキシ]-2,5,6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1,3-ジイル]ジグアニジン(別名:ストレプトマイシン)			671	57-92-1

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-293	(2R,3aS,5aR,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bR)-2-[(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル)オキシ]-1,3-[[4-(ジメチルアミノ)-2,3,4,6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-1,4-メチル-2,3,3a,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3,2-d]オキサシクロドデシン-7,15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S,3aR,5aS,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bS)-2-[(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル)オキシ]-1,3-[[4-(ジメチルアミノ)-2,3,4,6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4,14-ジメチル-2,3,3a,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3,2-d]オキサシクロドデシン-7,15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物(別名:スピノサド)			672	168316-95-8
1-294	デカナール(別名:デシルアルデヒド)			673	112-31-2
1-295	デカプロモジフェニルエーテル	1-255	デカプロモジフェニルエーテル	255	1163-19-5
		1-256	デカン酸	256	334-48-5
1-034 (再掲)	アルコール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257 (再掲)	デシルアルコール(別名デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81- 7, 2051-31- 2, 5205-34- 5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-296	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン)	1-258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	258	100-97-0
1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)	1-259	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	259	97-77-8
1-298	テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はTPN)	1-260	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	260	1897-45-6
1-299	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:フサライド)	1-261	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名フサライド)	261	27355-22-2
1-300	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名:四塩化アセチレン)	2-060	1,1,2,2-テトラクロロエタン	522	79-34-5
1-301	テトラクロロエチレン	1-262	テトラクロロエチレン	262	127-18-4
		1-263	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	263	
		1-264	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	264	118-75-2
1-302	テトラヒドロフラン			674	109-99-9
1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸	1-265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	265	11070-44-3
1-304	テトラフルオロエチレン			675	116-14-3
1-305	2,2,3,3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム(別名:テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩)			676	22898-01-7

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-306	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン)	1-266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン)	266	79538-32-2
1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド			677	
1-308	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名:チオジカルブ)	1-267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名:チオジカルブ)	267	59669-26-0
1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	1-268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	268	137-26-8
		1-269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名:イソフィトール)	269	505-32-8
1-310	1-[(1R,2R,5S,7R)-2,6,6,8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン			678	32388-55-9
1-311	テルル及びその化合物			679	
1-312	テレフタル酸	1-270	テレフタル酸	270	100-21-0
1-313	テレフタル酸ジメチル	1-271	テレフタル酸ジメチル	271	120-61-6
1-314	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1-272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	
1-315	1-ドデカノール(別名:ノルマル-ドデシルアルコール)	1-273	1-ドデカノール(別名:ノルマル-ドデシルアルコール)	273	112-53-8
		1-274	ターシャリ-ドデカンチオール	274	25103-58-6
1-316	ドデカン-1-チオール			680	112-55-0
1-317	2-(N-ドデシル-N,N-ジメチルアンモニオ)アセタート			681	683-10-3
1-318	ドデシル硫酸ナトリウム	1-275	ドデシル硫酸ナトリウム	275	151-21-3
2-069	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン)	1-276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン)	276	112-57-2
1-319	1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリアミン(別名:メラミン)			682	108-78-1
1-320	トリイソプロパノールアミン			683	122-20-3
1-321	トリエチルアミン	1-277	トリエチルアミン	277	121-44-8
2-070	トリエチレンテトラミン	1-278	トリエチレンテトラミン	278	112-24-3
1-322	トリオクチルアミン			684	1116-76-3
1-323	1,1,1-トリクロロエタン	1-279	1,1,1-トリクロロエタン	279	71-55-6
1-324	1,1,2-トリクロロエタン	1-280	1,1,2-トリクロロエタン	280	79-00-5
★1-325	トリクロロエチレン	1-281	トリクロロエチレン	281	79-01-6
		1-282	トリクロロ酢酸	282	76-03-9
		1-283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	283	108-77-0
1-326	トリクロロトリフルオロエタン(別名:CF ₃ -113)	1-284	トリクロロトリフルオロエタン(別名:CF ₃ -113)	284	
1-327	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	1-285	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	285	76-06-2

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-328	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名:トリクロピル)	1-286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	286	55335-06-3
1-329	2,4,6-トリクロロフェノール	1-287	2,4,6-トリクロロフェノール	287	88-06-2
1-330	トリクロロフルオロメタン(別名:CFC-11)	1-288	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	288	75-69-4
1-331	1,2,3-トリクロロプロパン	1-289	1,2,3-トリクロロプロパン	289	96-18-4
1-332	トリクロロベンゼン	1-290	トリクロロベンゼン	290	12002-48-1
2-071	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1-291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	291	2451-62-9
1-333	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名:キャプタン)			685	133-06-2
1-334	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート			686	68912-13-0
1-335	トリブチルアミン	1-292	トリブチルアミン	292	102-82-9
1-336	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名:トリフルラリン)	1-293	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)	293	1582-09-8
2-074	2,4,6-トリプロモフェノール	1-294	2,4,6-トリプロモフェノール	294	118-79-6
2-076	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	1-295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	295	3452-97-9
1-337	トリプロモメタン(別名:プロモホルム)	2-066	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	528	75-25-2
1-338	トリメチルアミン			687	75-50-3
1-339	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩			688	
1-340	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン			689	79-77-6
1-341	N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩			690	
1-342	トリメチルベンゼン	1-296	1,2,4-トリメチルベンゼン	296	95-63-6
		1-297	1,3,5-トリメチルベンゼン	297	108-67-8
		(新規)	1,2,3-トリメチルベンゼン		526-73-8
691				95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7	
1-343	2,4,4-トリメチルペンタ-1-エン及び2,4,4-トリメチルペンタ-2-エンの混合物			692	97593-00-5
1-344	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン			693	2530-83-8
1-345	トリレンジイソシアネート	1-298	トリレンジイソシアネート	298	26471-62-5
★1-346	トルイジン	1-299	トルイジン	299	95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8
1-347	トルエン	1-300	トルエン	300	108-88-3

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物			694	
1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ピリジン-2-チオラート			695	3811-73-2
1-350	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート			696	88380-00-1
1-351	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	2-068	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	530	132-27-4
2-077	トルエンジアミン	1-301	トルエンジアミン	301	25376-45-8
1-352	ナフタレン	1-302	ナフタレン	302	91-20-3
		1-303	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	303	3173-72-6
★1-353	鉛及びその化合物	1-304	鉛	304	7439-92-1
		★1-305	鉛化合物	305	
				697	
2-078	二アクリル酸ヘキサメチレン	1-306	二アクリル酸ヘキサメチレン	306	13048-33-4
		1-307	二塩酸化ジルコニウム	307	7699-43-6
1-354	ニッケル	1-308	ニッケル	308	7440-02-0
★1-355	ニッケル化合物	★1-309	ニッケル化合物	309	
1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	1-310	ニトリロ三酢酸	310	139-13-9
				698	139-13-9
		1-311	オルト-ニトロアニソール	311	91-23-6
1-357	オルト-ニトロアニリン	1-312	オルト-ニトロアニリン	312	88-74-4
		1-313	ニトログリセリン	313	55-63-0
1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン	1-314	パラ-ニトロクロロベンゼン	314	100-00-5
2-080	オルト-ニトロトルエン	1-315	オルト-ニトロトルエン	315	88-72-2
1-359	ニトロベンゼン	1-316	ニトロベンゼン	316	98-95-3
1-360	ニトロメタン	1-317	ニトロメタン	317	75-52-5
1-361	二硫化炭素	1-318	二硫化炭素	318	75-15-0
1-362	1-ノナノール(別名:ノルマル-ノニルアルコール)	1-319	1-ノナノール(別名ノルマル-ノニルアルコール)	319	143-08-8
1-042(再掲)	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-320(再掲)	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-363	バナジウム化合物	1-321	バナジウム化合物	321	
		1-322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-フロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	322	3618-72-2
1-364	パラホルムアルデヒド			699	30525-89-4
1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)			700	

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-366	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名:プロメトリン)			701	7287-19-6
1-367	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名:シメトリン)	1-323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	323	1014-70-6
		1-324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	324	101-90-6
1-368	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ-2-エンジオアート			702	142-16-5
1-369	ビス(8-キノリノラト)銅(別名:オキシ銅又は有機銅)	1-325	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	325	10380-28-6
		1-326	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフエンチジン)	326	74115-24-5
		1-327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	327	782-74-1
1-370	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	1-328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	328	137-30-4
1-371	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート)	1-329	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	329	64440-88-6
2-083	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	1-330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	330	80-43-3
1-372	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅			703	14915-37-8
1-373	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カップS)-ピリジン-1(2H)-オラト-カップO]亜鉛(II)			704	13463-41-7
1-374	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート			705	52829-07-9
★1-375 (再掲)	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-376	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物			707	
1-377	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名:カズサホス)	1-331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	331	95465-99-9
★1-378	砒素及びその無機化合物	★1-332	砒素及びその無機化合物	332	
1-379	ヒドラジン	1-333	ヒドラジン	333	302-01-2
2-085	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	1-334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	334	99-76-3
		1-335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	335	103-90-2
1-380	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			708	
1-381	ヒドロキノン	1-336	ヒドロキノン	336	123-31-9
1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン	1-337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	337	100-40-3

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
2-088	2-ビニルピリジン	1-338	2-ビニルピリジン	338	100-69-6
		1-339	N-ビニル-2-ピロリドン	339	88-12-0
1-383	ビフェニル	1-340	ビフェニル	340	92-52-4
1-384	ピペラジン	1-341	ピペラジン	341	110-85-0
1-385	ピペロナル(別名:ヘリオトロピン)			709	120-57-0
1-386	ピリジン	1-342	ピリジン	342	110-86-1
1-387	ピロカテコール(別名:カテコール)	1-343	ピロカテコール(別名カテコール)	343	120-80-9
		1-344	フェニルオキシラン	344	96-09-3
		1-345	フェニルヒドラジン	345	100-63-0
1-388	2-フェニルフェノール	1-346	2-フェニルフェノール	346	90-43-7
1-389	N-フェニルマレイミド	1-347	N-フェニルマレイミド	347	941-69-5
1-390	フェニレンジアミン	1-348	フェニレンジアミン	348	95-54-5, 106-50-3, 108-45-2, 25265-76-3
1-391	フェノール	1-349	フェノール	349	108-95-2
1-392	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン)	1-350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	350	52645-53-1
★1-393	1,3-ブタジエン	★1-351	1,3-ブタジエン	351	106-99-0
2-092	フタル酸ジアリル	1-352	フタル酸ジアリル	352	131-17-9
2-094	フタル酸ジエチル	1-353	フタル酸ジエチル	353	84-66-2
1-394	フタル酸ジオクチル			710	117-84-0
1-395	フタル酸ジブチル	1-354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	354	84-74-2
1-396	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1-355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	355	117-81-7
1-397	フタル酸ブチル=ベンジル	1-356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	356	85-68-7
1-398	2-ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン			711	28159-98-0
1-399	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名:ブプロフェジン)	1-357	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	357	69327-76-0
1-400	ターシャリ-ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート			712	3006-82-4
1-401	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名:テブフェノジド)	1-358	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	358	112410-23-8
2-097	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	1-359	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	359	2426-08-6
1-402	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	1-360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	360	17804-35-2
1-403	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル)	1-361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	361	122008-85-9

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-404	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	1-362	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	362	80060-09-9
1-405	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート			713	88-41-5
1-406	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート			714	32210-23-4
1-407	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン)	1-363	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン)	363	19666-30-9
2-103	ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	1-364	ターシャリ-ブチル=4-{{[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ}メチル}ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	364	134098-61-6
		1-365	ブチルヒドロキシアニソール(別名: BHA)	365	25013-16-5
2-105	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド	1-366	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド	366	75-91-2
		1-367	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	367	89-72-5
2-106	4-ターシャリ-ブチルフェノール	1-368	4-ターシャリ-ブチルフェノール	368	98-54-4
1-408	1-(5-ターシャリ-ブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素(別名:テブチウロン)			715	34014-18-1
1-409	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル(別名:シフルメトフェン)			716	400882-07-7
1-410	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパナール			717	18127-01-0
1-411	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール			718	80-54-6
1-412	2-ターシャリ-ブチルフェノール			719	88-18-6
1-413	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名:プロバルギット又はBPPS)	1-369	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名:プロバルギット又はBPPS)	369	2312-35-8
2-107	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名:ピリダベン)	1-370	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名:ピリダベン)	370	96489-71-3
2-108	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名:テブフェンピラド)	1-371	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名:テブフェンピラド)	371	119168-77-3
2-109	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-372	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	372	95-31-8
		1-373	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール	373	88-60-8
1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩	1-374	ふっ化水素及びその水溶性塩	374	
1-415	2-ブテナール	1-375	2-ブテナール	375	4170-30-3
1-416	2-ターシャリ-ブトキシエタノール			720	7580-85-0

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-417	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール)	1-376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール)	376	23184-66-9
2-110	フラン	1-377	フラン	377	110-00-9
1-418	フルフラール			721	98-01-1
1-419	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名:プロピネブ)	1-378	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名:プロピネブ)	378	12071-83-9
		1-379	2-プロピン-1-オール	379	107-19-7
1-420	プロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン-1211)	1-380	プロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン-1211)	380	353-59-3
1-421	4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル(別名:クロルフエナビル)			722	122453-73-0
1-422	3-ブromo-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:クロラントラニリプロール)			723	500008-45-7
1-423	プロモジクロロメタン	1-381	プロモジクロロメタン	381	75-27-4
1-424	プロモトリフルオロメタン(別名:ハロン-1301)	1-382	プロモトリフルオロメタン(別名:ハロン-1301)	382	75-63-8
1-425	5-ブromo-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名:プロマシル)	1-383	5-ブromo-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名:プロマシル)	383	314-40-9
1-426	3-(3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド(別名:アミスルプロム)			724	348635-87-0
1-427	1-ブromoプロパン	1-384	1-ブromoプロパン	384	106-94-5
★1-428	2-ブromoプロパン	★1-385	2-ブromoプロパン	385	75-26-3
1-429	ブromoメタン(別名:臭化メチル)	1-386	ブromoメタン(別名:臭化メチル)	386	74-83-9
		1-387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名:酸化フェンブタスズ)	387	13356-08-6
1-430	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	1-388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	388	115-29-7
1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	1-389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	389	112-02-7
1-432	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン			725	4719-04-4
1-433	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン			726	1222-05-5
1-434	ヘキサメチレンジアミン	1-390	ヘキサメチレンジアミン	390	124-09-4
1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1-391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	391	822-06-0
1-436	ヘキサン	1-392	ノルマル-ヘキサン	392	110-54-3
1-437	ヘキサンジヒドラジド			727	1071-93-8

第一種指定化学物質リスト

令和3年改正政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-438	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート			728	6259-76-3
1-439	1-ヘキセン			729	592-41-6
1-440	ベタナフトール	1-393	ベタナフトール	393	135-19-3
1-441	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名:ヘプタクロルエポキシド)			730	1024-57-3
1-442	ヘプタン			731	142-82-5
1-443	5-ヘプチルオキシラン-2-オン			732	104-67-6
★1-444	ベリリウム及びその化合物	★1-394	ベリリウム及びその化合物	394	
1-445	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1-395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	395	
1-446	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩			733	
1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)	1-396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)	396	1763-23-1
★1-448	ベンジリジン=トリクロリド	★1-397	ベンジリジン=トリクロリド	397	98-07-7
1-449	2-ベンジリデンオクタナール			734	101-86-0
1-450	ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル)	1-398	ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル)	398	100-44-7
1-451	ベンズアルデヒド	1-399	ベンズアルデヒド	399	100-52-7
★1-452	ベンゼン	★1-400	ベンゼン	400	71-43-2
1-453	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	1-401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	401	552-30-7
1-454	3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール			735	1205-17-0
1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名:メフェナセツト)	1-402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名:メフェナセツト)	402	73250-68-7
1-456	ベンゾフェノン	1-403	ベンゾフェノン	403	119-61-9
★1-457	ペンタクロロフェノール	1-404	ペンタクロロフェノール	404	87-86-5
1-458	ほう素化合物	1-405	ほう素化合物	405	
★1-459	ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB)	1-406	ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB)	406	1336-36-3
1-460	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1-407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	407	
1-461	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル【名称変更】	408	9036-19-5
1-463	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
1-462	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル【名称変更】	410	9016-45-9
1-463(再掲)	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409(再掲)	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
★1-464	ホルムアルデヒド	★1-411	ホルムアルデヒド	411	50-00-0
1-465	マンガン及びその化合物	1-412	マンガン及びその化合物	412	
1-466	無水酢酸			736	108-24-7

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-467	無水フタル酸	1-413	無水フタル酸	413	85-44-9
2-119	無水マレイン酸	1-414	無水マレイン酸	414	108-31-6
1-468	メタクリル酸	1-415	メタクリル酸	415	79-41-4
		1-416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	416	688-84-6
2-120	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	1-417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	417	106-91-2
		1-418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	418	2867-47-2
2-121	メタクリル酸ブチル	1-419	メタクリル酸ノルマル-ブチル	419	97-88-1
1-469	メタクリル酸メチル	1-420	メタクリル酸メチル	420	80-62-6
		1-421	4-メチリデンオキセタン-2-オン	421	674-82-8
1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン)	1-422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン)	422	89269-64-7
		1-423	メチルアミン	423	74-89-5
1-471	メチル=イソチオシアネート	1-424	メチル=イソチオシアネート	424	556-61-6
		1-425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	425	2631-40-5
1-472	メチルイソブチルケトン			737	108-10-1
1-473	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセタート			738	24851-98-7
1-474	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸(別名:オレオイルザルコシン)			739	110-25-8
1-475	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン)	1-426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン)	426	1563-66-2
1-476	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	1-427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	427	63-25-2
1-477	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	1-428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	428	3766-81-2
2-122	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロメチル)	1-429	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロメチル)	429	100784-20-1
		1-430	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名:インドキサカルブ)	430	173584-44-6
1-478	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロピン)	1-431	メチル=(E)-2-{2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロピン)	431	131860-33-8
2-123	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名:アミトラス)	1-432	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名:アミトラス)	432	33089-61-1
1-479	N-メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム)	1-433	N-メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム)	433	144-54-7

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
2-127	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名:オキサミル)	1-434	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名:オキサミル)	434	23135-22-0
		1-435	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名:ピリミノバックメチル)	435	136191-64-5
1-480	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム(別名:メタムナトリウム塩)			740	137-42-8
1-481	N-メチルジデカン-1-イルアミン			741	7396-58-9
1-482	アルファ-メチルスチレン	1-436	アルファ-メチルスチレン	436	98-83-9
		1-437	3-メチルチオプロパナル	437	3268-49-3
1-483	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン(別名:ジメタメトリン)			742	22936-75-0
1-484	メチル=ドデカノアート			743	111-82-0
1-485	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン			744	127-51-5
1-486	メチルナフタレン	1-438	メチルナフタレン	438	1321-94-4
1-487	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン(別名:ジノテフラン)			745	165252-70-0
1-488	3-メチルピリジン	1-439	3-メチルピリジン	439	108-99-6
1-489	N-メチル-2-ピロリドン			746	872-50-4
1-490	2-メチルプロパン-2-チオール			747	75-66-1
1-491	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名:カルベンダジム)	2-095	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名:カルベンダジム)	557	10605-21-7
1-492	3-メチルベンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの			748	
2-129	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	1-440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	440	80-15-9
		1-441	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	441	88-85-7
1-493	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル)	1-442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル)	442	55814-41-0
1-494	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート(別名:メソミル)	1-443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート(別名:メソミル)	443	16752-77-5
1-495	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名:トリフロキシストロピン)	1-444	メチル=(E)-メトキシイミノ-(2-{[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ}メチル}フェニル)アセタート(別名:トリフロキシストロピン)	444	141517-21-7

V

もっと知りたい時には

第一種指定化学物質リスト

令和3年 改正 政令番号	令和3(2021)年改正物質名	平成20年 改正 政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理 番号	CAS登録番号 の例
1-496	メチル=(E)-メトキシミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名:クレソキシムメチル)	1-445	メチル=(E)-メトキシミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名:クレソキシムメチル)	445	143390-89-0
1-497	4,4'-メチレンジアニリン	1-446	4,4'-メチレンジアニリン	446	101-77-9
		1-447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	447	5124-30-1
1-498	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1-448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	448	101-68-8
1-499	3-メトキシアニリン			749	536-90-3
1-500	(E)-2-メトキシミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド(別名:メトミノストロピン)			750	133408-50-1
1-501	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール			751	111-77-3
1-502	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム)	1-449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム)	449	13684-63-4
1-503	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ)	1-450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ)	450	88678-67-5
		1-451	2-メトキシ-5-メチルアニリン	451	120-71-8
2-132	2-メルカプトベンゾチアゾール	1-452	2-メルカプトベンゾチアゾール	452	149-30-4
1-504	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン			752	111-96-6
1-505	モリブデン及びその化合物	1-453	モリブデン及びその化合物	453	
		1-454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	454	95-32-9
		1-455	モルホリン	455	110-91-8
1-506	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)			753	68515-88-8
1-507	硫酸ジメチル			754	77-78-1
1-508	りん化アルミニウム	1-456	りん化アルミニウム	456	20859-73-8
1-509	りん酸ジブチル=フェニル			562	2528-36-1
1-510	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP)	1-457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP)	457	62-73-7
1-511	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	1-458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	458	78-42-2
1-512	りん酸トリス(2-クロロエチル)	1-459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	459	115-96-8
1-513	りん酸トリトリル	1-460	りん酸トリトリル	460	1330-78-5
1-514	りん酸トリフェニル	1-461	りん酸トリフェニル	461	115-86-6
1-515	りん酸トリブチル	1-462	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	462	126-73-8

(4) 商品に表示されている第一種指定化学物質の名称

家庭で使用する農薬や殺虫剤、洗濯用洗剤などに含まれる化学物質の排出量は、国が推計し公表しています。それぞれの製品に含まれる化学物質は、製品ラベルに表示されていますが、化管法の対象化学物質の名称と一致していないものもあります。

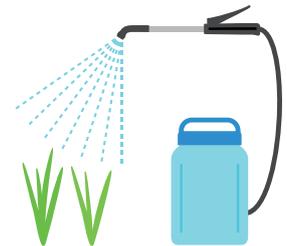
ここでは、法令や法令に基づく規定、工業会の独自規定などで製品ラベルの表示ルールが決められている商品について、第一種指定化学物質(令和3(2021)年改正)の表示名称をご紹介します。

農薬

農薬は、農薬取締法で製品表示のルールが定められています。農薬を販売するときは、容器に農薬の種類、名称などの他、有効成分とその他の成分の別に各成分の種類と含有量等が表示されます。

有効成分は、一般名で表示されます(例えば、「ABCD乳剤」という種類名の農薬は剤型(乳剤)を除いた「ABCD」が一般名にあたります)。

その他の成分は、水、界面活性剤、有機溶剤、乳化剤などにまとめて表示されます。



家庭で使用する農薬の有効成分の製品表示名称

管理番号	PRTR対象化学物質	
	第一種指定化学物質名称	農薬の有効成分の表示名称 ^{*1}
64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス
95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム
96	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	CAT
169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	DCMU
195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
212	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル
251	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	MEP
260	テトラクロロイソフタロニトリル	TPN
286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン
605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩	グリホサートアンモニウム グリホサートイソプロピルアミン塩 グリホサートナトリウム塩 グリホサートカリウム塩

V

もっと知りたい時には

PRTR対象化学物質		農薬の有効成分の表示名称 ^{※1}
管理番号	第一種指定化学物質名称	
615	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム
616	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン
617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド
685	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン
745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン

※1 第一種指定化学物質に指定されている一部の農薬についての製品表示名称です。

殺虫剤

家庭用殺虫剤は、対象害虫の種類により家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤に分かれます。



(1) 家庭用殺虫剤

家庭用殺虫剤とは、衛生害虫(ハエ、カ、ゴキブリなど)の駆除を目的とした殺虫剤です。薬機法^{※2}(旧薬事法)で製品表示のルールが定められています。

製品に含まれる成分や分量等の種類により、医薬品または防除用医薬部外品に分類されます。薬機法で製品表示についてルールが定められているほか、日本家庭用殺虫剤工業会が自主基準として「医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン」で製品表示ルールを定め、添付文書または直接の容器や被包に、承認された医薬品及び医薬部外品の成分及び分量が表示されます。いずれも有効成分は容器等に一般名で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(2) 不快害虫用殺虫剤

不快害虫用殺虫剤とは、家庭用に販売される不快害虫(アリ、ハチなど)の防除を目的とした殺虫剤です。農薬取締法の適用対象外製品ですが、厚生労働省が作成した「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」^{※3}及び生活害虫防除剤協議会が定めた「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」^{※4}で、自主的な製品表示ルールが定められています。

有効成分は、容器等に一般名(ないものは通称または略称)で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(3) シロアリ防除剤

シロアリ防除剤とは、建物のシロアリ防除を目的とした殺虫剤です。家庭用の製品の表示ルールは定められていません。

家庭用殺虫剤及び不快害虫用殺虫剤の有効成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		殺虫剤の有効成分の表示名称(一般名等)
管理番号	物質名	
22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル

PRTR対象化学物質		殺虫剤の有効成分の表示名称(一般名等)
管理番号	物質名	
64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス
153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン
181	ジクロロベンゼン	オルトジクロロベンゼン
251	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	M E P
252	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	M P P
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
405	ほう素化合物	ホウ酸
427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	N A C
428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル	B P M C
457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	D D V P
596	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン
617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド
745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン

※2 薬機法の正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」です。薬事法が平成25(2013)年11月27日に改正され薬機法と名称が変わりました。

※3 厚生労働省「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_manual.html

※4 生活害虫防除剤協議会「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/protectant_reference.pdf

洗剤(界面活性剤・中和剤)

家庭で使用される洗濯用や台所用などの洗剤や石けんは、適切な品質確保のために設けられた家庭用品品質表示法により製品表示のルールが定められています。

洗剤の成分表示のうち、界面活性剤は「界面活性剤」の次に括弧書きでその含有率と種類の名称が表示されます。中和剤などは、機能の名称を示す用語を用いて表示されるため、特定の化学物質の名称は表示されません。

家庭で使用される洗剤に含まれる界面活性剤の製品表示名称^{※5}

PRTR対象化学物質		略称	洗剤に含まれる界面活性剤の表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称		
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	LAS	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	AO	アルキルアミンオキシド
275	ドデシル硫酸ナトリウム	AS	アルキル硫酸エステルナトリウム
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	HDTMAC	アルキルトリメチルアンモニウム塩
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	AE	ポリオキシエチレンアルキルエーテル

V

もっと知りたい時には

PRTR対象化学物質		略称	洗剤に含まれる 界面活性剤の表示名称
管理 番号	第一種指定化学物質名称		
409	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
574	[(3-アルカンアミドプロピル) (ジメチル) アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル] (ジメチル) アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物		脂肪酸プロピルベタイン
578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル) (アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物		ポリオキシエチレンアルキルエーテル(アルキルポリエトキシレート)
580	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)		ポリオキシエチレンアルキルエーテル
581	アルキル(ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)		アルキルジメチルベンジルアンモニウム塩
593	N-エチル-N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		ジアルキルジメチルアンモニウム塩
642	ジデシル(ジメチル) アンモニウムの塩		ジアルキルジメチルアンモニウム塩
681	2-(N-ドデシル-N,N-ジメチルアン-モニオ)アセタート		アルキルベタイン
688	トリメチル(オクタデシル) アンモニウムの塩		アルキルトリメチルアンモニウム塩
690	N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩		アルキルトリメチルアンモニウム塩
694	ナトリウム = アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム = ヒドロキシアルケンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物		アルファオレフィンスルホン酸塩
696	ナトリウム = (ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート		アルカノイルオキシベンゼンスルホン酸ナトリウム
700	ビス(アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)		ジアルキルジメチルアンモニウム塩
707	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物		脂肪酸アルカノールアミド

※5 日本石鹸洗剤工業会では、平成20(2008)年化管法政令改正における第一種指定化学物質のうち、家庭用品に用いられる界面活性剤について、家庭用品品質表示法と化管法で規定する界面活性剤名称の対比表を作成しています。詳しい内容は以下をご参照ください。 https://jsda.org/w/03_shiki/a_kaimen08.html

化粧品

化粧品は、薬機法で製品表示のルールが定められています。化粧品は、容器等に全成分が表示されます。成分の名称は、日本化粧品工業会が取りまとめた「化粧品の成分表示名称リスト」^{※6}を利用し、消費者の混乱をできるだけ防ぐよう配慮されています。

薬用化粧品等の医薬部外品についても、工業界の自主的な取組で成分表示が行われています。医薬部外品は、薬機法に基づく審査を受けた製品や定められている基準に適合する製品が販売されている等、化粧品とは異なる手続きがとられているため、表示名称についても化粧品と同じ場合もありますが、異なる場合もあります。



化粧品に含まれる成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
20	2-アミノエタノール	エタノールアミン
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	ドデシルベンゼンスルホン酸Na ドデシルベンゼンスルホン酸 ドデシルベンゼンスルホン酸K ドデシルベンゼンスルホン酸TEA
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	ラウラミンオキシド
275	ドデシル硫酸ナトリウム	ラウリル硫酸Na
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	セトリモニウムクロリド タロウトリモニウムクロリド ココトリモニウムクロリド
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	(C12,13)パレス-10、(C12-14)パレス-3、(C12-14)パレス-5、(C12-14)パレス-7、(C12-14)パレス-9、(C12-14)パレス-12、PEG-3イソミリスチル、PEG-3.3イソミリスチル、PEG-9イソミリスチル、イソラウレス-6、イソラウレス-10、トリデセス-2、トリデセス-3、トリデセス-4、トリデセス-5、トリデセス-6、トリデセス-7、トリデセス-8、トリデセス-9、トリデセス-10、トリデセス-11、トリデセス-12、トリデセス-15、トリデセス-20、トリデセス-21、トリデセス-50、ミレス-2、ミレス-3、ミレス-4、ミレス-5、ミレス-10、ラウレス-1、ラウレス-2、ラウレス-3、ラウレス-4、ラウレス-5、ラウレス-6、ラウレス-7、ラウレス-8、ラウレス-9、ラウレス-10、ラウレス-11、ラウレス-12、ラウレス-13、ラウレス-14、ラウレス-15、ラウレス-16、ラウレス-20、ラウレス-21、ラウレス-23、ラウレス-24、ラウレス-25、ラウレス-30、ラウレス-38、ラウレス-40、ラウレス-50
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	ラウレス硫酸Na (C12-14)s-パレス-3硫酸Na
574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物	ラウラミドプロピルベタイン オレアミドプロピルベタイン ミリスタミドプロピルベタイン ココミドプロピルベタイン
576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物	ステアラミン
577	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物	PEG-10ココミン、PEG-15ココミン、PEG-2ココミン、PEG-3ココミン、PEG-5ココミン、PEG-5ステアラミン、PEG-50ステアラミン、PEG-2カプリリルアミン、PEG-15ソイアミン、PEG-2ソイアミン
578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物	イソステアレス-10、イソステアレス-12、イソステアレス-15、イソステアレス-2、イソステアレス-20、イソステアレス-22、イソステアレス-25、イソステアレス-3、イソステアレス-5、イソセテス-10、イソセテス-20、イソセテス-30、オレス-10、オレス-11、オレス-12、オレス-15、オレス-16、オレス-2、オレス-20、オレス-23、オレス-25、オレス-3、オレス-30、オレス-4、オレス-40、オレス-44、オレス-5、オレス-50、オレス-6、オレス-7、オレス-8、オレス-9、ステアレス-10、ステアレス-100、ステアレス-11、ステアレス-13、ステアレス-14、ステアレス-15、ステアレス-16、ステアレス-2、ステアレス-20、ステアレス-21、ステアレス-25、ステアレス-27、ステアレス-3、ステアレス-30、ステアレス-4、ステアレス-40、ステアレス-5、ステアレス-50、ステアレス-6、ステアレス-7、

V

もっと知りたい時には

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
		ステアレス-8、ステアレス-80、セテアレス-10、セテアレス-100、セテアレス-11、セテアレス-12、セテアレス-13、セテアレス-14、セテアレス-15、セテアレス-16、セテアレス-17、セテアレス-18、セテアレス-2、セテアレス-20、セテアレス-22、セテアレス-23、セテアレス-24、セテアレス-25、セテアレス-27、セテアレス-28、セテアレス-3、セテアレス-30、セテアレス-33、セテアレス-34、セテアレス-4、セテアレス-40、セテアレス-5、セテアレス-50、セテアレス-55、セテアレス-6、セテアレス-60、セテアレス-7、セテアレス-8、セテアレス-80、セテアレス-9、セテス-1、ラウレス-1、ラウレス-10、ラウレス-12、ラウレス-13、ラウレス-14、ラウレス-15、ラウレス-16、ラウレス-2、ラウレス-3、ラウレス-4、ラウレス-5、ラウレス-6、ラウレス-7、ラウレス-8、ラウレス-9、ステアレス-12、イソセテス-15、イソセテス-25、オレス-82、オレス-106、(C12-16)パレス-9、PEG-5(C12-16)アルコール、PEG-7(C12-16)アルコール、コセス-10、イソセテス-7、イソセテス-12、イソステアレス-16、イソステアレス-8、コセス-3、オレス-100、ステアレス-1、オレス-45、(C12-16)パレス-7、(C12-16)パレス-5、ステアレス-200、ステアレス-60セチルエーテル、セテアレス-29、イソセテス-5、コセス-7、オレス-110
579	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1,2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1,2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。	PPG-2イソデセス-12、PPG-2-イソデセス-6、PPG-2-イソデセス-4、PPG-2-イソデセス-10、PPG-2-イソデセス-8、PPG-2-イソデセス-18、PPG-2イソデセス-25、PPG-6(C9-11)パレス-5、PEG/PPG-4/2プロピルヘプチルエーテル、PEG/PPG-6/2プロピルヘプチルエーテル、PEG/PPG-8/2プロピルヘプチルエーテル、PEG/PPG-14/2プロピルヘプチルエーテル、PEG/PPG-40/2プロピルヘプチルエーテル、PPG-1イソデセス-4、PPG-1イソデセス-6、PPG-1イソデセス-7、PPG-1イソデセス-9、PEG/PPG-5/2プロピルヘプ0、PEG/PPG-10/2プロピルヘプチルエーテル
580	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。))	トリデセス-10、トリデセス-11、トリデセス-12、トリデセス-15、トリデセス-2、トリデセス-20、トリデセス-21、トリデセス-3、トリデセス-5、トリデセス-50、トリデセス-6、トリデセス-7、トリデセス-8、トリデセス-9、ラウレス-1、ラウレス-10、ラウレス-2、ラウレス-3、ラウレス-4、ラウレス-5、ラウレス-6、ラウレス-7、ラウレス-8、ラウレス-9、(C12-14)s-パレス-30、(C12-14)s-パレス-40、(C12-14)s-パレス-50、デセス-8、(C12-14)s-パレス-3、(C12-14)s-パレス-5、(C12-14)s-パレス-7、(C12-14)s-パレス-8、(C12-14)s-パレス-9、(C12-14)s-パレス-12、(C12-14)s-パレス-15、(C12-14)s-パレス-20、コセス-10、コセス-7、デセス-3、(C9-11)パレス-8、ウンデセス-5、ウンデセス-11、トリデセス-4、コセス-3、デセス-7、ウンデセス-7、デセス-5、ウンデセス-8、(C11-15)s-パレス-12、(C9-11)パレス-2、(C9-11)アルケス-6、ウンデセス-3
581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。))	ベンザルコニウムクロリド ミリスタルコニウムクロリド セタルコニウムクロリド
595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	EDTA、EDTA-3K、EDTA-2K、EDTA-2Na、EDTA-3Na、EDTA-4Na
642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	クオタニウム-18 ジココジモニウムクロリド ジデシルジモニウムクロリド
681	2-(N-ドデシル-N,N-ジメチルアンモニオ)アセタート	ココベタイン ラウリルベタイン
688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩	ステアリルトリモニウムブロミド ステアルトリモニウムクロリド ステアルトリモニウムブロミド タロウトリモニウムクロリド ステアルトリモニウムメトサルフェート ココトリモニウムクロリド

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
690	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩	ラウリルトリモニウムクロリド ラウルトリモニウムプロミド タロウトリモニウムクロリド ココトリモニウムクロリド
694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物	オレフィン(C14-16)スルホン酸Na
700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)	ジココジモニウムクロリドク オタニウム-18 ジアルキル(C12-15)ジモニウムクロリド ジステアリルジモニウムクロリド ジセチルジモニウムクロリド ジラウリルジモニウムクロリド
707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物	ココミドDEA、パーム核脂肪酸アミドDEA、オレアミドDEA、カブラミドDEA、ステアラミドDEA、ミリスタミドDEA、ラウラミドDEA、リノレアミドDEA、水添タロウアミドDEA、トールアミドDEA

※6 日本化粧品工業会「化粧品の成分表示名称リスト」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
<https://www.jcia.org/user/business/ingredients/namelist>

防虫剤

防虫剤は、日本繊維製品防虫剤工業会が定め、防虫剤公正取引協議会が運用する「**防虫剤の表示に関する公正競争規約**」^{※7}や「**防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則**」^{※8}で製品表示のルールが定められています。

主たる成分は、製品の容器または包装に「〇〇製剤」と表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。



防虫剤に含まれる主たる製品の製品

PRTR対象化学物質		防虫剤の主たる成分の表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
181	ジクロロベンゼン	パラジクロロベンゼン製剤

※7 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
<https://bouchuko.org/project02/>

※8 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
<https://bouchuko.org/project03/>

V

もっと知りたい時には

2 PRTRに関連する用語の解説

環境リスク

「かんきょうリスク」

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を經由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（ばく露量）で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

化学物質の環境リスク = 有害性の程度 × ばく露量

化学物質は、安全なものと同様に有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量にばく露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量のばく露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、ばく露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

排出量

「はいしゅつりょう」

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

移動量

「いどうりょう」

その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

取扱量

「とりあつかいりょう」

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

化学物質管理指針 「かがくぶっしつかんりししん」

「化学物質管理指針」とは、化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。(化学物質管理指針、平成12(2022)年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号)

有害性

「ゆうがいせい」

化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、人の健康や環境に悪影響を及ぼす性質をいう。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか、短時間ばく露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか、長期間ばく露した時、数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

発がん性

「はつがんせい」

発がん性とは、動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。PRTR対象物質の選定では、発がん性に基づき二つのクラスに分類されている。分類に際してはIARC(国際がん研究機関)、EPA(米国環境保護庁)、EU(欧州連合)、NTP(米国国家毒性プログラム)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)、日本産業衛生学会の6つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

クラス	機関名 評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業 衛生学会
1	人発がん性あり (1機関以上で右の評価 を獲得)	1	A	1A	K	A1	1
2	人発がん性の疑いが強い (IARC、もしくは複数機 関で右の評価を獲得)	2A 2B	B1 B2	1B	R	A2 A3	2A 2B

変異原性

「へんいげんせい」

変異原性とは、突然変異を引き起こす性質のこと、発がん性など関係がある。

感作性

「かんさせい」

感作性とは、化学物質への反復ばく露後に、ばく露された人または動物の大部分において、その正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

生態毒性

「せいたいどくせい」

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

オゾン層破壊物質

「オゾンそうはかいぶっしつ」

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。国際的にもモントリオール議定書において規定されている。

CAS登録番号 (CAS RN)

「キャスとうろくばんごう」

アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が化学物質に付与している登録番号で、特定の化学物質に対する固有のコードとして世界的に広く使用されている。

レスポンシブル・ ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。昭和60(1985)年にカナダではじまり、日本では平成7(1995)年に(一社)日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会(現レスポンシブル・ケア委員会)を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業123社(令和4(2022)年7月末現在)が加盟して取組を進めている。

V

もっと知りたい時には

環境マネジメントシステム 「かんきょうマネジメントシステム」

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO(国際標準化機構)がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

環境報告書 「かんきょうほうこくしょ」

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。

SDS

「エスディーエス」(Safety Data Sheet:安全データシート)

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性状や取扱い方法などが記載されたものを安全データシート(SDS)という。SDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、事前にその相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このSDSを提供することが義務づけられている。(次ページ参照)

SDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」(平成12(2000)年12月22日通産省令第401号 参考URL:https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.pdf で定められており、SDSの情報はJIS Z7253に適合する記載に努めるよう規定されている。(純物質は平成24(2012)年6月1日から、混合物は平成27(2015)年4月1日から適用)

なお、国内では平成23(2011)年度までは一般的に「MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート)」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一している。

指定化学物質等取扱事業者

「していかかくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ」

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義している。ここでは、PRTR制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件(10ページ参照)はなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、SDSを提供することが義務づけられている事業者のことを指す。なお、第一種指定化学物質等を取扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品
 化学品の名称(製品名(商品名)等) トリクロロエチレン
 化学品(製品)のコード C08S-0001

供給者情報
 震ヶ関工業株式会社
 住所 神奈川県横浜市中区1丁目1番地
 電話番号 045-123-4567
 緊急連絡電話番号 045-123-4567
 ファックス番号 045-123-4568
 メールアドレス

推奨用途及び使用上の制限
 金属加工部品などの脱脂洗浄、化学品の製造原料、油脂、樹脂、ゴム、塗料などの溶剤、抽出溶剤、各種モノマーの重合度調整剤、試験研究用試薬等

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入;蒸気) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 標的臓器/全身毒性(単回暴露)
環境に対する有害性	区分外 区分1 B 区分1 B 区分3 (麻酔作用、気道刺激性) 区分1 (中枢神経系) 区分2 区分2 区分2

環境に対する有害性: 水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(慢性)

GHSラベル要素
 絵表示又はシンボル:



注意喚起語 危険
 危険有害性情報
 ・吸入すると有害(蒸気)
 ・皮膚刺激
 ・強い眼刺激

3 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別	単一化学物質
化学名	トリクロロエチレン
一般名又は別名	トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)
CAS番号	79-01-6
濃度	トリクロロエチレン 99%以上
化学式又は構造式	CHCl=CCl2
官報公示整理番号	(化審法) (2) -105 第2種特定化学物質
化学物質排出把握管理促進法	(安衛法) (2) -105 化審法を準用
EINECS No.	201-167-4

3 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別 単一化学物質
 化学名 トリクロロエチレン
 一般名又は別名 トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)
 CAS番号 79-01-6
 濃度 トリクロロエチレン 99%以上
 化学式又は構造式 CHCl=CCl2
 官報公示整理番号 (化審法) (2) -105 第2種特定化学物質
 化学物質排出把握管理促進法 (安衛法) (2) -105 化審法を準用
 EINECS No. 201-167-4

注意書き

[安全対策]
 ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 ・保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 ・取扱後はよく手を洗うこと。
 ・使用前に取扱説明書を読み、すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 ・ガス/蒸気を吸入しないこと。
 ・環境への放出を避けること。

[応急措置]
 ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 ・皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
 ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していなくても外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ・飲み込んだ場合: 無理に吐かせないこと。
 ・漏出物を回収すること。
 ・以下の場合は医師の診断/手当てを受けること。
 気分が悪い時、皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、暴露または暴露の懸念がある場合、飲み込んだ場合
 [保管]
 ・容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
 [廃棄]
 ・内容物/容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

1. 化学品及び会社情報

製品
 化学品の名称(製品名(商品名)等) トリクロロエチレン
 化学品(製品)のコード C08S-0001

供給者情報
 震ヶ関工業株式会社
 住所 神奈川県横浜市中区1丁目1番地
 電話番号 045-123-4567
 緊急連絡電話番号 045-123-4567
 ファックス番号 045-123-4568
 メールアドレス

推奨用途及び使用上の制限
 金属加工部品などの脱脂洗浄、化学品の製造原料、油脂、樹脂、ゴム、塗料などの溶剤、抽出溶剤、各種モノマーの重合度調整剤、試験研究用試薬等

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入;蒸気) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 標的臓器/全身毒性(単回暴露)
環境に対する有害性	区分外 区分1 B 区分1 B 区分3 (麻酔作用、気道刺激性) 区分1 (中枢神経系) 区分2 区分2 区分2

環境に対する有害性: 水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(慢性)

GHSラベル要素
 絵表示又はシンボル:



注意喚起語 危険
 危険有害性情報
 ・吸入すると有害(蒸気)
 ・皮膚刺激
 ・強い眼刺激

3 関連ウェブサイト

国内

■ 行政機関

環境省環境保健部化学物質安全課・PRTR担当 TEL:03-5521-8259 E-mail:ehs@env.go.jp
PRTR制度に関連する情報
「PRTRインフォメーション広場」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
「PRTR集計結果」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html
「PRTRグラフでデータを見る」 https://www.prtr.env.go.jp/prtrinfo/
「PRTRデータ地図上表示システム」 https://www.prtr.env.go.jp/prtrmap/
対象化学物質の有害性など
「対象化学物質情報」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html
リスクコミュニケーションなど
「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」 https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html
パンフレット・冊子
「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて」 https://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html
「化学物質ファクトシート」 https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html
「かんたん化学物質ガイド」 https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課 TEL:03-3501-0080
「化学物質管理政策サイト」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
「化学物質排出把握管理促進法サイト」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
地方公共団体
各地方公共団体のホームページアドレスは、120ページ以降にある「各地方公共団体のPRTR担当窓口」をご参照ください。

■ 関連団体

(国研)国立環境研究所 https://www.nies.go.jp/index.html D.Chem-Core(ディーケムコア) https://www.nies.go.jp/dchemcore/
「化学物質情報データベース」 https://www.nies.go.jp/kisplus/
(独)製品評価技術基盤機構 https://www.nite.go.jp
「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIIP)」 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
国立医薬品食品衛生研究所 https://www.nihs.go.jp/index-j.html
「国際化学物質安全性カード(ICSC)」 https://www.nihs.go.jp/ICSC/
(国研)産業技術総合研究所 安全科学研究部門 https://riss.aist.go.jp/
(一財)化学物質評価研究機構 https://www.cerij.or.jp
「化学物質ハザードデータ集」 https://www.cerij.or.jp/evaluation_document/Chemical_hazard_data.html
(一社)環境情報科学センター https://www.ceis.or.jp
(一社)日本化学物質安全・情報センター https://www.jetoc.or.jp
(一社)日本化学工業協会 https://www.nikkakyo.org
石油化学工業協会 https://www.jpca.or.jp/index.html
中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター https://www.jaish.gr.jp

■ 民間団体

有害化学物質削減ネットワーク https://toxwatch.net
エコケミストリー研究会 http://www.ecochemi.jp

諸外国

■ 行政機関

EC(欧州委員会)
「E-PRTR(The European Pollutant Release and Transfer Register)」 https://ec.europa.eu/environment/industry/stationary/e-prtr/legislation.htm
英 国
「PI(Pollution Inventory)」 https://www.gov.uk/government/collections/pollution-inventory-reporting
ドイツ
「Thru.de」 https://www.thru.de/thrude/
オランダ
「Emissieregistratie」 https://www.emissieregistratie.nl/
米 国
「TRI(Toxics Release Inventory)」 https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program
「Envirofacts」 https://enviro.epa.gov
カナダ
「NPRI(National Pollutant Release Inventory)」 https://www.canada.ca/en/services/environment/pollution-waste-management/national-pollutant-release-inventory.html
オーストラリア
「NPI(National Pollutant Inventory)」 https://www.npi.gov.au/npi-data
韓 国
「PRTR」 https://icis.me.go.kr/prtr/main.do

■ 国際機関

UNECE(国連欧州経済委員会)、OECD(経済協力開発機構)
「PRTR.NET」 https://prtr.unece.org
「Centre for PRTR Data」 https://prtr.unece.org/centre-for-PRTR-Data

4 各地方公共団体のPRTR担当窓口

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL	
北海道	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 大気環境係	011-204-5192 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/top_page/prtr-HPs.html
	札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課	011-211-2882 https://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/index.html
青森県	環境工ネルギー部 環境政策課 生活環境保全グループ	017-734-9242 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/PRTR.html
	岩手県 環境生活部 環境保全課 環境調整担当	019-629-5359 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/1005911.html
花巻市	市民生活部 生活環境課	0198-41-3545 https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/kankyo/kougai/1001043.html
	北上市 生活環境部 環境政策課	0197-72-8282 https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/shinseishodownload/kankyo/10791.html
	宮城県 環境生活部 環境対策課 環境影響評価班	022-211-2667 https://www.pref.miyagi.jp/site/prtr/
仙台市	環境局 環境部 環境対策課	022-214-8221 http://www.city.sendai.jp/taisaku-suishin/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/yugai/taisaku/index.html
	秋田県 生活環境部 環境管理課	018-860-1601 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1273
山形県	環境工ネルギー部 水大気環境課	023-630-2338 https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/kagaku/pubdoc060223prtr.html
	福島県 生活環境部 水・大気環境課	024-521-7261 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/prtr-setumei.html
茨城県	県民生活環境部 環境対策課	029-301-2956 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/kogai/chemistry/prtr.html
	古河市 市民部 環境課	0280-76-1511(内線2243) https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kankyo/5/2058.html
	笠間市 環境推進部 環境政策課	0296-77-1101(内線126) https://www.city.kasama.lg.jp/page/page007017.html
栃木県	環境森林部 環境保全課 大気環境担当	028-623-3188 https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/prtrtodokedenituitetoph19.html
	宇都宮市 環境部 環境保全課	028-632-2420 https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/seikatsukankyo/1005364.html
群馬県	環境森林部 環境保全課	027-226-2832 https://www.pref.gunma.jp/page/6805.html
	高崎市 環境部 環境政策課 環境保全担当	027-321-1251 https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/40413.html
埼玉県	環境部 大気環境課	048-830-2986 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku.html
	さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 大気環境係	048-829-1330 https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/009/p001842.html
川越市 環境部 環境対策課	049-224-5894 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/b-kankyo/1012190.html	
川口市 環境部 環境保全課	048-228-5389 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/index.html	
所沢市 環境クリーン部 環境対策課 青空・化学物質グループ	04-2998-9230 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kagakubushitu/index.html	
越谷市 環境経済部 環境政策課	048-963-9186 https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/download/kagakubussitu_sinsei.html	

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL	
千葉県	環境生活部 大気保全課 大気指導班	043-223-3802 https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prtr/index.html
	千葉市 環境局 環境保全部 環境保全課	043-245-5141 https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/chemi_prtr_top.html
東京都	環境局 環境改善部 化学物質対策課 企画担当	03-5388-3503 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/control/prtr.html
神奈川県	環境農政局 環境部 環境課 環境計画グループ	045-210-4107 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/index.html
	横浜市 みどり環境局 環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/kagaku/prtr/prtr.html
	川崎市 環境局 環境対策部 地域環境共創課 化学物質対策担当	044-200-2532 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-1-0-0-0-0-0.html
	相模原市 環境経済局 環境部 環境保全課	042-769-8241 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026503/kogai/1008107.html
新潟県	環境局 環境対策課 環境保全係	025-280-5154 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356876494191.html
	新潟市 環境部 環境対策課 環境保全グループ	025-226-1375 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/seikatukankyo/chemistry/prtr.html
富山県	生活環境文化部 環境保全課 指導係	076-444-3144 https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00000941/index.html
	富山市 環境部 環境保全課	076-443-2086 https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010244/1005248.html
石川県	生活環境部 環境政策課 環境管理グループ	076-225-1463 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtrhome.html
福井県	エネルギー環境部 環境政策課 環境管理審査グループ	0776-20-0303 https://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html
山梨県	森林環境部 大気水質保全課	055-223-1510 https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html
長野県	環境部 水大気環境課 大気保全係	026-235-7177 https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/prtr/index.html
	長野市 環境部 環境保全温暖化対策課	026-224-8034 https://www.city.nagano.nagano.jp/site/prtr/
	松本市 環境エネルギー部 環境保全課 環境保全担当	0263-34-3267 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/52/4561.html
岐阜県	環境エネルギー生活部 環境管理課	058-272-8230 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/761.html
静岡県	くらし・環境部 環境局 生活環境課	054-221-2253 https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002100/1002643/index.html
	静岡市 環境局 環境保全課 大気係	054-221-1358 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5382/s004096.html
	浜松市 環境部 環境保全課	053-453-6170 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/prtr.html
愛知県	環境局 環境政策部 環境活動推進課 環境影響・リスク対策グループ	052-954-6211, 6212 https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/
	名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課	052-972-2697 https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-17-3-0-0-0-0-0.html
	豊橋市 環境部 環境保全課	0532-51-2388 https://www.city.toyohashi.lg.jp/7822.htm
	岡崎市 環境部 環境保全課	0564-23-6194 https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html



もっと知りたい時には

地方公共団体名		部局名／電話番号／関連URL	
一宮市	環境部 環境保全課 公害規制・監視グループ	0586-45-7185	https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyohozen/1044306/1044308/1010017/1039003.html
	環境部 環境保全課	0565-34-6628	https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/1027048/1027056/index.html
三重県	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課	059-224-2380	http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci500005174.htm
	琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係	077-528-3357	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/13499.html
京都府	総合政策環境部 環境管理課 指導係	075-414-4707	https://www.pref.kyoto.jp/prtr/
	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課	075-222-3955	https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103679.html
大阪府	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ	06-6210-9578	https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/shidou/index.html
	環境局 環境管理部 環境規制課 化学物質対策グループ	06-6615-7988	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000056158.html
堺市	環境局 環境保全部 環境対策課 大気環境係	072-228-7474	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/shimin/index.html
	環境農林水産部 環境保全課 事業所指導担当	072-423-9462	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/prtr.html
豊中市	環境部 環境指導課	06-6858-2105	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/hozen_kougai/prtr_chem.html
	まちづくり環境部 環境政策課	072-754-6647	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/machidukurikankyo/kanyo/kogai/1415929802880.html
吹田市	環境部 環境保全指導課 大気汚染・悪臭担当	06-6384-1850	https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/prtr/seido-prtr.html
	市民生活部 環境課	0725-33-9168	
高槻市	市民生活環境部 環境政策課	072-674-7486	https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1926.html
	市民生活部 環境衛生課	072-433-7186	https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/kankyoeisei/menu/kougai/prtr.html
枚方市	環境部 環境指導課	050-7102-6015	https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008621.html
	産業環境部 環境保全課	072-620-0024	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyohozen/menu/kougai/kankei/jigyosya/kogai_todokede/setti/kagakubusshitsu.html
八尾市	環境部 環境保全課	072-924-3841	https://www.city.yao.osaka.jp/machidukuri_jinken_kankyou/shizen_kankyou/1014656/1003301/1003303.html
	生活産業部 環境衛生課	072-463-1212(内線2286)	http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/kougai_03/1585296206844.html
富田林市	市民人権部 環境衛生課	0721-25-1000(内線171)	https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/1379.html
	都市環境安全局 地域資源循環部 環境政策課 環境保全グループ	0721-53-1111(内線542)	https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/14/5375.html
松原市	市民生活部 環境予防課	072-334-1550(内線2659)	https://www.city.matsubara.lg.jp/docs/page3878.html
	みどりまちづくり部 環境動物室	072-724-6189	https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/kougaitodokede/kagakubussitu.html
東大阪市	環境部 公害対策課	06-4309-3204	https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000014487.html

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL		
大阪狭山市	市民生活部 生活環境グループ	072-367-7953	
	阪南市	市民部 生活環境課 https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/shimin/seikatsu_k/kankyohozen/kougai/kagakubusshitsu/1335925325907.html	
	豊能郡豊能町	住民部 環境課 072-736-1190	
	豊能郡能勢町	まちづくり推進部みどり環境課 072-734-3171	
	泉北郡忠岡町	産業住民部 生活環境課 0725-22-1122(内線259)	
	南河内郡太子町	まちづくり推進部 環境農林課 0721-98-5522	
	南河内郡河南町	まち創造部 都市環境課 0721-93-2500(内線272)	
	南河内郡千早赤阪村	産業建設部 農林環境課 0721-72-0081	
兵庫県	環境部 水大気課 審査情報班 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/chemistry/prtr/prtr/	078-362-9086	
	神戸市	環境局 環境保全課 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/kagakubussitu/prtr.html	078-595-6223
奈良県	環境森林部 水・大気環境課 https://www.pref.nara.jp/60007.htm	0742-27-8734	
和歌山県	環境生活部 環境政策局 環境管理課 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/	073-441-2688	
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422	0857-26-7206	
島根県	環境生活部 廃棄物対策課 総務情報係 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/	0852-22-6419	
岡山県	環境文化部 環境管理課 化学物質対策班 https://www.pref.okayama.jp/page/310135.html	086-226-7305	
	岡山市	環境局 環境部 環境保全課 https://www.city.okayama.jp/shisei/0000016185.html	086-803-1280
	倉敷市	環境局 環境政策部 環境政策課 https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011733/1014792/1015020.html	086-426-3391
広島県	環境県民局 環境保全課 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/g-index.html	082-513-2920	
	広島市	環境局 環境保全課 大気騒音係 https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026641/1026642/index.html	082-504-2187
	呉市	環境部 環境政策課 環境試験センター 環境調査グループ http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/sinseitodokede.html	0823-25-3551
	福山市	経済環境局 環境部 環境保全課 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/2716.html	084-928-1072
山口県	環境生活部 環境政策課 大気・化学物質環境班 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/chemi-substance/prtr.html	083-933-3034	
	萩市	市民部 環境衛生課 0838-25-3341	
徳島県	生活環境部 環境管理課 企画・大気担当 https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/shizen/2010071300075/	088-621-2274	
香川県	環境森林部 環境管理課 大気保全・環境安全グループ https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kagaku/kfvn.html	087-832-3219	

V

もっと知りたい時には

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL	
愛媛県	県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347 https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/bushitsu/prtr/prtrmain.html
	高知県	林業振興・環境部 環境対策課 088-821-4524 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/prtr-top/
福岡県	環境部 環境保全課 調査指導係	092-643-3359 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/prtr-main.html
	北九州市	環境局 環境監視部 環境監視課 企画調整係 093-582-2290 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0426.html
福岡市	環境局 環境監視部 環境保全課 大気環境対策係	092-733-5386 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/genre/03-004.html
	佐賀県	県民環境部 有明海再生・環境課 生活環境担当 0952-25-7774 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336605/index.html
長崎県	県民生活環境部 地域環境課 環境監視班	095-895-2356 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyokanshi/prtr-top/
	熊本県	環境生活部 環境局 環境保全課 大気・化学物質班
熊本市		環境局 環境推進部 環境政策課 096-328-2427 https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji0032102/index.html
大分県	生活環境部 環境保全課 大気保全班	097-506-3114 https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/prtr.html
	宮崎県	環境森林部 環境管理課 大気・化学物質担当
宮崎市		環境部 環境指導課 環境対策係 0985-21-1763 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/1132.html
鹿児島県	環境林務部 環境保全課 環境管理係	099-286-2624 http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/prtr/index.html
	鹿児島市	環境局 環境部 環境保全課 環境保全係 099-216-1297 http://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/hozen/machizukuri/kankyohozen/kogai/taisaku/prtr/index.html
沖縄県	環境部 環境保全課	098-866-2236 https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/kankyo/1004750/1004751/1004754.html

*都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。

関連URLについて、PRTR専門サイトがない場合などは、空欄になっています。

5 索引

アルファベット

CAS登録番号…………… 65、78～106、115
PRTRインフォメーション広場
…………… 13、46、47、50、54、58、77、118
PRTRけんさくくん …………… 37、54、55、57
PRTR集計・公表システム …………… 46
PRTR制度 …………… 2、3、6、7、8、10、12、13、21、22、
40、62、63、74、75、77、116、118
PRTRデータ地図上表示システム …………… 50、56、118
PRTR目安箱 …………… 77
SDS…………… 8、72、74、75、77、116、117

い

移動体 …………… 6、13、18、22、23、25、33
移動量 …… 6、8、10、11、12、18～22、27、32、34、35、
37～41、43～45、51～53、55、56、62、65、
72、74、75、77、114、116

う

埋立…………… 11、19、20、27、28、32、34、39、
41～43、45、49、52、56

お

オゾン層破壊物質 …………… 8、18、115

か

開示請求 …………… 6、54、56～59
化学物質アドバイザー …………… 66、70～72
化学物質管理指針 …………… 74、76、114
化管法 …………… 7、8、10、47、70、72、
74～77、110、114、116
環境報告書 …………… 64、116
環境マネジメントシステム …………… 64、116
環境リスク …………… 2、6、10、21、40、47、62、63、
65、66、69、72、114、118
感作性 …………… 8、24、67、115
管理番号…………… 14、59、80

け

下水道…………… 6、10、11、19、20、32、34、37、
39、43、44、45、52、56、57、114

こ

公共用水域…………… 11、19～21、27、28、32、
34、39、42、45、49、56、114
公表…………… 2、3、6、7、10、12、13、19、21、22、38、
46、47、57、62、71、74、75、107、116

し

指定化学物質等取扱事業者 …………… 59、75、116

す

推計方法 …………… 13、14、20

せ

生態毒性 …………… 8、115

た

第一種指定化学物質 … 8、10～14、18、22、32、37、45、
55、56、59、65、74～114、116
ダイオキシン類の単位…………… 21、32、33
大気への排出 …………… 11、27、28、32、34、49、55、56
対象化学物質 …… 6、8～11、13、14、19、20、24、34、
38、39、45、65、68、74～76、78、107～113、118
対象事業者 …………… 6、10～13、27、34、74、77
第二種指定化学物質 …………… 8、74～76、78、116

と

特定第一種指定化学物質 … 8、10、13、18、32、76、78
土壌への排出 …………… 11、20、27、28、32、34、49、56
届出事業所 …………… 38、69
取扱量 …………… 6、10、12、13、18、72、74、114、116

は

廃棄物 …………… 6、10、11、19、20、27、32、34～36、
39、41、43～45、48、52、70、74、114、123
排出量 …………… 6～8、10～15、18～35、37～43、45、
48、49、51、55～57、59、62、64、65、68、
69～72、74～77、107、114、116
ばく露量 …………… 21、23、114
発がん性 …………… 8、9、32、67、114、115

へ

変異原性 …………… 8、67、115

ゆ

有害性 …………… 8、9、21、23、24、62、63、65、
67、69、74、75、114、118

り

リスクコミュニケーション… 63～67、69、70～72、118

れ

レスポンスブル・ケア …………… 64、115

PRTR データを読み解くための
市民ガイドブック

令和5年度集計結果から

化学物質による環境リスクを減らすために

[令和 7(2025)年 9月発行]

環境省 環境保健部 化学物質安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL.03-3581-3351 (内線6358)

E-mail ehs@env.go.jp

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。